

令和元年度 相模原市

一般会計歳入歳出決算書

一般会計歳入歳出決算

歳 入

予 算 現 額 320, 307, 166, 534 円

決 算 額 305, 311, 250, 770 円

歳 出

予 算 現 額 320, 307, 166, 534 円

決 算 額 295, 636, 583, 381 円

歳入歳出差引残額 9, 674, 667, 389 円

令和元年度 一般会計歳入歳出決算書

歳 入

款	項	予 算 現 額
5 市税		130,800,000,000
	5 市民税	67,619,909,000
	10 固定資産税	45,590,364,000
	15 軽自動車税	1,009,286,000
	20 市たばこ税	4,250,000,000
	30 事業所税	3,149,971,000
	35 都市計画税	9,180,470,000
10 地方譲与税		1,756,000,000
	7 地方揮発油譲与税	770,000,000
	10 自動車重量譲与税	920,000,000
	15 地方道路譲与税	0
	17 森林環境譲与税	36,000,000
	20 石油ガス譲与税	30,000,000
13 利子割交付金		130,000,000
	5 利子割交付金	130,000,000
16 配当割交付金		600,000,000
	5 配当割交付金	600,000,000
19 株式等譲渡所得割交付金		800,000,000
	5 株式等譲渡所得割交付金	800,000,000
20 分離課税所得割交付金		150,000,000
	5 分離課税所得割交付金	150,000,000
22 地方消費税交付金		11,800,000,000
	5 地方消費税交付金	11,800,000,000

(単位：円)

調 定 額	収 入 済 額 還 付 未 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入済額 との比較
134,027,661,995	131,098,296,792 42,764,642	244,947,138	2,727,182,707	298,296,792
69,564,268,821	67,457,807,052 31,315,557	163,918,661	1,973,858,665	△162,101,948
46,466,217,273	45,856,077,354 7,683,874	61,679,519	556,144,274	265,713,354
1,093,202,207	1,027,679,648 695,400	5,758,000	60,459,959	18,393,648
4,358,892,808	4,358,941,959 54,843	0	5,692	108,941,959
3,175,273,100	3,170,941,400 1,292,200	0	5,623,900	20,970,400
9,369,807,786	9,226,849,379 1,722,768	13,590,958	131,090,217	46,379,379
1,701,964,274	1,701,964,274	0	0	△54,035,726
692,454,000	692,454,000	0	0	△77,546,000
949,271,000	949,271,000	0	0	29,271,000
274	274	0	0	274
35,094,000	35,094,000	0	0	△906,000
25,145,000	25,145,000	0	0	△4,855,000
66,085,000	66,085,000	0	0	△63,915,000
66,085,000	66,085,000	0	0	△63,915,000
609,602,000	609,602,000	0	0	9,602,000
609,602,000	609,602,000	0	0	9,602,000
366,837,000	366,837,000	0	0	△433,163,000
366,837,000	366,837,000	0	0	△433,163,000
140,957,000	140,957,000	0	0	△9,043,000
140,957,000	140,957,000	0	0	△9,043,000
11,789,344,000	11,789,344,000	0	0	△10,656,000
11,789,344,000	11,789,344,000	0	0	△10,656,000

款	項	予 算 現 額
25 ゴルフ場利用税交付金		170,000,000
	5 ゴルフ場利用税交付金	170,000,000
30 自動車取得税交付金		470,000,000
	5 自動車取得税交付金	470,000,000
31 環境性能割交付金		230,000,000
	5 環境性能割交付金	230,000,000
32 軽油引取税交付金		3,100,000,000
	5 軽油引取税交付金	3,100,000,000
34 国有提供施設等所在市町村助成交付金		1,307,950,000
	5 国有提供施設等所在市町村助成交付金	1,307,950,000
37 地方特例交付金		1,411,822,000
	5 地方特例交付金	990,000,000
	15 子ども・子育て支援臨時交付金	421,822,000
40 地方交付税		16,679,292,000
	5 地方交付税	16,679,292,000
43 交通安全対策特別交付金		220,000,000
	5 交通安全対策特別交付金	220,000,000
46 分担金及び負担金		1,328,753,000
	5 負担金	1,328,753,000
50 使用料及び手数料		5,384,645,000
	5 使用料	3,505,904,000
	10 手数料	1,878,741,000
55 国庫支出金		65,246,356,000
	5 国庫負担金	53,468,876,000
	10 国庫補助金	11,373,085,000
	15 国庫委託金	404,395,000

(単位：円)

調定額	収入済額 還付未済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額 との比較
155,425,660	155,425,660	0	0	△14,574,340
155,425,660	155,425,660	0	0	△14,574,340
539,683,896	539,683,896	0	0	69,683,896
539,683,896	539,683,896	0	0	69,683,896
209,335,008	209,335,008	0	0	△20,664,992
209,335,008	209,335,008	0	0	△20,664,992
3,228,223,114	3,228,223,114	0	0	128,223,114
3,228,223,114	3,228,223,114	0	0	128,223,114
1,307,954,000	1,307,954,000	0	0	4,000
1,307,954,000	1,307,954,000	0	0	4,000
1,917,959,000	1,917,959,000	0	0	506,137,000
1,089,893,000	1,089,893,000	0	0	99,893,000
828,066,000	828,066,000	0	0	406,244,000
17,299,939,000	17,299,939,000	0	0	620,647,000
17,299,939,000	17,299,939,000	0	0	620,647,000
202,085,000	202,085,000	0	0	△17,915,000
202,085,000	202,085,000	0	0	△17,915,000
1,458,020,645	1,338,753,916 444,830	21,748,546	97,963,013	10,000,916
1,458,020,645	1,338,753,916 444,830	21,748,546	97,963,013	10,000,916
5,400,566,089	5,305,561,376 376,930	2,826,568	92,555,075	△79,083,624
3,492,869,780	3,400,030,677 376,930	2,809,408	90,406,625	△105,873,323
1,907,696,309	1,905,530,699	17,160	2,148,450	26,789,699
62,741,789,444	59,587,303,444	0	3,154,486,000	△5,659,052,556
51,768,926,874	51,190,076,874	0	578,850,000	△2,278,799,126
10,659,062,767	8,083,426,767	0	2,575,636,000	△3,289,658,233
313,799,803	313,799,803	0	0	△90,595,197

一般会計

款	項	予 算 現 額
60 県支出金		17,611,213,000
	5 県負担金	11,954,067,000
	10 県補助金	4,179,435,000
	15 県委託金	1,477,711,000
65 財産収入		312,583,000
	5 財産運用収入	136,807,000
	10 財産売却収入	175,776,000
70 寄附金		157,515,000
	5 寄附金	157,515,000
75 繰入金		6,080,757,000
	10 基金繰入金	6,016,944,000
	15 財産区繰入金	63,813,000
80 繰越金		4,477,584,187
	5 繰越金	4,477,584,187
85 諸収入		14,225,501,347
	5 延滞金加算金及び過料	222,070,000
	10 市預金利子	100,000
	15 貸付金元利収入	9,727,274,000
	22 収益事業収入	1,300,000,000
	25 雑入	2,976,057,347
90 市債		35,857,195,000
	5 市債	35,857,195,000
歳 入 合 計		320,307,166,534

(単位：円)

調定額	収入済額 還付未済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額 との比較
16,471,945,060	15,957,969,060	0	513,976,000	△1,653,243,940
11,850,266,351	11,850,266,351	0	0	△103,800,649
3,154,200,655	2,640,224,655	0	513,976,000	△1,539,210,345
1,467,478,054	1,467,478,054	0	0	△10,232,946
402,304,467	402,305,127 660	0	0	89,722,127
132,335,895	132,335,895	0	0	△4,471,105
269,968,572	269,969,232 660	0	0	94,193,232
183,981,823	183,981,823	0	0	26,466,823
183,981,823	183,981,823	0	0	26,466,823
5,890,860,468	5,890,860,468	0	0	△189,896,532
5,832,102,491	5,832,102,491	0	0	△184,841,509
58,757,977	58,757,977	0	0	△5,055,023
4,617,096,060	4,617,096,060	0	0	139,511,873
4,617,096,060	4,617,096,060	0	0	139,511,873
15,543,650,257	14,165,328,752 537,787	96,038,224	1,282,821,068	△60,172,595
299,689,096	300,039,583 531,787	0	181,300	77,969,583
146,579	146,579	0	0	46,579
9,671,100,340	9,669,484,820	0	1,615,520	△57,789,180
1,182,254,953	1,182,254,953	0	0	△117,745,047
4,390,459,289	3,013,402,817 6,000	96,038,224	1,281,024,248	37,345,470
27,228,400,000	27,228,400,000	0	0	△8,628,795,000
27,228,400,000	27,228,400,000	0	0	△8,628,795,000
313,501,670,260	305,311,250,770 44,124,849	365,560,476	7,868,983,863	△14,995,915,764

歳 出

款	項	予 算 現 額
5 議会費		966,932,000
	5 議会費	966,932,000
10 総務費		24,991,934,000
	5 総務管理費	15,168,554,000
	10 徴税費	2,295,334,000
	13 市民生活費	6,362,644,000
	15 選挙費	760,458,000
	20 統計調査費	104,125,000
	25 人事委員会費	125,717,000
	30 監査費	175,102,000
15 民生費		128,644,185,000
	5 社会福祉費	51,805,206,000
	10 児童福祉費	52,366,662,000
	15 生活保護費	23,728,495,000
	30 災害救助費	743,822,000
20 衛生費		26,532,671,720
	5 保健衛生費	13,136,776,000
	10 清掃費	12,826,528,720
	15 環境保全費	569,367,000
25 労働費		695,716,000
	5 労働諸費	695,716,000
30 農林水産業費		831,472,000
	5 農業費	758,631,000
	10 林業費	72,841,000
35 商工費		12,334,612,000
	5 商工費	12,334,612,000

(単位：円)

支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
933,976,912	0	32,955,088	32,955,088
933,976,912	0	32,955,088	32,955,088
23,756,468,268	0	1,235,465,732	1,235,465,732
14,433,111,878	0	735,442,122	735,442,122
2,206,981,704	0	88,352,296	88,352,296
6,082,309,491	0	280,334,509	280,334,509
657,270,981	0	103,187,019	103,187,019
89,450,713	0	14,674,287	14,674,287
116,401,461	0	9,315,539	9,315,539
170,942,040	0	4,159,960	4,159,960
122,222,548,031	359,415,000	6,062,221,969	6,421,636,969
47,271,336,566	323,284,000	4,210,585,434	4,533,869,434
51,071,868,650	36,131,000	1,258,662,350	1,294,793,350
23,565,781,360	0	162,713,640	162,713,640
313,561,455	0	430,260,545	430,260,545
25,220,047,888	515,787,700	796,836,132	1,312,623,832
12,655,169,196	18,107,500	463,499,304	481,606,804
12,046,160,275	480,180,200	300,188,245	780,368,445
518,718,417	17,500,000	33,148,583	50,648,583
680,603,018	0	15,112,982	15,112,982
680,603,018	0	15,112,982	15,112,982
767,902,150	1,001,000	62,568,850	63,569,850
711,142,008	1,001,000	46,487,992	47,488,992
56,760,142	0	16,080,858	16,080,858
11,589,666,644	492,403,000	252,542,356	744,945,356
11,589,666,644	492,403,000	252,542,356	744,945,356

款	項	予 算 現 額
40 土木費		31,446,719,004
	5 道路橋りょう費	11,756,231,040
	10 河川費	486,896,960
	15 都市計画費	16,056,080,004
	20 公園費	2,308,698,000
	25 住宅費	838,813,000
45 消防費		8,109,317,000
	5 消防費	8,109,317,000
50 教育費		53,448,671,200
	5 教育総務費	7,530,196,000
	10 小学校費	25,945,525,600
	15 中学校費	14,407,525,000
	18 幼稚園費	732,963,000
	20 社会教育費	3,051,460,600
	25 市民体育費	1,781,001,000
55 災害復旧費		6,056,641,610
	2 災害復旧費	6,056,641,610
60 公債費		26,144,018,000
	5 公債費	26,144,018,000
65 諸支出金		8,940,000
	5 諸費	8,940,000
70 予備費		95,337,000
	5 予備費	95,337,000
歳 出 合 計		320,307,166,534

(単位：円)

支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
26,152,528,130	3,843,509,566	1,450,681,308	5,294,190,874
9,104,816,787	1,925,076,272	726,337,981	2,651,414,253
353,722,191	78,511,000	54,663,769	133,174,769
13,972,829,285	1,489,788,894	593,461,825	2,083,250,719
1,913,958,795	350,133,400	44,605,805	394,739,205
807,201,072	0	31,611,928	31,611,928
7,891,111,028	47,401,000	170,804,972	218,205,972
7,891,111,028	47,401,000	170,804,972	218,205,972
48,956,336,327	2,023,374,292	2,468,960,581	4,492,334,873
7,253,681,636	0	276,514,364	276,514,364
23,206,934,828	1,457,012,292	1,281,578,480	2,738,590,772
13,229,569,977	566,362,000	611,593,023	1,177,955,023
668,364,079	0	64,598,921	64,598,921
2,921,465,031	0	129,995,569	129,995,569
1,676,320,776	0	104,680,224	104,680,224
1,646,006,196	2,725,342,800	1,685,292,614	4,410,635,414
1,646,006,196	2,725,342,800	1,685,292,614	4,410,635,414
25,810,448,889	0	333,569,111	333,569,111
25,810,448,889	0	333,569,111	333,569,111
8,939,900	0	100	100
8,939,900	0	100	100
0	0	95,337,000	95,337,000
0	0	95,337,000	95,337,000
295,636,583,381	10,008,234,358	14,662,348,795	24,670,583,153

歳入歳出差引残額 9,674,667,389 円

うち基金繰入額 4,500,000,000 円

令和2年8月26日提出

相模原市長 本村賢太郎

令和元年度 相模原市

国民健康保険事業

特別会計歳入歳出決算書

国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算

歳 入

予 算 現 額 73, 220, 000, 000 円

事 業 勘 定 72, 976, 000, 000 円

直 営 診 療 勘 定 244, 000, 000 円

決 算 額 73, 033, 011, 156 円

事 業 勘 定 72, 823, 365, 668 円

直 営 診 療 勘 定 209, 645, 488 円

歳 出

予 算 現 額 73, 220, 000, 000 円

事 業 勘 定 72, 976, 000, 000 円

直 営 診 療 勘 定 244, 000, 000 円

決 算 額 70, 393, 488, 497 円

事 業 勘 定 70, 188, 797, 144 円

直 営 診 療 勘 定 204, 691, 353 円

歳入歳出差引残額 2, 639, 522, 659 円

事 業 勘 定 2, 634, 568, 524 円

直 営 診 療 勘 定 4, 954, 135 円

国民健康保険事業特別会計
(事業勘定)

歳 入

款	項	予 算 現 額
5 国民健康保険税		14,930,000,000
	5 国民健康保険税	14,930,000,000
10 使用料及び手数料		100,000
	5 手数料	100,000
15 国庫支出金		0
	10 国庫補助金	0
25 県支出金		49,499,000,000
	10 県補助金	49,499,000,000
35 繰入金		7,206,000,000
	5 一般会計繰入金	7,206,000,000
40 繰越金		1,074,000,000
	5 繰越金	1,074,000,000
45 諸収入		266,900,000
	5 延滞金及び過料	153,500,000
	15 雑入	113,400,000
歳 入 合 計		72,976,000,000

(単位：円)

調 定 額	収 入 済 額 還 付 未 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入済額 との比較
22,046,851,235	15,513,248,667 54,129,177	833,358,446	5,754,373,299	583,248,667
22,046,851,235	15,513,248,667 54,129,177	833,358,446	5,754,373,299	583,248,667
125,400	125,400	0	0	25,400
125,400	125,400	0	0	25,400
2,338,000	2,338,000	0	0	2,338,000
2,338,000	2,338,000	0	0	2,338,000
47,498,886,776	47,498,886,776	0	0	△2,000,113,224
47,498,886,776	47,498,886,776	0	0	△2,000,113,224
6,074,300,618	6,074,300,618	0	0	△1,131,699,382
6,074,300,618	6,074,300,618	0	0	△1,131,699,382
3,321,521,813	3,321,521,813	0	0	2,247,521,813
3,321,521,813	3,321,521,813	0	0	2,247,521,813
527,345,219	412,944,394 3,388	17,802,040	96,602,173	146,044,394
295,149,209	295,149,209	0	0	141,649,209
232,196,010	117,795,185 3,388	17,802,040	96,602,173	4,395,185
79,471,369,061	72,823,365,668 54,132,565	851,160,486	5,850,975,472	△152,634,332

歳 出

款	項	予 算 現 額
5 総務費		1,128,000,000
	5 総務管理費	489,366,000
	10 徴税費	637,969,000
	15 運営協議会費	665,000
10 保険給付費		49,140,000,000
	5 療養諸費	42,824,000,000
	10 高額療養費	5,985,800,000
	15 移送費	1,200,000
	20 出産育児諸費	269,000,000
	25 葬祭諸費	60,000,000
22 国民健康保険事業費納付金		21,635,000,000
	5 医療給付費分	14,963,000,000
	10 後期高齢者支援金等分	4,777,000,000
	15 介護納付金分	1,895,000,000
25 共同事業拠出金		100,000
	5 共同事業拠出金	100,000
30 保健事業費		806,000,000
	2 特定健康診査等事業費	541,440,000
	5 保健事業費	264,560,000
40 諸支出金		166,900,000
	5 償還金及び還付加算金	154,900,000
	15 繰出金	12,000,000
45 予備費		100,000,000
	5 予備費	100,000,000
歳 出 合 計		72,976,000,000

(単位：円)

支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
900,344,490	0	227,655,510	227,655,510
356,295,308	0	133,070,692	133,070,692
543,741,180	0	94,227,820	94,227,820
308,002	0	356,998	356,998
46,902,257,120	0	2,237,742,880	2,237,742,880
40,921,558,453	0	1,902,441,547	1,902,441,547
5,719,945,533	0	265,854,467	265,854,467
0	0	1,200,000	1,200,000
213,853,134	0	55,146,866	55,146,866
46,900,000	0	13,100,000	13,100,000
21,634,488,111	0	511,889	511,889
14,962,835,971	0	164,029	164,029
4,776,755,447	0	244,553	244,553
1,894,896,693	0	103,307	103,307
8,670	0	91,330	91,330
8,670	0	91,330	91,330
618,138,901	0	187,861,099	187,861,099
478,137,274	0	63,302,726	63,302,726
140,001,627	0	124,558,373	124,558,373
133,559,852	0	33,340,148	33,340,148
125,227,852	0	29,672,148	29,672,148
8,332,000	0	3,668,000	3,668,000
0	0	100,000,000	100,000,000
0	0	100,000,000	100,000,000
70,188,797,144	0	2,787,202,856	2,787,202,856

国民健康保険事業特別会計
(直 営 診 療 勘 定)

歳 入

款	項	予 算 現 額
5 診療収入		161,000,000
	5 外来収入	136,200,000
	10 その他の診療収入	24,800,000
10 使用料及び手数料		893,000
	3 使用料	163,000
	5 手数料	730,000
20 繰入金		72,000,000
	5 他会計繰入金	60,000,000
	10 事業勘定繰入金	12,000,000
25 繰越金		3,000,000
	5 繰越金	3,000,000
30 諸収入		7,107,000
	7 受託事業収入	6,474,000
	10 雑入	633,000
歳 入 合 計		244,000,000

(単位：円)

調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入済額 との比較
131,924,509	131,924,509	0	0	△29,075,491
110,154,038	110,154,038	0	0	△26,045,962
21,770,471	21,770,471	0	0	△3,029,529
621,555	621,555	0	0	△271,445
183,875	183,875	0	0	20,875
437,680	437,680	0	0	△292,320
65,332,000	65,332,000	0	0	△6,668,000
57,000,000	57,000,000	0	0	△3,000,000
8,332,000	8,332,000	0	0	△3,668,000
6,806,705	6,806,705	0	0	3,806,705
6,806,705	6,806,705	0	0	3,806,705
4,960,719	4,960,719	0	0	△2,146,281
4,246,256	4,246,256	0	0	△2,227,744
714,463	714,463	0	0	81,463
209,645,488	209,645,488	0	0	△34,354,512

歳 出

款	項	予 算 現 額
5 総務費		148,732,000
	5 施設管理費	148,732,000
10 医業費		69,547,000
	5 医業費	69,547,000
20 公債費		24,121,000
	5 公債費	24,121,000
28 諸支出金		100,000
	5 償還金及び還付加算金	100,000
30 予備費		1,500,000
	5 予備費	1,500,000
歳 出 合 計		244,000,000

(単位：円)

支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
128,865,498	0	19,866,502	19,866,502
128,865,498	0	19,866,502	19,866,502
51,805,689	0	17,741,311	17,741,311
51,805,689	0	17,741,311	17,741,311
24,020,166	0	100,834	100,834
24,020,166	0	100,834	100,834
0	0	100,000	100,000
0	0	100,000	100,000
0	0	1,500,000	1,500,000
0	0	1,500,000	1,500,000
204,691,353	0	39,308,647	39,308,647

歳入歳出差引残額	2,639,522,659 円
事業勘定	2,634,568,524 円
直営診療勘定	4,954,135 円

うち基金繰入額	0 円
事業勘定	0 円
直営診療勘定	0 円

令和2年8月26日提出

相模原市長 本村賢太郎

令和元年度 相模原市

介 護 保 険 事 業

特別会計歳入歳出決算書

介護保険事業特別会計歳入歳出決算

歳 入

予 算 現 額 54,738,000,000 円

決 算 額 50,665,656,788 円

歳 出

予 算 現 額 54,738,000,000 円

決 算 額 49,854,057,359 円

歳入歳出差引残額 811,599,429 円

歳 入

款	項	予 算 現 額
5 保険料		12,455,620,000
	5 介護保険料	12,455,620,000
10 使用料及び手数料		19,482,000
	10 手数料	19,482,000
15 国庫支出金		11,176,527,000
	5 国庫負担金	9,031,243,000
	10 国庫補助金	2,145,284,000
20 支払基金交付金		14,083,849,000
	5 支払基金交付金	14,083,849,000
25 県支出金		7,758,849,000
	5 県負担金	7,295,740,000
	7 県補助金	463,109,000
30 財産収入		3,980,000
	5 財産運用収入	3,980,000
40 繰入金		8,942,000,000
	5 一般会計繰入金	8,142,000,000
	10 基金繰入金	800,000,000
45 繰越金		296,000,000
	5 繰越金	296,000,000
50 諸収入		1,693,000
	5 延滞金及び過料	200,000
	15 雑入	1,493,000
歳 入 合 計		54,738,000,000

(単位：円)

調 定 額	収 入 済 額 還 付 未 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入済額 との比較
12,894,640,605	12,595,592,754 22,643,900	85,226,306	236,465,445	139,972,754
12,894,640,605	12,595,592,754 22,643,900	85,226,306	236,465,445	139,972,754
17,912,000	17,912,000	0	0	△1,570,000
17,912,000	17,912,000	0	0	△1,570,000
10,511,838,522	10,511,838,522	0	0	△664,688,478
8,570,511,000	8,570,511,000	0	0	△460,732,000
1,941,327,522	1,941,327,522	0	0	△203,956,478
12,739,877,692	12,739,877,692	0	0	△1,343,971,308
12,739,877,692	12,739,877,692	0	0	△1,343,971,308
7,062,226,156	7,062,226,156	0	0	△696,622,844
6,623,395,914	6,623,395,914	0	0	△672,344,086
438,830,242	438,830,242	0	0	△24,278,758
2,233,330	2,233,330	0	0	△1,746,670
2,233,330	2,233,330	0	0	△1,746,670
7,326,841,890	7,326,841,890	0	0	△1,615,158,110
7,326,841,890	7,326,841,890	0	0	△815,158,110
0	0	0	0	△800,000,000
391,267,285	391,267,285	0	0	95,267,285
391,267,285	391,267,285	0	0	95,267,285
26,882,773	17,867,159	0	9,015,614	16,174,159
2,119,706	2,119,706	0	0	1,919,706
24,763,067	15,747,453	0	9,015,614	14,254,453
50,973,720,253	50,665,656,788 22,643,900	85,226,306	245,481,059	△4,072,343,212

歳 出

款	項	予 算 現 額
5 総務費		1,040,834,000
	5 総務管理費	354,701,000
	10 徴収費	73,012,000
	15 介護認定審査会費	599,874,000
	20 介護サービス情報公表・調査費	13,247,000
10 保険給付費		50,236,873,000
	5 介護サービス等諸費	48,538,835,000
	10 高額介護サービス等費	1,698,038,000
20 地域支援事業費		3,140,722,000
	5 地域支援事業費	3,140,722,000
25 基金積立金		3,980,000
	5 基金積立金	3,980,000
30 公債費		1,000,000
	5 公債費	1,000,000
35 諸支出金		313,591,000
	5 償還金及び還付加算金	313,591,000
45 予備費		1,000,000
	5 予備費	1,000,000
歳 出 合 計		54,738,000,000

(単位：円)

支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
926,872,666	0	113,961,334	113,961,334
306,771,849	0	47,929,151	47,929,151
68,287,165	0	4,724,835	4,724,835
540,297,889	0	59,576,111	59,576,111
11,515,763	0	1,731,237	1,731,237
45,865,264,093	0	4,371,608,907	4,371,608,907
44,445,264,555	0	4,093,570,445	4,093,570,445
1,419,999,538	0	278,038,462	278,038,462
2,748,198,862	0	392,523,138	392,523,138
2,748,198,862	0	392,523,138	392,523,138
2,233,330	0	1,746,670	1,746,670
2,233,330	0	1,746,670	1,746,670
0	0	1,000,000	1,000,000
0	0	1,000,000	1,000,000
311,488,408	0	2,102,592	2,102,592
311,488,408	0	2,102,592	2,102,592
0	0	1,000,000	1,000,000
0	0	1,000,000	1,000,000
49,854,057,359	0	4,883,942,641	4,883,942,641

歳入歳出差引残額 811, 599, 429 円

うち基金繰入額 380, 411, 392 円

令和2年8月26日提出

相模原市長 本村賢太郎

令和元年度 相模原市

母子父子寡婦福祉資金貸付事業

特別会計歳入歳出決算書

母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算

歳 入

予 算 現 額 199, 000, 000 円

決 算 額 437, 009, 757 円

歳 出

予 算 現 額 199, 000, 000 円

決 算 額 141, 061, 201 円

歳入歳出差引残額 295, 948, 556 円

歳 入

款	項	予 算 現 額
5 繰入金		5,000,000
	5 一般会計繰入金	5,000,000
10 繰越金		45,000,000
	5 繰越金	45,000,000
15 諸収入		149,000,000
	5 貸付金元利収入	147,982,000
	15 雑入	1,018,000
歳 入 合 計		199,000,000

(単位：円)

調 定 額	収 入 済 額 還 付 未 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入済額 との比較
500,000	500,000	0	0	△4,500,000
500,000	500,000	0	0	△4,500,000
245,549,155	245,549,155	0	0	200,549,155
245,549,155	245,549,155	0	0	200,549,155
468,902,558	190,960,602 831	4,303,997	273,638,790	41,960,602
461,990,417	186,147,461 831	4,213,997	271,629,790	38,165,461
6,912,141	4,813,141	90,000	2,009,000	3,795,141
714,951,713	437,009,757 831	4,303,997	273,638,790	238,009,757

歳 出

款	項	予 算 現 額
5 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		198,850,000
	5 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	198,850,000
10 公債費		100,000
	5 公債費	100,000
15 諸支出金		50,000
	5 償還金及び還付加算金	50,000
歳 出 合 計		199,000,000

(単位：円)

支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予算現額と支出済額 との比較
141,061,201	0	57,788,799	57,788,799
141,061,201	0	57,788,799	57,788,799
0	0	100,000	100,000
0	0	100,000	100,000
0	0	50,000	50,000
0	0	50,000	50,000
141,061,201	0	57,938,799	57,938,799

歳入歳出差引残額 295, 948, 556 円

うち基金繰入額 0 円

令和2年8月26日提出

相模原市長 本村賢太郎

令和元年度 相模原市

後期高齢者医療事業

特別会計歳入歳出決算書

後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算

歳 入

予 算 現 額 9,004,000,000 円

決 算 額 8,741,297,143 円

歳 出

予 算 現 額 9,004,000,000 円

決 算 額 8,526,398,724 円

歳入歳出差引残額 214,898,419 円

歳 入

款	項	予 算 現 額
5 後期高齢者医療保険料		7,598,290,000
	5 後期高齢者医療保険料	7,598,290,000
10 使用料及び手数料		10,000
	10 手数料	10,000
25 繰入金		1,281,000,000
	5 一般会計繰入金	1,281,000,000
30 繰越金		60,000,000
	5 繰越金	60,000,000
35 諸収入		64,700,000
	5 延滞金及び過料	1,000,000
	10 償還金及び還付加算金	17,000,000
	20 雑入	46,700,000
歳 入 合 計		9,004,000,000

(単位：円)

調 定 額	収 入 済 額 還 付 未 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入済額 との比較
7,344,954,666	7,257,145,528 21,452,070	18,878,780	90,382,428	△341,144,472
7,344,954,666	7,257,145,528 21,452,070	18,878,780	90,382,428	△341,144,472
0	0	0	0	△10,000
0	0	0	0	△10,000
1,215,000,000	1,215,000,000	0	0	△66,000,000
1,215,000,000	1,215,000,000	0	0	△66,000,000
202,130,097	202,130,097	0	0	142,130,097
202,130,097	202,130,097	0	0	142,130,097
67,021,518	67,021,518	0	0	2,321,518
1,469,290	1,469,290	0	0	469,290
14,913,030	14,913,030	0	0	△2,086,970
50,639,198	50,639,198	0	0	3,939,198
8,829,106,281	8,741,297,143 21,452,070	18,878,780	90,382,428	△262,702,857

歳 出

款	項	予 算 現 額
5 総務費		190,208,000
	5 総務管理費	190,208,000
10 分担金及び負担金		8,786,692,000
	5 広域連合負担金	8,786,692,000
12 公債費		100,000
	5 公債費	100,000
15 諸支出金		17,000,000
	5 償還金及び還付加算金	17,000,000
20 予備費		10,000,000
	5 予備費	10,000,000
歳 出 合 計		9,004,000,000

(単位：円)

支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
175,138,747	0	15,069,253	15,069,253
175,138,747	0	15,069,253	15,069,253
8,336,169,717	0	450,522,283	450,522,283
8,336,169,717	0	450,522,283	450,522,283
0	0	100,000	100,000
0	0	100,000	100,000
15,090,260	0	1,909,740	1,909,740
15,090,260	0	1,909,740	1,909,740
0	0	10,000,000	10,000,000
0	0	10,000,000	10,000,000
8,526,398,724	0	477,601,276	477,601,276

歳入歳出差引残額 214, 898, 419 円

うち基金繰入額 0 円

令和2年8月26日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

令和元年度 相模原市

自動車駐車場事業

特別会計歳入歳出決算書

自動車駐車場事業特別会計歳入歳出決算

歳 入

予 算 現 額 1, 774, 050, 000 円

決 算 額 1, 729, 859, 021 円

歳 出

予 算 現 額 1, 774, 050, 000 円

決 算 額 1, 717, 091, 869 円

歳入歳出差引残額 12, 767, 152 円

歳 入

款	項	予 算 現 額
5 駐車場事業収入		973,000,000
	5 事業収入	973,000,000
15 財産収入		2,000,000
	5 財産運用収入	2,000,000
20 繰入金		793,000,000
	5 繰入金	793,000,000
25 繰越金		6,050,000
	5 繰越金	6,050,000
歳 入 合 計		1,774,050,000

(単位：円)

調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入済額 との比較
859,588,414	859,588,414	0	0	△113,411,586
859,588,414	859,588,414	0	0	△113,411,586
1,399,505	1,399,505	0	0	△600,495
1,399,505	1,399,505	0	0	△600,495
793,000,000	793,000,000	0	0	0
793,000,000	793,000,000	0	0	0
75,871,102	75,871,102	0	0	69,821,102
75,871,102	75,871,102	0	0	69,821,102
1,729,859,021	1,729,859,021	0	0	△44,190,979

歳 出

款	項	予 算 現 額
5 駐車場事業費		756,113,000
	5 駐車場管理費	756,113,000
10 公債費		1,016,937,000
	5 公債費	1,016,937,000
15 予備費		1,000,000
	5 予備費	1,000,000
歳 出 合 計		1,774,050,000

(単位：円)

支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
702,155,865	0	53,957,135	53,957,135
702,155,865	0	53,957,135	53,957,135
1,014,936,004	0	2,000,996	2,000,996
1,014,936,004	0	2,000,996	2,000,996
0	0	1,000,000	1,000,000
0	0	1,000,000	1,000,000
1,717,091,869	0	56,958,131	56,958,131

歳入歳出差引残額 12,767,152 円

うち基金繰入額 0 円

令和2年8月26日提出

相模原市長 本村賢太郎

令和元年度 相模原市
麻溝台・新磯野第一整備地区
土地区画整理事業
特別会計歳入歳出決算書

麻溝台・新磯野第一整備地区
土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算

歳 入

予 算 現 額 1, 727, 297, 000 円

決 算 額 1, 048, 126, 898 円

歳 出

予 算 現 額 1, 727, 297, 000 円

決 算 額 751, 332, 499 円

歳入歳出差引残額 296, 794, 399 円

歳 入

款	項	予 算 現 額
5 国庫支出金		288,727,000
	5 国庫補助金	288,727,000
10 繰入金		389,259,000
	5 繰入金	389,259,000
15 繰越金		406,366,000
	5 繰越金	406,366,000
20 使用料及び手数料		30,000
	10 手数料	30,000
25 市債		642,900,000
	5 市債	642,900,000
85 諸収入		15,000
	5 雑入	15,000
歳 入 合 計		1,727,297,000

(単位：円)

調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入済額 との比較
106,131,000	85,802,000	0	20,329,000	△202,925,000
106,131,000	85,802,000	0	20,329,000	△202,925,000
327,600,000	327,600,000	0	0	△61,659,000
327,600,000	327,600,000	0	0	△61,659,000
371,422,498	371,422,498	0	0	△34,943,502
371,422,498	371,422,498	0	0	△34,943,502
2,400	2,400	0	0	△27,600
2,400	2,400	0	0	△27,600
263,300,000	263,300,000	0	0	△379,600,000
263,300,000	263,300,000	0	0	△379,600,000
0	0	0	0	△15,000
0	0	0	0	△15,000
1,068,455,898	1,048,126,898	0	20,329,000	△679,170,102

歳 出

款	項	予 算 現 額
5 麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業費		1,706,669,000
	5 麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業費	1,706,669,000
10 公債費		20,328,000
	5 公債費	20,328,000
15 予備費		300,000
	5 予備費	300,000
歳 出 合 計		1,727,297,000

(単位：円)

支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
736,720,349	36,962,002	932,986,649	969,948,651
736,720,349	36,962,002	932,986,649	969,948,651
14,612,150	0	5,715,850	5,715,850
14,612,150	0	5,715,850	5,715,850
0	0	300,000	300,000
0	0	300,000	300,000
751,332,499	36,962,002	939,002,499	975,964,501

歳入歳出差引残額 296, 794, 399 円

うち基金繰入額 0 円

令和2年8月26日提出

相模原市長 本村賢太郎

令和元年度 相模原市

簡 易 水 道 事 業

特別会計歳入歳出決算書

簡易水道事業特別会計歳入歳出決算

歳 入

予 算 現 額 591,020,800 円

決 算 額 563,802,591 円

歳 出

予 算 現 額 591,020,800 円

決 算 額 306,530,890 円

歳入歳出差引残額 257,271,701 円

なお、この残額は、簡易水道事業について地方公営企業法(昭和27年法律第292号)が適用されたことに伴い、簡易水道事業会計へ引き継いだ。

歳 入

款	項	予 算 現 額
5 分担金及び負担金		14,226,000
	5 分担金	416,000
	10 負担金	13,810,000
10 使用料及び手数料		20,174,000
	5 使用料	20,154,000
	10 手数料	20,000
15 国庫支出金		141,878,000
	10 国庫補助金	141,878,000
25 財産収入		100,000
	5 財産運用収入	100,000
30 繰入金		102,000,000
	5 繰入金	102,000,000
35 繰越金		16,142,800
	5 繰越金	16,142,800
40 諸収入		500,000
	10 雑入	500,000
45 市債		296,000,000
	5 市債	296,000,000
歳 入 合 計		591,020,800

(単位：円)

調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入済額 との比較
16,200,118	622,858	0	15,577,260	△13,603,142
622,858	622,858	0	0	206,858
15,577,260	0	0	15,577,260	△13,810,000
24,979,371	18,915,281	0	6,064,090	△1,258,719
24,938,371	18,874,281	0	6,064,090	△1,279,719
41,000	41,000	0	0	21,000
126,601,000	126,601,000	0	0	△15,277,000
126,601,000	126,601,000	0	0	△15,277,000
66,034	66,034	0	0	△33,966
66,034	66,034	0	0	△33,966
99,900,000	99,900,000	0	0	△2,100,000
99,900,000	99,900,000	0	0	△2,100,000
53,416,464	53,416,464	0	0	37,273,664
53,416,464	53,416,464	0	0	37,273,664
12,180,954	12,180,954	0	0	11,680,954
12,180,954	12,180,954	0	0	11,680,954
252,100,000	252,100,000	0	0	△43,900,000
252,100,000	252,100,000	0	0	△43,900,000
585,443,941	563,802,591	0	21,641,350	△27,218,209

歳 出

款	項	予 算 現 額
5 総務費		40,998,000
	5 総務管理費	40,998,000
10 簡易水道事業費		523,204,800
	5 簡易水道事業費	523,204,800
15 基金積立金		100,000
	5 基金積立金	100,000
20 公債費		26,318,000
	6 元金	13,483,000
	10 利子	12,835,000
25 予備費		400,000
	5 予備費	400,000
歳 出 合 計		591,020,800

(単位：円)

支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予算現額と支出済額 との比較
34,906,511	0	6,091,489	6,091,489
34,906,511	0	6,091,489	6,091,489
246,873,084	0	276,331,716	276,331,716
246,873,084	0	276,331,716	276,331,716
66,034	0	33,966	33,966
66,034	0	33,966	33,966
24,685,261	0	1,632,739	1,632,739
13,482,231	0	769	769
11,203,030	0	1,631,970	1,631,970
0	0	400,000	400,000
0	0	400,000	400,000
306,530,890	0	284,489,910	284,489,910

歳入歳出差引残額 257, 271, 701 円

うち基金繰入額 0 円

令和2年8月26日提出

相模原市長 本村賢太郎

令和元年度 相模原市

公共用地先行取得事業

特別会計歳入歳出決算書

公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算

歳 入

予 算 現 額 4, 794, 577, 058 円

決 算 額 1, 961, 448, 565 円

歳 出

予 算 現 額 4, 794, 577, 058 円

決 算 額 1, 961, 283, 513 円

歳入歳出差引残額 165, 052 円

歳 入

款	項	予 算 現 額
5 財産収入		1,583,000,000
	5 財産売却収入	1,583,000,000
10 繰入金		14,000,000
	5 繰入金	14,000,000
20 市債		3,197,500,000
	5 市債	3,197,500,000
25 繰越金		77,058
	5 繰越金	77,058
歳 入 合 計		4,794,577,058

(単位：円)

調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入済額 との比較
1,582,817,165	1,582,817,165	0	0	△182,835
1,582,817,165	1,582,817,165	0	0	△182,835
4,954,342	4,954,342	0	0	△9,045,658
4,954,342	4,954,342	0	0	△9,045,658
373,600,000	373,600,000	0	0	△2,823,900,000
373,600,000	373,600,000	0	0	△2,823,900,000
77,058	77,058	0	0	0
77,058	77,058	0	0	0
1,961,448,565	1,961,448,565	0	0	△2,833,128,493

歲 出

款	項	予 算 現 額
10 公共用地先行取得事業費		3,198,192,058
	5 公共用地先行取得事業費	3,198,192,058
15 公債費		1,596,385,000
	5 公債費	1,596,385,000
歲 出 合 計		4,794,577,058

(単位：円)

支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
373,984,431	60,965,052	2,763,242,575	2,824,207,627
373,984,431	60,965,052	2,763,242,575	2,824,207,627
1,587,299,082	0	9,085,918	9,085,918
1,587,299,082	0	9,085,918	9,085,918
1,961,283,513	60,965,052	2,772,328,493	2,833,293,545

歳入歳出差引残額 165,052 円

うち基金繰入額 0 円

令和2年8月26日提出

相模原市長 本村賢太郎

令和元年度 相模原市

財 産 区

特別会計歳入歳出決算書

財産区特別会計歳入歳出決算

歳 入

予 算 現 額 223, 890, 000 円

決 算 額 225, 234, 787 円

歳 出

予 算 現 額 223, 890, 000 円

決 算 額 211, 684, 027 円

歳入歳出差引残額 13, 550, 760 円

歳 入

款	項	予 算 現 額
10 県支出金		238,000
	5 県補助金	238,000
15 財産収入		192,019,000
	5 財産運用収入	192,019,000
	10 財産売却収入	0
20 繰入金		15,929,000
	5 基金繰入金	15,929,000
25 繰越金		15,704,000
	5 繰越金	15,704,000
歳 入 合 計		223,890,000

(単位：円)

調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入済額 との比較
238,000	238,000	0	0	0
238,000	238,000	0	0	0
193,724,038	193,724,038	0	0	1,705,038
191,990,713	191,990,713	0	0	△28,287
1,733,325	1,733,325	0	0	1,733,325
14,290,000	14,290,000	0	0	△1,639,000
14,290,000	14,290,000	0	0	△1,639,000
16,982,749	16,982,749	0	0	1,278,749
16,982,749	16,982,749	0	0	1,278,749
225,234,787	225,234,787	0	0	1,344,787

歳 出

款	項	予 算 現 額
5 総務費		158,944,000
	5 総務管理費	158,944,000
10 諸支出金		63,813,000
	5 繰出金	63,813,000
15 予備費		1,133,000
	5 予備費	1,133,000
歳 出 合 計		223,890,000

(単位：円)

支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予算現額と支出済額 との比較
152,926,050	0	6,017,950	6,017,950
152,926,050	0	6,017,950	6,017,950
58,757,977	0	5,055,023	5,055,023
58,757,977	0	5,055,023	5,055,023
0	0	1,133,000	1,133,000
0	0	1,133,000	1,133,000
211,684,027	0	12,205,973	12,205,973

歳入歳出差引残額 13, 550, 760 円

うち基金繰入額 0 円

令和2年8月26日提出

相模原市長 本村賢太郎

令和元年度 相模原市

公 債 管 理

特別会計歳入歳出決算書

公債管理特別会計歳入歳出決算

歳 入

予 算 現 額 47, 106, 000, 000 円

決 算 額 43, 226, 477, 550 円

歳 出

予 算 現 額 47, 106, 000, 000 円

決 算 額 43, 226, 477, 550 円

歳入歳出差引残額 0 円

歳 入

款	項	予 算 現 額
5 財産収入		55,000,000
	5 財産運用収入	55,000,000
10 繰入金		38,283,500,000
	5 他会計繰入金	37,645,500,000
	10 基金繰入金	638,000,000
15 市債		8,767,500,000
	5 市債	8,767,500,000
歳 入 合 計		47,106,000,000

(単位：円)

調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入済額 との比較
44,237,999	44,237,999	0	0	△10,762,001
44,237,999	44,237,999	0	0	△10,762,001
37,899,539,551	37,899,539,551	0	0	△383,960,449
37,261,639,551	37,261,639,551	0	0	△383,860,449
637,900,000	637,900,000	0	0	△100,000
5,282,700,000	5,282,700,000	0	0	△3,484,800,000
5,282,700,000	5,282,700,000	0	0	△3,484,800,000
43,226,477,550	43,226,477,550	0	0	△3,879,522,450

歲 出

款	項	予 算 現 額
5 公債費		47,106,000,000
	5 公債費	47,106,000,000
歲 出 合 計		47,106,000,000

(単位：円)

支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
43,226,477,550	0	3,879,522,450	3,879,522,450
43,226,477,550	0	3,879,522,450	3,879,522,450
43,226,477,550	0	3,879,522,450	3,879,522,450

歳入歳出差引残額 0円

うち基金繰入額 0円

令和2年8月26日提出

相模原市長 本村賢太郎

令和元年度 相模原市

下水道事業会計決算書

1 収益的収入及び支出

収 入

区 分	予 算 額			合 計
	当初予算額	補正予算額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に係る財源充当額	
第1款 公 共 下 水 道 事 業 収 益	15,988,781,000	0	0	15,988,781,000
第1項 公 共 下 水 道 営 業 収 益	11,410,457,000	0	0	11,410,457,000
第2項 公 共 下 水 道 営 業 外 収 益	4,559,185,000	0	0	4,559,185,000
第3項 公 共 下 水 道 特 別 利 益	19,139,000	0	0	19,139,000
第2款 農 業 集 落 排 水 事 業 収 益	36,199,000	0	0	36,199,000
第1項 農 業 集 落 排 水 営 業 収 益	3,120,000	0	0	3,120,000
第2項 農 業 集 落 排 水 営 業 外 収 益	25,932,000	0	0	25,932,000
第3項 農 業 集 落 排 水 特 別 利 益	7,147,000	0	0	7,147,000
第3款 市設置高度処理型浄化槽事業収益	178,557,000	0	0	178,557,000
第1項 市設置高度処理型浄化槽営業収益	36,260,000	0	0	36,260,000
第2項 市設置高度処理型浄化槽営業外収益	142,297,000	0	0	142,297,000
収 入 合 計	16,203,537,000	0	0	16,203,537,000

下水道事業決算報告書

(単位：円)

決算額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
15,966,345,598	△ 22,435,402	(うち消費税及び地方消費税相当額 749,854,879円)
11,084,225,466	△ 326,231,534	
4,859,648,974	300,463,974	
22,471,158	3,332,158	
35,722,394	△ 476,606	(うち消費税及び地方消費税相当額 228,066円)
2,853,689	△ 266,311	
25,754,010	△ 177,990	
7,114,695	△ 32,305	
170,685,734	△ 7,871,266	(うち消費税及び地方消費税相当額 3,194,808円)
40,049,065	3,789,065	
130,636,669	△ 11,660,331	
16,172,753,726	△ 30,783,274	

支 出

区 分	予 算					小 計
	当初予算額	補正予算額	予備費 支出額	流 用 増減額	地方公営企業 法第24条第3 項の規定によ る支出額	
第1款 公 共 下 水 道 用 事 業 費	15,403,532,000	0	0	0	0	15,403,532,000
第1項 公 共 下 水 道 用 公 営 業 費	13,383,187,000	0	0	0	0	13,383,187,000
第2項 公 共 下 水 道 用 公 営 業 外 費	1,990,345,000	0	0	0	0	1,990,345,000
第3項 公 共 下 水 道 用 公 予 備 費	30,000,000	0	0	0	0	30,000,000
第2款 農 業 集 落 排 水 用 事 業 費	48,603,000	0	0	0	0	48,603,000
第1項 農 業 集 落 排 水 用 公 営 業 費	46,882,000	0	0	0	0	46,882,000
第2項 農 業 集 落 排 水 用 公 営 業 外 費	1,721,000	0	0	0	0	1,721,000
第3款 市設置高度処理型 浄化槽事業費用	348,401,000	0	0	0	0	348,401,000
第1項 市設置高度処理型 浄化槽営業費用	337,730,000	0	0	0	0	337,730,000
第2項 市設置高度処理型 浄化槽営業外費用	10,671,000	0	0	0	0	10,671,000
支 出 合 計	15,800,536,000	0	0	0	0	15,800,536,000

(単位：円)

額		決 算 額	地方公営企業 法第26条第2 項の規定によ る繰越額	不 用 額	備 考
地方公営企業 法第26条第2 項の規定によ る繰越額	合 計				
0	15,403,532,000	14,415,683,110	40,326,000	947,522,890	(うち消費税及び地方消費税相当額 331,585,416円)
0	13,383,187,000	12,843,146,851	40,326,000	499,714,149	
0	1,990,345,000	1,572,536,259	0	417,808,741	
0	30,000,000	0	0	30,000,000	
0	48,603,000	39,269,365	0	9,333,635	(うち消費税及び地方消費税相当額 1,173,067円)
0	46,882,000	37,908,907	0	8,973,093	
0	1,721,000	1,360,458	0	360,542	
0	348,401,000	290,885,888	0	57,515,112	(うち消費税及び地方消費税相当額 11,261,221円)
0	337,730,000	288,108,734	0	49,621,266	
0	10,671,000	2,777,154	0	7,893,846	
0	15,800,536,000	14,745,838,363	40,326,000	1,014,371,637	

2 資本的収入及び支出

収 入

区 分	予 算 額				地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額	継続費・繰越額に関わる財源充当額
	当初予算額	補正予算額	小 計			
第1款 公 共 下 水 道 資 本 的 収 入	6,610,509,000	588,000,000	7,198,509,000	2,338,930,000	2,951,100,000	
第1項 公 共 下 水 道 企 業 債	4,868,500,000	357,200,000	5,225,700,000	1,980,100,000	1,559,400,000	
第2項 公 共 下 水 道 他 会 計 負 担 金	245,201,000	0	245,201,000	0	0	
第3項 公 共 下 水 道 分 担 金	34,328,000	0	34,328,000	0	0	
第4項 公 共 下 水 道 負 担 金	45,606,000	0	45,606,000	0	0	
第5項 公 共 下 水 道 国 庫 補 助 金	1,009,900,000	230,800,000	1,240,700,000	358,830,000	1,391,700,000	
第6項 公 共 下 水 道 県 補 助 金	392,074,000	0	392,074,000	0	0	
第7項 公 共 下 水 道 そ の 他 資 本 的 収 入	14,900,000	0	14,900,000	0	0	
第2款 農 業 集 落 排 水 資 本 的 収 入	15,250,000	0	15,250,000	0	0	
第1項 農 業 集 落 排 水 企 業 債	15,100,000	0	15,100,000	0	0	
第2項 農 業 集 落 排 水 分 担 金	150,000	0	150,000	0	0	
第3款 市設置高度処理型 浄化槽資本的収入	882,679,000	0	882,679,000	66,748,000	0	
第1項 市設置高度処理型 浄化槽企業債	564,400,000	0	564,400,000	37,300,000	0	
第2項 市設置高度処理型 浄化槽分担金	24,231,000	0	24,231,000	0	0	
第3項 市設置高度処理型 浄化槽国庫補助金	81,316,000	0	81,316,000	29,448,000	0	
第4項 市設置高度処理型 浄化槽県補助金	212,732,000	0	212,732,000	0	0	
収 入 合 計	7,508,438,000	588,000,000	8,096,438,000	2,405,678,000	2,951,100,000	

(単位：円)

合 計	決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
12,488,539,000	7,819,453,400	△ 4,669,085,600	(うち消費税及び地方消費税相当額 0円)
8,765,200,000	5,152,200,000	△ 3,613,000,000	翌年度繰越額に係る財源 18,200,000円
245,201,000	252,551,000	7,350,000	
34,328,000	17,881,000	△ 16,447,000	翌年度繰越額に係る財源 17,881,000円
45,606,000	52,070,400	6,464,400	
2,991,230,000	1,855,528,000	△ 1,135,702,000	翌年度繰越額に係る財源 5,640,000円
392,074,000	470,322,000	78,248,000	翌年度繰越額に係る財源 141,733,000円
14,900,000	18,901,000	4,001,000	
15,250,000	7,250,000	△ 8,000,000	(うち消費税及び地方消費税相当額 0円)
15,100,000	7,100,000	△ 8,000,000	
150,000	150,000	0	
949,427,000	601,500,000	△ 347,927,000	(うち消費税及び地方消費税相当額 0円)
601,700,000	333,200,000	△ 268,500,000	
24,231,000	15,698,000	△ 8,533,000	
110,764,000	88,811,000	△ 21,953,000	
212,732,000	163,791,000	△ 48,941,000	
13,453,216,000	8,428,203,400	△ 5,025,012,600	

支 出

区 分	予 算					地方公営企業法第26条の規定による繰越額
	当初予算額	補正予算額	予備費支出額	流 用 増減額	小 計	
第1款 公 共 下 水 道 出 資 本 的 支 出	13,567,658,000	588,000,000	0	0	14,155,658,000	3,205,690,000
第1項 公 共 下 水 道 費 建 設 改 良	6,074,027,000	588,000,000	0	0	6,662,027,000	3,205,690,000
第2項 公 共 下 水 道 費 固 定 資 産 購 入	298,012,000	0	0	0	298,012,000	0
第3項 公 共 下 水 道 金 企 業 債 償 還	7,195,619,000	0	0	0	7,195,619,000	0
第2款 農 業 集 落 排 水 出 資 本 的 支 出	24,541,000	0	0	0	24,541,000	0
第1項 農 業 集 落 排 水 費 建 設 改 良	15,343,000	0	0	0	15,343,000	0
第2項 農 業 集 落 排 水 金 企 業 債 償 還	9,198,000	0	0	0	9,198,000	0
第3款 市 設 置 高 度 処 理 型 浄 化 槽 資 本 的 支 出	887,057,000	0	0	0	887,057,000	91,950,000
第1項 市 設 置 高 度 処 理 型 浄 化 槽 建 設 改 良 費	882,908,000	0	0	0	882,908,000	91,950,000
第2項 市 設 置 高 度 処 理 型 浄 化 槽 企 業 債 償 還 金	4,149,000	0	0	0	4,149,000	0
支 出 合 計	14,479,256,000	588,000,000	0	0	15,067,256,000	3,297,640,000

資本的収入額(翌年度へ繰り越される支出の財源に充当する額)183,454,000円及び前年度支出の財源に充当した前年消費税資本的収支調整額464,031,592円、繰越工事資金1,102,783,000円、当年度分損益勘定留保資金6,075,855,441円146,488,079円をもって措置する。

(単位：円)

額		決算額	翌年度繰越額			不用額	備考
継続費 通次繰越額	合計		地方公営企業法 第26条の規定に よる繰越額	継続費 通次 繰越額	合計		
3,163,800,000	20,525,148,000	15,358,392,547	1,021,172,200	2,740,212,838	3,761,385,038	1,405,370,415	(うち消費税及 び地方消費税相 当額634,582,642 円)
3,163,800,000	13,031,517,000	7,904,824,066	1,021,172,200	2,740,212,838	3,761,385,038	1,365,307,896	
0	298,012,000	257,950,052	0	0	0	40,061,948	
0	7,195,619,000	7,195,618,429	0	0	0	571	
0	24,541,000	16,457,305	0	0	0	8,083,695	(うち消費税及 び地方消費税相 当額660,000円)
0	15,343,000	7,260,000	0	0	0	8,083,000	
0	9,198,000	9,197,305	0	0	0	695	
0	979,007,000	590,570,336	13,077,000	0	13,077,000	375,359,664	(うち消費税及 び地方消費税相 当額47,146,648 円)
0	974,858,000	586,421,942	13,077,000	0	13,077,000	375,359,058	
0	4,149,000	4,148,394	0	0	0	606	
3,163,800,000	21,528,696,000	15,965,420,188	1,034,249,200	2,740,212,838	3,774,462,038	1,788,813,774	

度同意済企業債359,900,000円を除く。)が資本的支出額に不足する額8,080,570,788円は、当年度分消費税及び地方
円で補てんした。なお不足する額437,900,755円は、当年度同意済企業債291,412,676円及び当年度未処分利益剰余金

令和元年度相模原市下水道事業損益計算書
(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)

(単位：円)

1 営業収益			
(1)	下水道使用料	8,697,034,254	
(2)	他会計負担金	1,675,759,000	
(3)	その他営業収益	1,161,800	10,373,955,054
2 営業費用			
(1)	管渠費	381,703,140	
(2)	ポンプ場費	210,609,513	
(3)	処理場費	8,764,892	
(4)	浄化槽費	130,246,404	
(5)	流域下水道管理費	2,754,377,273	
(6)	普及指導費	1,741,329	
(7)	業務費	420,507,016	
(8)	総係費	489,245,948	
(9)	減価償却費	8,409,722,746	
(10)	資産減耗費	18,326,527	12,825,244,788
	営業利益		△ 2,451,289,734
3 営業外収益			
(1)	他会計負担金	2,681,690,000	
(2)	県補助金	496,000	
(3)	長期前受金戻入	2,322,607,979	
(4)	雑収益	4,082,663	5,008,876,642
4 営業外費用			
(1)	支払利息及び企業債取扱諸費	1,576,573,871	
(2)	雑支出	47,715,119	1,624,288,990
	経常利益		3,384,587,652
			933,297,918
5 特別利益			
(1)	過年度長期前受金戻入	29,585,853	29,585,853
	当年度純利益		962,883,771
	前年度繰越利益剰余金		3,217,696,608
	その他未処分利益剰余金変動額		392,961,478
	当年度未処分利益剰余金		4,573,541,857

令和元年度相模原市

(平成31年4月1日から令

	資本金	剰	
		資本剰	
		受贈財産評価額	補助金
前年度末残高	98,469,998,283	535,414,977	0
前年度処分額	243,353,121	0	0
議会の議決による処分額	243,353,121	0	0
減債積立金の積立	0	0	0
資本金への組入	243,353,121	0	0
処分後残高	98,713,351,404	535,414,977	0
当年度変動額	0	0	0
資本剰余金の受入	0	0	0
資本金への組入	0	0	0
企業債の償還	0	0	0
当年度純利益	0	0	0
利益剰余金への振替	0	0	0
当年度末残高	98,713,351,404	535,414,977	0

令和元年度相模原市下水道事業剰余金処分計算書

(単位：円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	98,713,351,404	535,414,977	4,573,541,857
議会の議決による処分額	392,961,478	0	△ 539,449,557
減債積立金の積立	0	0	△ 146,488,079
資本金への組入	392,961,478	0	△ 392,961,478
処分後残高	99,106,312,882	535,414,977	(繰越利益剰余金) 4,034,092,300

下水道事業剰余金計算書

和2年3月31日まで

(単位：円)

余 金				資本合計
余 金	利 益 剰 余 金			
資本剰余金合計	減債積立金	未処分利益剰余金	利益剰余金合計	
535,414,977	0	3,854,011,207	3,854,011,207	102,859,424,467
0	392,961,478	△ 636,314,599	△ 243,353,121	0
0	392,961,478	△ 636,314,599	△ 243,353,121	0
0	392,961,478	△ 392,961,478	0	0
0	0	△ 243,353,121	△ 243,353,121	0
535,414,977	392,961,478	(繰越利益剰余金) 3,217,696,608	3,610,658,086	102,859,424,467
0	△ 392,961,478	1,355,845,249	962,883,771	962,883,771
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	△ 392,961,478	392,961,478	0	0
0	0	962,883,771	962,883,771	962,883,771
0	0	0	0	0
535,414,977	0	(当年度未処分利益剰余金) 4,573,541,857	4,573,541,857	103,822,308,238

令和元年度相模原市下水道事業貸借対照表
(令和2年3月31日)

資 産 の 部

				(単位：円)
1	固定資産			
	(1) 有形固定資産			
	イ 土地		11,431,412,037	
	ロ 建物	938,780,952		
	減価償却累計額	<u>△ 189,895,346</u>	748,885,606	
	ハ 構築物	264,446,519,978		
	減価償却累計額	<u>△ 51,849,826,108</u>	212,596,693,870	
	ニ 機械及び装置	3,834,049,867		
	減価償却累計額	<u>△ 1,295,043,913</u>	2,539,005,954	
	ホ 工具、器具及び備品	8,771,937		
	減価償却累計額	<u>△ 4,030,916</u>	4,741,021	
	ヘ リース資産	38,991,000		
	減価償却累計額	<u>△ 16,082,432</u>	22,908,568	
	ト 建設仮勘定		3,278,153,305	
	有形固定資産合計		<u>230,621,800,361</u>	
	(2) 無形固定資産			
	イ 施設利用権		14,517,476,356	
	ロ ソフトウェア		<u>8,887,314</u>	
	無形固定資産合計		14,526,363,670	
	(3) 投資その他の資産			
	イ 出資金		<u>13,690,000</u>	
	投資その他の資産合計		<u>13,690,000</u>	
	固定資産合計			<u>245,161,854,031</u>
2	流動資産			
	(1) 現金預金		4,109,612,430	
	(2) 未収金	2,459,898,322		
	貸倒引当金	<u>△ 32,455,103</u>	2,427,443,219	
	(3) 前払金		345,143,324	
	(4) 仮払金		<u>823,000</u>	
	流動資産合計			<u>6,883,021,973</u>
	資 産 合 計			<u><u>252,044,876,004</u></u>

負債の部

(単位：円)

3	固定負債			
(1)	企業債			
	イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	74,273,713,167		
	企業債合計		74,273,713,167	
(2)	リース債務		16,370,353	
(3)	前受金		1,060,454	
	固定負債合計			74,291,143,974
4	流動負債			
(1)	企業債			
	イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	7,130,507,033		
	企業債合計		7,130,507,033	
(2)	リース債務		8,436,672	
(3)	未払金		3,409,637,478	
(4)	引当金			
	イ 賞与引当金	55,296,000		
	引当金合計		55,296,000	
(5)	前受金		1,060,454	
(6)	預り金		7,829,582	
	流動負債合計			10,612,767,219
5	繰延収益			
(1)	長期前受金			
	イ 受贈財産評価額	15,998,357,025		
	収益化累計額	△ 3,310,456,022	12,687,901,003	
	ロ 国庫補助金	42,795,740,910		
	収益化累計額	△ 7,400,812,043	35,394,928,867	
	ハ 県補助金	10,571,509,495		
	収益化累計額	△ 1,602,396,172	8,969,113,323	
	ニ 他会計負担金	11,781,071,906		
	収益化累計額	△ 11,762,782,593	18,289,313	
	ホ 受益者負担金等	7,773,674,618		
	収益化累計額	△ 1,547,088,613	6,226,586,005	
	ヘ その他	33,296,830		
	収益化累計額	△ 11,458,768	21,838,062	
	繰延収益合計			63,318,656,573
	負債合計			148,222,567,766

資 本 の 部

(単位：円)

6	資本金			98,713,351,404
7	剰余金			
(1)	資本剰余金			
	イ 受贈財産評価額	535,414,977		
	資本剰余金合計		535,414,977	
(2)	利益剰余金			
	イ 当年度未処分利益剰余金	4,573,541,857		
	利益剰余金合計		4,573,541,857	
	剰余金合計			5,108,956,834
	資 本 合 計			<u>103,822,308,238</u>
	負 債 資 本 合 計			<u><u>252,044,876,004</u></u>

1 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 固定資産の減価償却の方法

ア 有形固定資産

・減価償却の方法

定額法

・主な耐用年数

建物 15～50年

構築物 28～50年

機械及び装置 6～20年

工具、器具及び備品 5年

イ 無形固定資産

・減価償却の方法

定額法

・主な耐用年数

施設利用権 50年

ソフトウェア 5年

(2) 引当金の計上方法

ア 退職給付引当金

職員の退職手当は、一般会計がその全部を負担することとなっているため、退職給付引当金は計上していない。

イ 賞与引当金

職員の期末手当、勤勉手当及びこれらに伴う法定福利費の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

ウ 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率等による回収不能見込額を計上している。

(3) 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式としている。

2 貸借対照表に関する注記

(1) 企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債(当年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む。)のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は、35,573,644千円である。

(2) 建設仮勘定の整理方法

建設改良工事でその工期が1事業年度を越えるものは、建設仮勘定をもって整理する。

下水道事業会計

3 リース契約により使用する固定資産に関する注記

(1) リース取引の処理方法

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

(2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る未経過リース料相当額

1年内	1,806千円
1年超	3,287千円
計	5,093千円

4 セグメント情報に関する注記

(1) 報告セグメントの概要

下水道事業会計は、公共下水道事業、農業集落排水事業及び市設置高度処理型浄化槽事業を運営しており、各事業で運営方針等を決定していることから、それらを報告セグメントとしている。

ア 各報告セグメントの事業内容

セグメント区分	事業の内容
公共下水道事業	市街地における、し尿・生活雑排水等の処理及び雨水排除
農業集落排水事業	農業集落における、し尿・生活雑排水等の処理
市設置高度処理型 浄化槽事業	高度処理型浄化槽の整備、し尿・生活雑排水等の処理

イ 各報告セグメントの財務情報

(単位：円)

	公共下水道事業	農業集落排水事業	市設置高度処理型 浄化槽事業	合 計
営業収益	10,334,475,174	2,625,623	36,854,257	10,373,955,054
営業費用	12,511,661,435	36,735,840	276,847,513	12,825,244,788
営業損益	△ 2,177,186,261	△ 34,110,217	△ 239,993,256	△ 2,451,289,734
経常損益	1,055,148,324	△ 9,716,665	△ 112,133,741	933,297,918
セグメント資産	247,534,719,233	598,699,746	3,911,457,025	252,044,876,004
セグメント負債	143,763,295,627	565,096,821	3,894,175,318	148,222,567,766
その他の項目				
他会計繰入金	4,561,790,000	8,474,000	39,736,000	4,610,000,000
減価償却費	8,261,248,239	23,708,112	124,766,395	8,409,722,746
特別利益	22,471,158	7,114,695	0	29,585,853
固定資産の増加	△ 40,150,182	△ 17,294,038	413,323,885	355,879,665

令和2年8月26日提出

相模原市長 本村賢太郎

さがみはら気候非常事態宣言について
さがみはら気候非常事態宣言を次のように定める。

令和 2 年 8 月 26 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

さがみはら気候非常事態宣言

近年、世界各地で豪雨や猛暑などの自然災害が頻発するなど、気候変動の影響が顕在化しています。国においては「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略(令和元年6月11日閣議決定)」を策定し、将来の「あるべき姿」として「脱炭素社会」を掲げ、温室効果ガス排出を極力抑制した持続可能な経済・社会の発展に向けた取組が進められています。

本市においても、短時間強雨や局地的な豪雨による浸水被害が発生するなど、気候変動の影響が甚大な自然災害として顕在化しており、特に、令和元年東日本台風は、中山間地域を中心に多数の土砂災害を発生させ、かつてない規模の被害をもたらしました。

このような事態の下、本市としても、自然災害の防止や農業被害の軽減、熱中症対策の強化など、気候変動の影響に強く、しなやかに対応できるまちづくりに一層注力していくとともに、再生可能エネルギーの利用促進など、温室効果ガスの削減に向けた取組を力強く推進する必要があります。

本市は、気候変動のもたらす影響が今、急速に広がり、誰もが直面する危機であることを市全体で共有するとともに、SDGsの目指す持続可能な社会の実現に向けて、気候変動への日常の備えや地球温暖化対策の推進など、次に掲げる取組を全市一丸となって進めるため、ここに気候非常事態を宣言します。

- 1 深刻化する集中豪雨などの自然災害、猛暑による健康被害などから、市民の命と生活、安全を守るため、地域特性に基づく気候変動の影響への適応策に取り組みます。
- 2 省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの活用、いきいきとした森林の再生

等に取り組むことで、脱炭素社会の実現に向け、2050年の二酸化炭素排出量実質ゼロを目指します。

- 3 気候変動問題について、市民、企業、団体、行政等あらゆる行動の主体が情報を共有するとともに、相互に連携及び協力をし、全市一丸となって行動します。

提案の理由

気候変動による危機を共有し、持続可能な社会の実現に向けた取組を進めるための都市宣言を制定いたしたく相模原市議会基本条例(平成26年相模原市条例第37号)第11条第3号の規定により提案するものである。

相模原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

相模原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 8 月 26 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
相模原市職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和 27 年相模原市条例第 15 号)
の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「社会福祉業務のうち規則で定める業務に従事したときに」を
「次の各号に定めるところにより」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 児童相談所において、規則で定める社会福祉業務に従事したとき 日額
1,000 円

(2) 前号の場合のほか、規則で定める社会福祉業務に従事したとき 日額 400
円

第 4 条第 2 項を削る。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 4 条(第 2 号を除く。)の規定は、
令和 2 年 4 月 1 日から適用する。
(特殊勤務手当の内払)
- 2 改正後の第 4 条(第 2 号を除く。)の規定を適用する場合には、改正前の
第 4 条の規定により支給された特殊勤務手当は、改正後の第 4 条(第 2 号を除
く。)の規定により支給する特殊勤務手当の内払とみなす。

提案の理由

児童相談所において社会福祉業務に従事した職員の特殊勤務手当の額に係る規定を改正いたしたく提案するものである。

議案第 9 6 号関係資料

相模原市職員の特殊勤務手当に関する条例の改正の概要

1 改正の内容

社会福祉業務従事職員の特殊勤務手当の額に係る規定の改正(第 4 条関係)

児童相談所において規則で定める社会福祉業務に従事した職員の特殊勤務手当の額を月額 4 0 0 円から月額 1 , 0 0 0 円とするもの

2 施行期日等

公布の日から施行し、1 に係る規定は、令和 2 年 4 月 1 日から適用

相模原市手数料条例の一部を改正する条例について
相模原市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 8 月 26 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市手数料条例の一部を改正する条例
相模原市手数料条例(平成 12 年相模原市条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 第 2 号の表 2 の項中「書類の写し」を「書類」に改め、同項を同表 4 の項とし、同表 1 の項の次に次のように加える。

2	法第 12 条第 1 項、第 12 条の 2 第 1 項又は第 12 条の 3 第 1 項、第 2 項若しくは第 8 項	住民票記載事項証明書の交付	1 件 (1 世帯につき 1 件)	300 円
3	法第 15 条の 4 第 1 項から第 4 項まで	磁気ディスクをもって調製された除票に記載されている事項を記載した書類又は除票記載事項証明書の交付	1 件 (1 世帯につき 1 件)	300 円

別表第 1 第 2 号の表に次のように加える。

5	法第 21 条の 3 第 1 項から第 4 項まで	戸籍の附票の除票の写しの交付	1 件 (1 戸籍につき 1 件)	300 円
		磁気ディスクをもって調	1 件	300 円

		製された戸籍の附票の除 票に記録されている事項 を記載した書類の交付	(1 戸籍 につき 1 件)	
--	--	--	----------------------	--

別表第 2 に次の 1 号を加える。

(3 0) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(令和元年法律第 5 7 号。

以下この号において「法」という。)に基づく事務

番号	根拠条項	手数料を徴収する事務		単位	金額
1	法第 1 5 条第 2 項	輸出証明書の発行		1 件	870 円
2	法第 1 7 条第 2 項	適合施設の 認定の申請 に対する審 査	現地審査を要し ない施設認定農 林水産物等の適 合施設	1 件	10,400 円
			現地審査を要す る施設認定農林 水産物等の適合 施設	1 件	20,900 円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第 2 に 1 号を加える改正規定は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

提案の理由

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第 1 6 号)による住民基本台帳法(昭和 4 2 年法律第 8 1 号)の改正に伴う除票に記録されている事項を記載した書類等の交付に係る手数料の規定の追加、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(令和元年法律第 5 7 号)の施行に伴う輸出証明書の発行及び適合施設の認定の申請に対する審査の事務に係る手数料の規定の追加その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

議案第 97 号関係資料

相模原市手数料条例の改正の概要

1 改正の内容

(1) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく事務に係る手数料の規定の追加(別表第1関係)

除票に記録されている事項を記載した書類並びに戸籍の附票の除票の写し及び戸籍の附票の除票に記録されている事項を記載した書類の交付に係る手数料の規定を追加するもの

手数料を徴収する事務	単位	金額
磁気ディスクをもって調製された除票に記録されている事項を記載した書類又は除票記載事項証明書の交付	1件 (1世帯につき1件)	300円
戸籍の附票の除票の写しの交付	1件 (1戸籍につき1件)	
磁気ディスクをもって調製された戸籍の附票の除票に記録されている事項を記載した書類の交付	1件 (1戸籍につき1件)	

(2) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(令和元年法律第57号)に基づく事務に係る手数料の規定の追加(別表第2関係)

輸出証明書の発行及び適合施設の認定の申請に対する審査の事務に係る手数料の規定を追加するもの

手数料を徴収する事務	単位	金額
輸出証明書の発行	1件	870円
適合施設の認定の申請に対する審査	現地審査を要しない施設認定農林水産物等の適合施設	10,400円
	現地審査を要する施設認定農林水産物等の適合施設	20,900円

2 施行期日

公布の日。ただし、1(2)に係る規定は、令和3年1月1日

相模原市市税条例の一部を改正する条例について
相模原市市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 8 月 26 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市市税条例の一部を改正する条例

第 1 条 相模原市市税条例(平成 16 年相模原市条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

第 13 条第 1 項中「第 4 条の 7」を「第 4 条の 3」に改め、「又は各連結事業年度」を削り、同条第 2 項中「各事業年度又は各連結事業年度の終了の日(法第 321 条の 8 第 1 項前段の規定(法人税法第 72 条第 1 項又は第 144 条の 4 第 1 項の規定が適用される場合に限る。))により申告納付すべき法人にあっては、当該事業年度開始の日から 6 月の期間の末日)」を「法第 321 条の 8 第 1 項に規定する法人税額の課税標準の算定期間の末日」に改める。

第 27 条の次に次の 1 条を加える。

(現所有者の申告)

第 27 条の 2 現所有者(法第 384 条の 3 に規定する現所有者をいう。以下この条において同じ。)は、現所有者であることを知った日の翌日から 3 月を経過した日までに、規則で定める申告書を市長に提出しなければならない。

第 61 条第 1 項第 2 号中「第 26 条」の次に「、第 27 条の 2」を加える。

附則第 4 条の 2 中第 17 項を第 18 項とし、第 10 項から第 16 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 9 項の次に次の 1 項を加える。

10 法附則第 15 条第 30 項第 2 号八に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4 分の 3 とする。

附則第 4 条の 2 に次の 1 項を加える。

19 法附則第 62 条に規定する条例で定める割合は、0 とする。

第 2 条 相模原市市税条例の一部を次のように改正する。

附則第4条の2第19項中「附則第62条」を「附則第64条」に改める。

附則に次の1条を加える。

(寄附金税額控除の特例の対象となる放棄)

第10条 法附則第60条第3項に規定する住民の福祉の増進に寄与する放棄として条例で定めるものは、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号)第5条第4項に規定する指定行事の同条第1項に規定する中止等により生じた同項に規定する入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄の全てとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条の規定 令和3年1月1日

(2) 第1条中相模原市市税条例第13条の改正規定及び次項の規定 令和4年4月1日

(法人の市民税に関する経過措置)

2 第1条の規定による改正後の相模原市市税条例(以下「新条例」という。)第13条の規定は、前項第2号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第3条の規定(同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。))による改正前の法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第12号の7に規定する連結子法人(以下「連結子法人」という。)の連結親法人事業年度(同法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下同じ。))が同日前に開始した事業年度を除く。)分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が同日前に開始した事業年度を含む。))分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度(同項に規定する連結事業年度をいう。以下同じ。))(連結子法人の連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度を含む。))分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

3 新条例第27条の2の規定は、この条例の施行の日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。

提案の理由

所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)による法人税法(昭和40年法律第34号)の改正に伴う法人の市民税の課税の特例に係る規定の改正、地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)による地方税法(昭和25年法律第226号)の改正に伴う固定資産の現所有者の申告に係る規定及び特定再生可能エネルギー発電設備の固定資産税の課税標準の特例に係る規定の追加並びに地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第26号)による地方税法の改正に伴う先端設備等の固定資産税に係る課税標準の特例に係る規定及び寄附金税額控除の特例の対象となる放棄に係る規定の追加をいたしたく提案するものである。

相模原市市税条例の改正の概要

1 改正の内容

(1) 相模原市市税条例の一部改正(第1条関係)

ア 法人の市民税の課税の特例に係る規定の改正(相模原市市税条例第13条関係)

法人税の連結納税制度の見直しにより、企業グループ内の個々の法人の損益を通算して一つの納税単位とする連結納税制度から、損益通算を維持しながら各法人を納税単位とするグループ通算制度に移行したことに伴い、法人の事業年度等に係る規定の整理を行うもの

イ 固定資産の現所有者の申告に係る規定の追加(相模原市市税条例第27条の2及び第61条関係)

(ア) 登記簿上の固定資産の所有者が死亡している場合において現に当該固定資産を所有している者(以下「現所有者」という。)に対し、条例で定めるところにより住所、氏名等の申告をさせることができることとされたことから、現所有者はそのことを知った日の翌日から3月を経過した日までに、規則で定める申告書を市長に提出しなければならないこととするもの

(イ) (ア)の申告をしなかった者には、10万円以下の過料に処することができることとされたことから、正当な理由なく(ア)の申告書の提出をしなかった者に対して、10万円以下の過料に処することとするもの

ウ 固定資産税の課税標準の特例に係る規定の追加(相模原市市税条例附則第4条の2関係)

(ア) 特定再生可能エネルギー発電設備の固定資産税の課税標準の特例

太陽光、風力、水力等の特定再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置の適用期限が2年延長されるとともに、一定の水力発電設備の固定資産税の課税標準となるべき価格に乗じる割合(以下「特例割合」という。)について参酌すべき割合が改正されたことから、当該水力発電設備の特例割合を従来と同じく参酌すべき割合どおりとするもの

対象	地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する範囲(従来の特例措置における同範囲)	条例で定める割合(従来の特例措置における同割合)
水力発電設備(認定発電設備かつ出力が5,000kw以上のもの)であって、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に新たに取得されたものに対して課する固定資産税(3年度分に限る。)	4分の3を参酌して12分の7以上12分の11以下(3分の2を参酌して2分の1以上6分の5以下)	4分の3(3分の2)

(イ) 先端設備等の固定資産税に係る課税標準の特例

新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新たに設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、中小事業者等が取得した一定の機械装置等に対して課する固定資産税の課税標準の特例措置の適用対象に一定の構築物及び事業用家屋が加えられ、その課税標準は条例で定める特例割合を乗じて得た額とされたことから、当該特例割合については現行の特例措置と同様に0とするもの

対象	地方税法に規定する範囲	条例で定める割合
中小事業者等が令和2年4月30日から令和3年3月31日までの期間内に、生産性向上特別措置法(平成30年法律第25号)の規定により中小事業者等が作成し、市の認定を受けた先端設備等導入計画に従って取得をした同法に規定する先端設備等に該当する構築物及び事業用家屋に対して課する固定資産税(3年度分に限る。)	0以上2分の1以下	0

(2) 相模原市市税条例の一部改正(第2条関係)

寄附金税額控除の特例の対象となる権利の放棄に係る規定の追加(相模原市市税条例附則第10条関係)

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延を防止するための措置の影響により中止等となった文化芸術又はスポーツに関する行事の入場料金等の払戻しを請求する権利のうち、条例で定めるものを放棄した場合、個人市民税の寄附金税額控除の特例の対象とすることができることとされたことから、その対象となる権利について、所得税の寄附金税額控除の特例の対象と同様のものとするもの

2 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日。ただし、次のア及びイに掲げる規定は、当該ア及びイに定める日

ア 1(2)に係る規定 令和3年1月1日

イ 1(1)ア及び2(2)アに係る規定 令和4年4月1日

(2) 経過措置

ア 1(1)アに係る規定は、令和4年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例によることとするもの

イ 1(1)イに係る規定は、この条例の施行の日以後に、土地又は家屋の現所有者であることを知った者について適用することとするもの

相模原市都市公園条例の一部を改正する条例について
相模原市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 8 月 26 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市都市公園条例の一部を改正する条例
相模原市都市公園条例(昭和 45 年相模原市条例第 11 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条の 4 の次に次の 1 条を加える。

(相模原スポーツ・レクリエーションパークの供用期間及び供用時間)

第 6 条の 5 相模原スポーツ・レクリエーションパークの供用期間は、1 月 1 日から 12 月 31 日までとし、供用時間は、次の各号に掲げる期間に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 5 月 1 日から 8 月 31 日まで 午前 8 時 30 分から午後 7 時まで

(2) 9 月 1 日から翌年の 4 月 30 日まで 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要と認めるときは、同項に規定する相模原スポーツ・レクリエーションパークの供用期間及び供用時間を変更し、又は供用期間内において供用しないものとすることができる。

第 12 条第 2 項並びに第 20 条の 7 第 1 項及び第 3 項中「人工芝グラウンド」を「横山公園人工芝グラウンド」に改める。

別表第 1 の 2 に次のように加える。

相模原スポーツ・レ クリエーションパー ク	人工芝グラウンド
-----------------------------	----------

別表第 1 の 3 中

「

人工芝グラウンド	1 月 4 日 ~ 12 月	8 時 30 分 ~ 21 時 30 分
----------	----------------	----------------------

28日

を
「

人工芝グラウンド	横山公園	1月4日～12月	8時30分～21時30分
	相模原スポーツ・レクリエーションパーク	28日	(5月～8月)8時30分～18時30分 (9月～4月)8時30分～16時30分

に改める。

別表第2第5項第1号の表中

「

野球場	横山公園	専用利用	入場料等を徴収しない場合	市民	2時間につき	5,400円
			入場料等を徴収する場合	市民以外のもの		27,000円
						54,000円
	一般利用	1	回	5,400円		
	相模湖林間公園	市	市民	2時間につき	6,700円	
市民以外のもの			10,000円			

を
「

人工芝グラウンド	相模原スポーツ・レクリエーションパーク	半面	市	市民	2時間につき	4,200円
			市民以外のもの			10,500円
		全面	市	市民		8,400円
			市民以外のもの			21,000円
			入場料等	市民		5,400円

野球場	横山公園	専用利用	を徴収し ない場合	市民以外 のもの	2時間につき	27,000円	
			入場料等を徴収する 場合			54,000円	
	一般利用	1			回	5,400円	
	相模湖林 間公園	市		民		2時間につき	6,700円
		市		民以外のもの			10,000円

に改める。

別表第4第1項の表中 「人工芝グラウンド」 を 「人工芝横山公園グラウンド」 に改め、同表備考3

中「人工芝グラウンド」を「横山公園人工芝グラウンド」に改める。

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和2年11月14日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 公布の日

(2) 第12条第2項の改正規定、別表第1の2の改正規定、別表第1の3の改正規定、別表第2第5項第1号の改正規定及び別表第4第1項の改正規定 令和3年4月1日

(準備行為)

- 改正後の相模原市都市公園条例の規定による相模原スポーツ・レクリエーションパーク人工芝グラウンドの利用の承認申請の受付その他必要な準備行為は、前項第2号の規定の施行の日前においても行うことができる。

提案の理由

相模原スポーツ・レクリエーションパークの設置に伴う相模原スポーツ・レクリエーションパークの供用期間及び供用時間に係る規定の追加並びに相模原スポ

ーツ・レクリエーションパーク人工芝グラウンドの設置に伴う有料公園施設の種類、供用期間及び供用時間並びに使用料の額に係る規定の追加をいたしたく提案するものである。

議案第 99 号関係資料(その 1)

相模原市都市公園条例の改正の概要

1 改正の内容

(1) 相模原スポーツ・レクリエーションパークの供用期間及び供用時間に係る規定の追加(第 6 条の 5 関係)

相模原スポーツ・レクリエーションパークの供用期間を 1 月 1 日から 12 月 31 日までとし、供用時間を次に掲げるとおりとするもの

ア 5 月 1 日から 8 月 31 日まで 午前 8 時 30 分から午後 7 時まで

イ 9 月 1 日から翌年の 4 月 30 日まで 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

(2) 相模原スポーツ・レクリエーションパーク人工芝グラウンドの設置に係る規定の追加(別表第 1 の 2、別表第 1 の 3 及び別表第 2 第 5 項の表関係)

ア 有料公園施設の種類の種類、供用期間及び供用時間

有料公園施設の種類の種類	供用期間	供用時間
人工芝グラウンド	1 月 4 日 ~ 12 月 28 日	(5 月 ~ 8 月) 8 時 30 分 ~ 18 時 30 分 (9 月 ~ 4 月) 8 時 30 分 ~ 16 時 30 分

イ 有料公園施設の使用料の額

有料公園施設の種類の種類	単位			金額	
	半面	市民	2 時間につき		
人工芝グラウンド	半面	市民		2 時間につき	4,200 円
		市民以外のもの			10,500 円
	全面	市民			8,400 円
		市民以外のもの	21,000 円		

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和 2 年 1 月 14 日。ただし、次のア及びイに掲げる規定は、当該ア及びイに定める日

ア 2(2)に係る規定 公布の日

イ 1(2)に係る規定 令和 3 年 4 月 1 日

(2) 準備行為

改正後の条例の規定による相模原スポーツ・レクリエーションパーク人工芝グラウンドの利用の承認申請の受付その他必要な準備行為を2(1)イに掲げる日前においても行うことができることとするもの

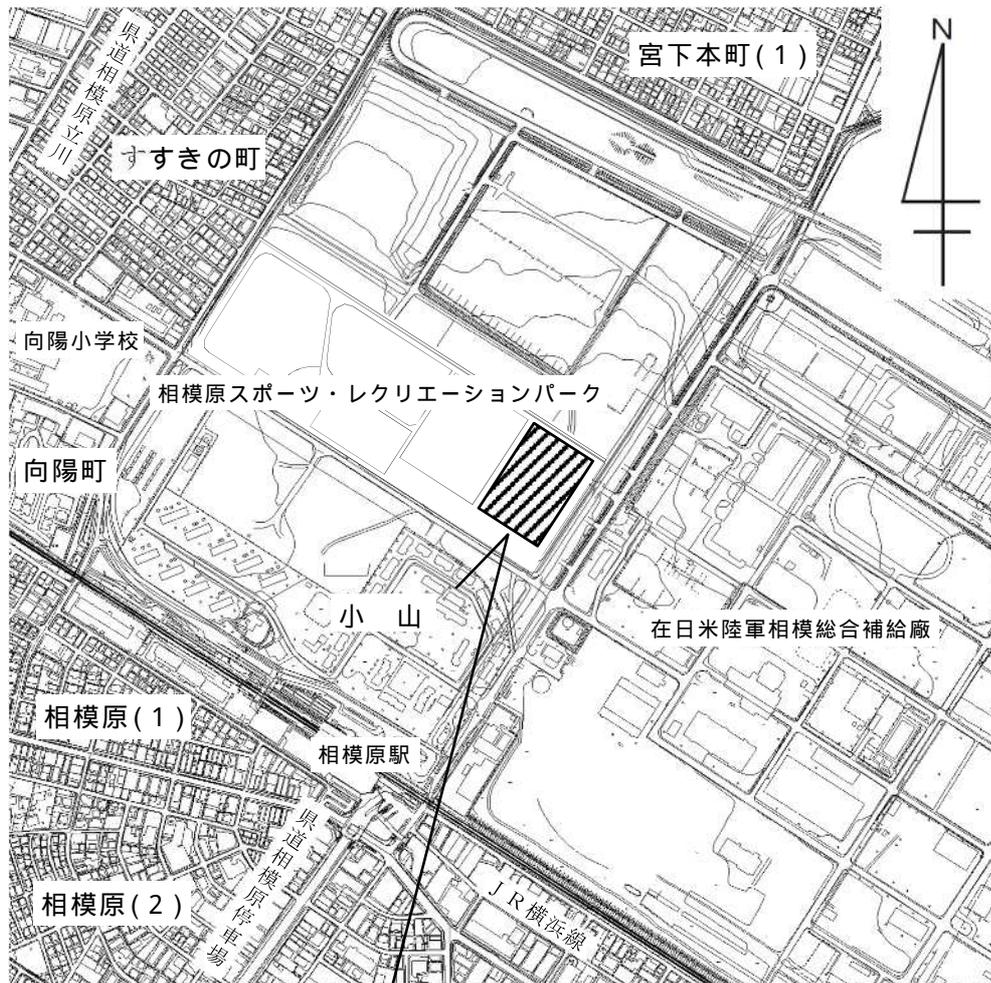
議案第 99 号関係資料(その 2)

相模原スポーツ・レクリエーションパーク人工芝グラウンドの概要

- 1 位 置 相模原市中央区小山 2 6 7 9 番地
- 2 施設面積 1 2 , 3 9 0 平方メートル
- 3 施設内容

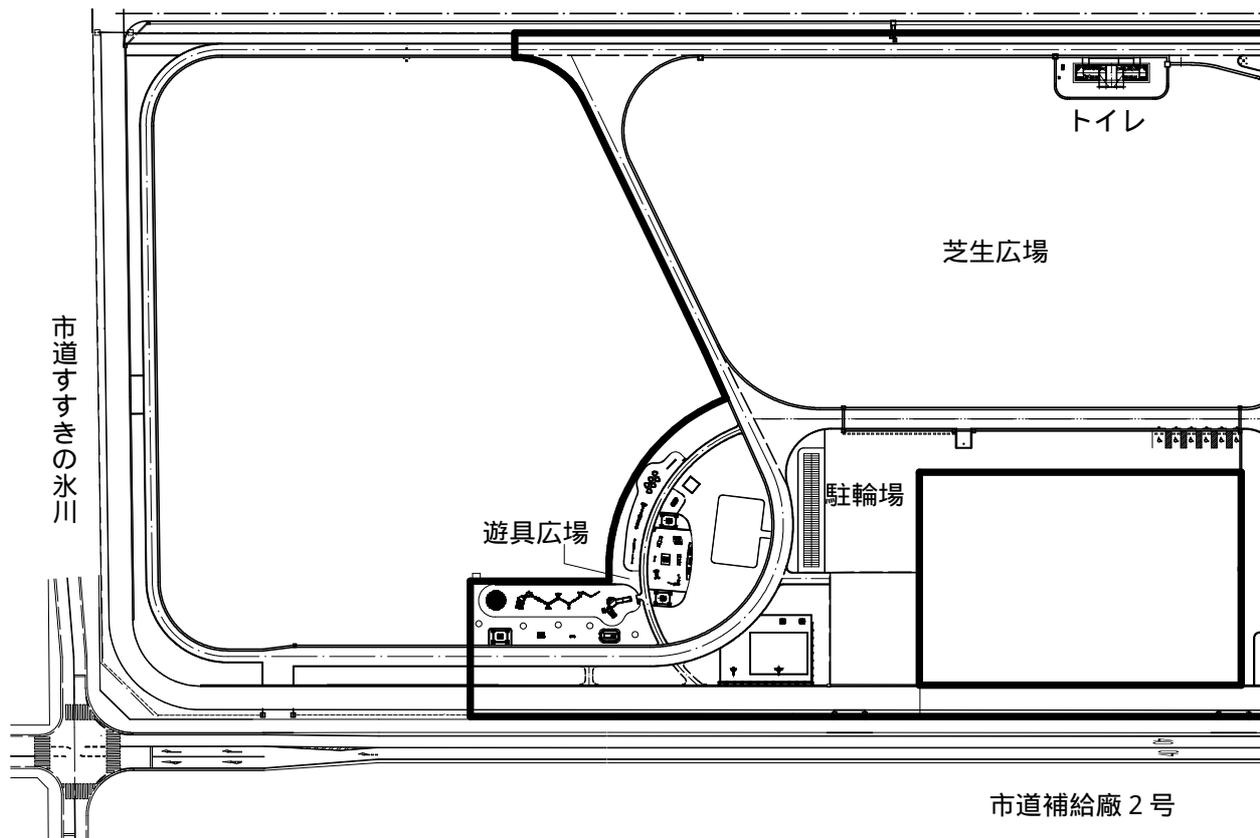
区分	仕様
フィールド	人工芝舗装
設備	防球ネット

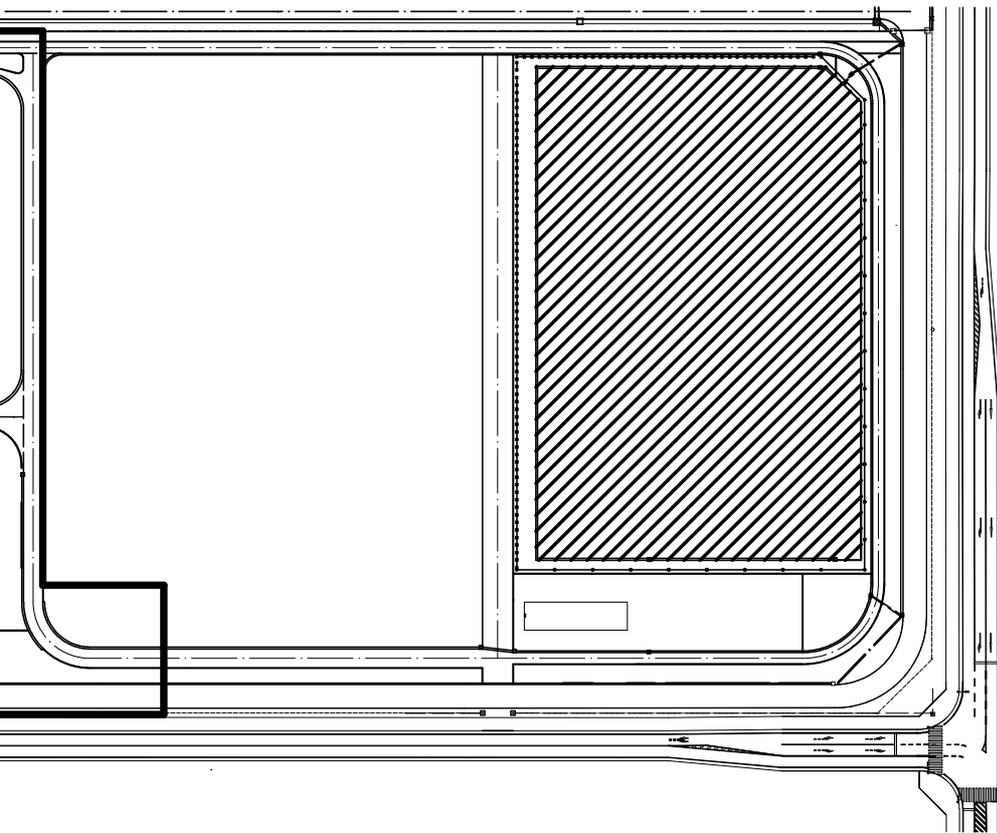
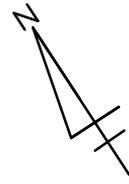
案内図



相模原スポーツ・レクリエーション
パーク人工芝グラウンド

配置図



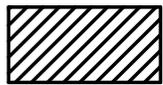


市道補給廠1号

凡 例

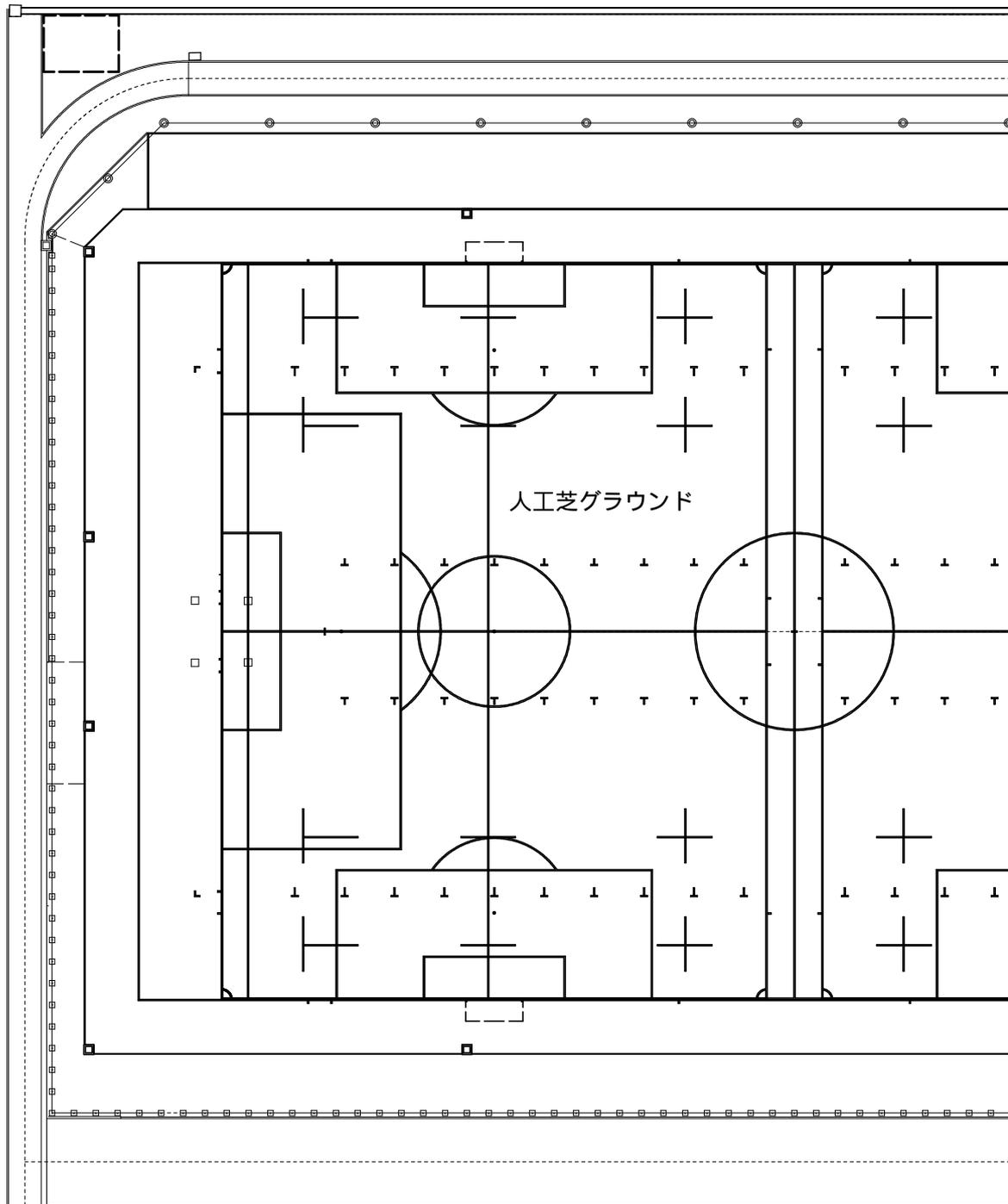


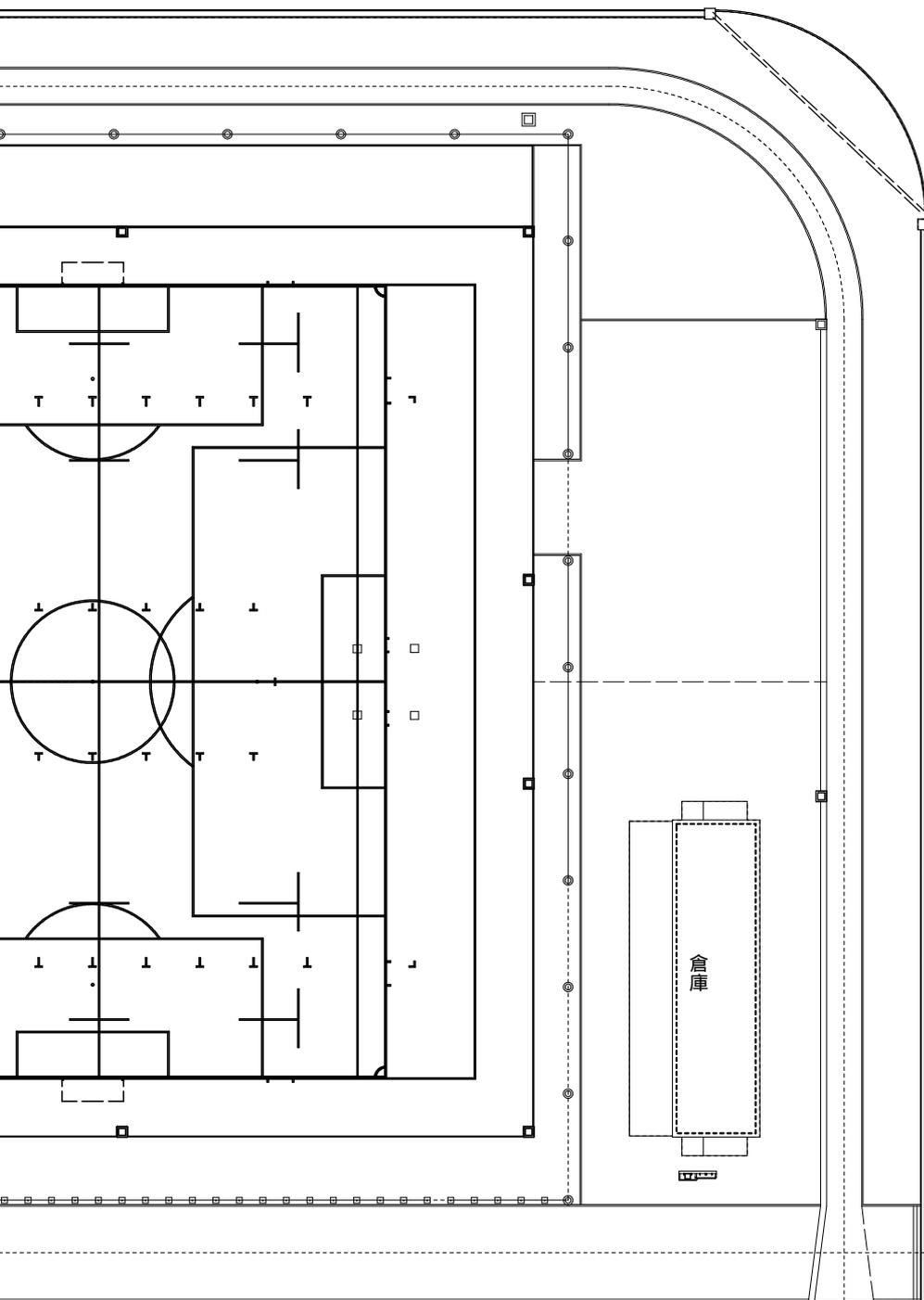
相模原スポーツ・レクリエーションパーク区域
(令和2年11月14日供用開始部分)



相模原スポーツ・レクリエーションパーク
人工芝グラウンド

平面図





相模原市建築基準条例の一部を改正する条例について
相模原市建築基準条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年8月26日提出

相模原市長 本村 賢太郎

相模原市建築基準条例の一部を改正する条例

相模原市建築基準条例(平成11年相模原市条例第47号)の一部を次のように改正する。

第9条中「1.5メートル」の次に「(階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満の建築物の敷地内にあつては、90センチメートル)」を加える。

第23条に次の1項を加える。

3 前2項の規定は、階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満の建築物(階段の部分と当該階段の部分以外の部分(直接外気に開放されている廊下、バルコニーその他これらに類する部分を除く。))とが間仕切壁又は政令第112条第19項第2号に規定する構造の戸(ふすま、障子その他これらに類するものを除く。)で区画されている建築物に限る。)については、適用しない。

第24条第1項第1号の表中「1.5メートル」及び「2メートル」の次に「(階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満の建築物にあつては、90センチメートル)」を加える。

第26条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 前号の規定にかかわらず、長屋の用途に供する建築物であつて階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満のものについては、同号の敷地内通路の幅員が90センチメートル以上である場合

第37条第2項中「1.5メートル」の次に「(階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満の建築物にあつては、90センチメートル)」を加える。

第38条第1項第4号中「1.5メートル」の次に「(階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満の当該木造建築物等にあつては、90センチメートル)」

を加える。

第41条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、興行場等の用途に供する建築物であつて階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満のものについては、第1項の敷地内通路の幅を90センチメートル以上とすることができる。

第65条中「第41条第4項」を「第41条第5項」に改める。

第67条中「第3項まで」を「第4項まで」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案の理由

建築基準法施行令の一部を改正する政令(令和元年政令第181号)による建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)の改正を踏まえ、敷地内通路に係る規定及び共同住宅等の階段に係る規定を改正いたしたく提案するものである。

議案第100号関係資料

相模原市建築基準条例の改正の概要

1 改正の内容

(1) 敷地内通路に係る規定の改正(第9条、第24条、第26条、第37条、第38条及び第41条関係)

次に掲げる通路のうち、階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満の建築物の敷地内に設けるものにあつては、当該通路の幅員を90センチメートル以上とすればよいこととするもの

ア 学校等の敷地内に設ける通路

避難階以外の階を学校、体育館、病院、診療所(患者の収容施設のあるものに限る。)、物品販売業を営む店舗、マーケット、ホテル、旅館、共同住宅、寄宿舍、下宿、児童福祉施設等、自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する建築物の屋外階段から道路等に通ずる敷地内通路

避難階

直接地上へ通ずる出入口のある階をいう。

イ 共同住宅等及び長屋の敷地内に設ける通路

共同住宅、寄宿舍又は下宿(以下「共同住宅等」という。)の用途に供する建築物の避難階における主要な出口及び長屋の各戸の主要な出口が道路に面していない場合に設ける敷地内通路であつて、それらの出口から道路に通ずるもの

ウ 興行場等の敷地内に設ける通路

劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場の客用の屋外への出口が道路等に面していない場合に設ける敷地内通路であつて、それらの出口から道路等に通ずるもの

エ マーケットの敷地内に設ける通路

マーケットの用途に供する建築物の出口及びマーケットの用途に供する木造建築物等に設ける住戸の各戸専用の出口から道路等に通ずる敷地内通路

(2) 共同住宅等の階段に係る規定の改正(第23条関係)

共同住宅等の用途に供する建築物のうち、階数が3以下で延べ面積が200

平方メートル未満であって、階段の部分と当該階段の部分以外の部分とを特定の構造で区画しているものは、2以上の直通階段又はこれに代わる施設を設けなければならないとする規定を適用しないこととするもの

- 2 施行期日
公布の日

相模原市営自転車駐車場条例の一部を改正する条例について
 相模原市営自転車駐車場条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 8 月 26 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市営自転車駐車場条例の一部を改正する条例
 相模原市営自転車駐車場条例(昭和 55 年相模原市条例第 14 号)の一部を次のよ
 うに改正する。

第 1 条中「定める」の次に「ものとする」を加える。

第 3 条第 2 項中「別表第 1 入出場時間の欄及び別表第 2 入出場時間の欄に掲げる
 とおり」を「午前 0 時から午後 12 時まで」に改める。

「

位置	入出場時間
相模原市中央区鹿沼台 1 丁目 12 番 22 号	午前 0 時から午後 12 時 まで
相模原市南区相模大野 4 丁目 3 番 1 号	午前 0 時から午後 12 時 まで(地階に設置した部分 にあつては、午前 5 時から 午後 12 時まで)
相模原市緑区橋本 2 丁 目 1 番 83 号	午前 0 時から午後 12 時 まで
相模原市緑区橋本 2 丁 目 4 番 17 号	
相模原市中央区小山 3430 番地	
相模原市緑区橋本 6 丁	

別表第 1 中

目 1 番 8 号	
相模原市中央区鹿沼台 1 丁目 1 3 番 2 0 号	
相模原市南区相武台 2 丁目 2 0 番 1 7 号	
相模原市中央区矢部新 町 3 番 4 0 号	
相模原市中央区相模原 1 丁目 1 番 2 0 号	午前 0 時から午後 1 2 時 まで(地階に設置した部分 にあつては、午前 6 時から 午前 1 時 3 0 分まで)
相模原市緑区橋本 3 丁 目 2 8 番 1 号	午前 4 時 1 5 分から午前 1 時 1 5 分まで
相模原市南区相模大野 3 丁目 3 2 7 番	午前 0 時から午後 1 2 時 まで
相模原市南区相模大野 7 丁目 7 0 4 番	
相模原市南区相模大野 3 丁目 2 番 2 号	

を

「

位置
相模原市中央区鹿沼台 1 丁目 1 2 番 2 2 号
相模原市南区相模大野 4 丁目 3 番 1 号
相模原市緑区橋本 2 丁目 1 番 8 3 号
相模原市緑区橋本 2 丁目 4 番 1 7 号
相模原市中央区小山 3 4 3 0 番地
相模原市緑区橋本 6 丁目 1 番 8 号
相模原市中央区鹿沼台 1 丁目 1 3 番 2 0 号
相模原市南区相武台 2 丁目 2 0 番 1 7 号

に改める。

相模原市中央区矢部新町 3 番 4 0 号
相模原市中央区相模原 1 丁目 1 番 2 0 号
相模原市緑区橋本 3 丁目 2 8 番 1 号
相模原市南区相模大野 3 丁目 3 2 7 番
相模原市南区相模大野 7 丁目 7 0 4 番
相模原市南区相模大野 3 丁目 2 番 2 号

」

「

位置	入出場時間
相模原市緑区橋本 6 丁目 2 番地先	午前 0 時から午後 1 2 時まで
相模原市緑区橋本 2 丁目 3 5 6 番 1 地先	
相模原市緑区橋本 2 丁目 3 4 1 番 2 8 地先	
相模原市中央区相模原 1 丁目 3 4 3 0 番 4 3 地先	
相模原市中央区相模原 2 丁目 1 4 9 番 8 地先及び相模原市中央区相模原 3 丁目 2 7 2 番 2 2 地先	
相模原市中央区淵野辺 3 丁目 2 2 4 1 番 2 地先及び相模原市中央区鹿沼台 1 丁目 1 9 9 2 番 8 地先	
相模原市中央区鹿沼	

別表第 2 中

を

台 1 丁目 1 9 9 5 番 4 地先
相模原市南区古淵 2 丁目 1 1 8 番 1 地先 及び相模原市南区古 淵 1 丁目 1 0 7 番 1 地先
相模原市南区相模大 野 3 丁目 3 0 8 番 1 地先
相模原市南区相模大 野 3 丁目 3 0 9 番 1 地先
相模原市南区相模大 野 3 丁目 3 0 0 番 2 地先
相模原市南区相模大 野 3 丁目 3 番 1 地先
相模原市南区相模大 野 3 丁目 2 番地先
相模原市南区相模大 野 7 丁目 7 2 4 番 5

「

」

位置
相模原市緑区橋本 6 丁目 2 番地先
相模原市緑区橋本 2 丁目 3 5 6 番 1 地先
相模原市緑区橋本 2 丁目 3 4 1 番 2 8 地先
相模原市中央区相模原 1 丁目 3 4 3 0 番 4 3 地 先

相模原市中央区相模原 2 丁目 1 4 9 番 8 地先及び相模原市中央区相模原 3 丁目 2 7 2 番 2 2 地先
相模原市中央区淵野辺 3 丁目 2 2 4 1 番 2 地先及び相模原市中央区鹿沼台 1 丁目 1 9 9 2 番 8 地先
相模原市中央区鹿沼台 1 丁目 1 9 9 5 番 4 地先
相模原市南区古淵 2 丁目 1 1 8 番 1 地先及び相模原市南区古淵 1 丁目 1 0 7 番 1 地先
相模原市南区相模大野 3 丁目 3 0 8 番 1 地先
相模原市南区相模大野 3 丁目 3 0 9 番 1 地先
相模原市南区相模大野 3 丁目 3 0 0 番 2 地先
相模原市南区相模大野 3 丁目 3 番 1 地先
相模原市南区相模大野 3 丁目 2 番地先
相模原市南区相模大野 7 丁目 7 2 4 番 5

に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

提案の理由

相模大野駅北口自転車駐車場及び相模原駅南口自転車駐車場の地階に設置した部分並びに橋本駅北口第 2 自転車駐車場の利便性の向上を図るための入出場時間に係る規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

議案第 101 号関係資料

相模原市営自転車駐車場条例の改正の概要

1 改正の内容

入出場時間に係る規定の改正(第3条関係)

有料自転車駐車場において、車両を入場させ、又は出場させることのできる時間を改正するもの

名称	現行	改正後
相模大野駅北口自転車駐車場(地階に設置した部分)	午前 5 時から午後 12 時まで	午前 0 時から午後 12 時まで
相模原駅南口自転車駐車場(地階に設置した部分)	午前 6 時から午前 1 時 30 分まで	午前 0 時から午後 12 時まで
橋本駅北口第 2 自転車駐車場	午前 4 時 15 分から午前 1 時 15 分まで	午前 0 時から午後 12 時まで

2 施行期日

令和 3 年 4 月 1 日

相模原市営自動車駐車場条例の一部を改正する条例について
相模原市営自動車駐車場条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 8 月 26 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市営自動車駐車場条例の一部を改正する条例
相模原市営自動車駐車場条例(昭和 63 年相模原市条例第 9 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「午前 6 時」を「午前 0 時」に改め、同条第 3 項中「市長は、必要」を「前項の規定にかかわらず、市長は、必要」に改める。

第 24 条を第 26 条とする。

第 23 条中「第 12 条、第 13 条第 2 項及び第 15 条」を「第 4 条第 2 項、第 13 条、第 14 条第 2 項及び第 16 条」に、「第 3 条第 3 項中」を「第 3 条第 3 項及び第 4 条第 2 項中」に、「第 17 条」を「第 19 条」に、「第 12 条及び第 13 条第 2 項」を「第 13 条及び第 14 条第 2 項」に、「第 15 条中」を「第 16 条中」に改め、同条を第 25 条とする。

第 22 条を第 24 条とする。

第 21 条中「第 17 条」を「第 19 条」に改め、同条を第 23 条とする。

第 20 条を第 22 条とし、第 17 条から第 19 条までを 2 条ずつ繰り下げ、第 16 条を第 17 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

(引取りの請求等)

第 18 条 市長は、利用者が第 4 条第 2 項の規定による届出を行うことなく、同条第 1 項に規定する期間を超えて駐車場を利用している場合又は同条第 2 項の規定により届け出た期間を超えて駐車場を利用している場合には、当該利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により、市長が指定する日までに当該自動車を引き取することを請求することができる。

2 前項の場合において、市長は、利用者が自動車の引取りを拒み、若しくは引き

取ることができないとき又は利用者を確認することができないときは、当該自動車の自動車検査証(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項の自動車検査証をいう。)に記載された所有者又は使用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により、市長が指定する日までに当該自動車を引き取することを請求し、これを引き渡すことができる。

3 市長は、前項の規定による請求を行うために必要な限度において、当該自動車について必要な調査をすることができる。

第15条を第16条とし、第9条から第14条までを1条ずつ繰り下げる。

第8条中「自動車を駐車場に駐車させた者から出場の」を「駐車場を利用する者(以下「利用者」という。)が駐車場から自動車を出場させる」に改め、同条を第9条とする。

第7条を第8条とする。

第6条の見出し中「定期駐車券」を「定期券」に改め、同条第2項中「定期駐車券(以下「定期券」という。)」を「定期券」に改め、同条を第7条とする。

「
 第5条の表中

二輪自動車	1日1回 500円
-------	-----------

 を
 」

「

二輪自動車	3時間までの場合 1時間 までごとに150円	に改め、同表備考4中「6時
	3時間を超え24時間まで の場合 500円	
	24時間を超える場合 24 時間までごとに500円	

 」

間」を「3時間」に改め、同条を第6条とする。

第4条第2項中「1.9メートル」を「2.05メートル」に改め、同条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

(利用期間)

第4条 駐車場の1回の利用(定期駐車券(以下「定期券」という。)によるものを除く。)は、駐車場に入場した日から起算して7日以内とする。

- 2 前項に規定する期間を超えて駐車場を利用しようとする者は、利用しようとする期間その他規則で定める事項を、あらかじめ市長に届け出なければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第4条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第4条、第6条の表普通料金の部二輪自動車の款及び第18条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に利用する場合について適用し、施行日前から引き続き利用する場合については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 改正後の第4条第2項に規定する届出の受理その他必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

提案の理由

相模原市営自動車駐車場の利便性の向上を図るための入出場時間に係る規定の改正、利用期間に係る規定の追加、駐車できる自動車に係る規定及び二輪自動車の料金に係る規定の改正並びに引取りの請求等に係る規定の追加その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

相模原市営自動車駐車場条例の改正の概要

1 改正の内容

(1) 入出場時間に係る規定の改正(第 3 条関係)

相模原市営自動車駐車場(以下「駐車場」という。)において自動車を入場させ、又は出場させることのできる時間の開始時刻を午前 6 時から午前 0 時とするもの

(2) 利用期間に係る規定の追加(第 4 条関係)

ア 駐車場の 1 回の利用(定期駐車券によるものを除く。)は、駐車場に入場した日から起算して 7 日以内とするもの

イ アの期間を超えて駐車場を利用しようとする者は、利用しようとする期間その他規則で定める事項を、あらかじめ市長に届け出なければならないこととするもの

(3) 駐車できる自動車に係る規定の改正(第 5 条関係)

駐車場に駐車できる自動車の幅の上限を 1 . 9 メートルから 2 . 0 5 メートルとするもの

(4) 二輪自動車の料金に係る規定の改正(第 6 条の表関係)

二輪自動車の料金を駐車時間が 3 時間までの場合は 1 時間までごとに 1 5 0 円、3 時間を超え 2 4 時間までの場合は 5 0 0 円、2 4 時間を超える場合は 2 4 時間までごとに 5 0 0 円とするもの

(5) 引取りの請求等に係る規定の追加(第 1 8 条関係)

ア 市長は、駐車場を利用する者(以下「利用者」という。)が(2)イに係る規定による届出を行うことなく、(2)アの期間を超えて駐車場を利用している場合又は(2)イに係る規定により届け出た期間を超えて駐車場を利用している場合には、当該利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により、市長が指定する日までに当該自動車を引き取ることを請求することができることとするもの

イ アに係る規定による請求をした場合において、市長は、利用者が当該自動車の引取りを拒み、若しくは引き取ることができないとき又は利用者を確知

することができないときは、当該自動車の自動車検査証に記載された所有者又は使用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により、市長が指定する日までに当該自動車を引き取ることを請求し、これを引き渡すことができることとするもの

ウ 市長は、イの請求を行うために必要な限度において、当該自動車について必要な調査をすることができることとするもの

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和3年4月1日。ただし、1(3)に係る規定は、公布の日

(2) 経過措置

1(2)、(4)及び(5)に係る規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に利用する場合について適用し、施行日前から引き続き利用する場合については、なお従前の例によることとするもの

(3) 準備行為

1(2)イに係る規定による届出の受理その他必要な準備行為は、施行日前においても行うことができることとするもの

動産の取得について(学習用タブレットPC機器)
次のとおり、物品を取得する。

令和2年8月26日提出

相模原市長 本村賢太郎

- 1 目的
学習用コンピュータの整備
- 2 品名及び数量
学習用タブレットPC機器(34, 572台)
- 3 相手方
相模原市中央区相模原4丁目8番19号
株式会社JMC相模原支店
支店長 小川浩次
- 4 取得価格
1, 551, 591, 360円

提案の理由

学習用タブレットPC機器を取得いたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年相模原市条例第22号)第3条の規定により提案するものである。

議案第103号関係資料(その1)

物品の取得の概要

1 物品の規格

区 分	規 格
製 品 名	NEC Chromebook Y2(Wi-Fiモデル)
インストールOS	Chrome OS
C P U	インテル Celeron プロセッサー N4020
ス ト レ ー ジ	32GB
メ モ リ	4GB
外 形 寸 法	294.6mm×209.6mm×20.4mm
デ ィ ス プ レ イ	11.6型ワイド
重 さ	約1.276kg

2 配置場所

相模原市立小学校(70校)、中学校(35校)及び義務教育学校(1校)

3 納入期限

令和3年3月31日

4 契約締結の方法

条件付一般競争入札

議案第103号関係資料(その2)

相手方の概要

1 所在地及び名称

相模原市中央区相模原4丁目8番19号
株式会社JMC相模原支店

2 代表者

支店長 小川 浩次

3 資本金

100,000千円

4 従業員数

142人

5 最近における主な受注状況

発注者	三浦市	厚木市
契約名	三浦市外国語教育用タブレット端末調達	タブレット端末用学習支援ソフトウェア
受注金額	10,773千円	3,974千円
納入期限	令和元年9月30日	令和元年6月28日

議案第103号関係資料(その3)

入札状況

No.	入札参加業者	入札状況		備考
		順位	入札価格	
1	株式会社JMC 相模原支店	1	円 1,410,537,600	落札
2	株式会社大塚商会 相模原支店	2	1,452,024,000	
3	株式会社NTTドコモ 神奈川支店			辞退

※ 開札日時 令和2年7月29日 午前10時00分

※ 予定価格 非公表

※ 入札価格に、消費税及び地方消費税相当額を加算した金額が落札価格(取得価格)となる。

和解について(相模原都市計画事業麻溝台・新磯野第一整備地区土地
画整理事業の工事等に関する業務の包括委託に係る工事の施工及び調査
設計業務の一時中止に伴い生じた費用)

相模原都市計画事業麻溝台・新磯野第一整備地区土地画整理事業の工事等
に関する業務の包括委託に係る工事の施工及び調査設計業務の一時中止
に伴い生じた費用について、次のとおり和解する。

令和2年8月26日提出

相模原市長 本村賢太郎

1 和解の相手方

清水建設株式会社横浜支店

2 和解の要旨

- (1) 本市は、相手方に対し、相模原都市計画事業麻溝台・新磯野第一整備地区土地画整理事業の工事等に関する業務の包括委託(以下「本件契約」という。)に関し、本市が令和元年6月5日付けをもってなした本件契約に係る工事の施工及び調査設計業務の一時中止に伴い生じた同日から令和2年3月31日までの間における当該工事現場の維持、管理等に係る必要な費用(以下「一時中止に伴う増加費用」という。)として金229,017,240円の支払債務があることを認める。
- (2) 本市と相手方は、一時中止に伴う増加費用に関し、和解契約に定めるもののほか何らの債権債務の存在しないことを相互に確認する。
- (3) 和解契約は、一時中止に伴う増加費用についての合意であり、本市と相手方との間の本件契約に係る他の諸問題については、何ら影響を及ぼさないものとするを相互に確認する。

3 事件の概要

- (1) 本市と相手方は、平成28年3月24日付けで本件契約を締結した。
- (2) 本市は、令和元年6月5日、大量の地中障害物が発出したこと等により、本

件契約に係る工事等の一時中止について相手方に通知し、相手方は、同日以後、本件契約に基づき当該工事現場の維持、管理等の業務を行った。このため、相手方には、当該業務に関し次の費用の増加が生じることとなった。

ア 機械器具回送費、フェンス設置等工事縮小に伴う費用

イ 仮設材損料、電線共同溝材料養生等に係る費用

ウ 土砂流出防止工事、除草等仮設防災工に係る費用

エ 現場管理に係る費用

(3) 相手方は、令和2年2月21日、本件契約の解除を本市に対し通知し、同年3月31日付けで本件契約を解除した。

(4) 本市と相手方は、本件契約に基づく支払代金に関する協議を行っているところ、そのうち一時中止に伴う増加費用について、令和2年7月21日、本市と相手方との間で協議が調った。

提案の理由

相模原都市計画事業麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業の工事等に関する業務の包括委託に係る工事の施工及び調査設計業務の一時中止に伴い生じた費用について和解いたしたく、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号の規定により提案するものである。

市道の認定について
次のとおり、市道の路線を認定する。

令和2年8月26日提出

相模原市長 本村賢太郎

路線名	起 点	終 点	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
太井 25号	緑区太井 199番11地先	緑区太井 201番13地先	5.0	54	別図1
下九沢 486号	緑区下九沢 545番7地先	緑区下九沢 545番1地先	5.0	84	別図2
西橋本 89号	緑区西橋本1丁目 1985番26地先	緑区西橋本1丁目 1985番8地先	4.5 ～5.0	50	別図3
上溝 933号	中央区上溝 1634番6地先	中央区上溝 1637番8地先	5.0	47	別図4
田名 1183号	中央区田名 5296番11地先	中央区田名 5296番25地先	5.0	64	別図5
田名 1184号	中央区田名 5998番7地先	中央区田名 5998番17地先	4.0 ～5.0	76	別図6
田名 1185号	中央区田名 2843番1地先	中央区田名 2844番43地先	4.5	50	別図7
田名 1186号	中央区田名 5279番1地先	中央区田名 5279番3地先	4.0 ～4.5	41	別図8
宮下本町 61号	中央区宮下本町1丁目 3262番3地先	中央区宮下本町1丁目 3262番15地先	4.0 ～5.5	104	別図9
宮下本町 62号	中央区宮下本町1丁目 2919番22地先	中央区宮下本町1丁目 2919番5地先	5.0	68	別図10
大野台 249号	南区大野台2丁目 2435番17地先	南区大野台2丁目 2435番22地先	4.5 ～5.0	36	別図11

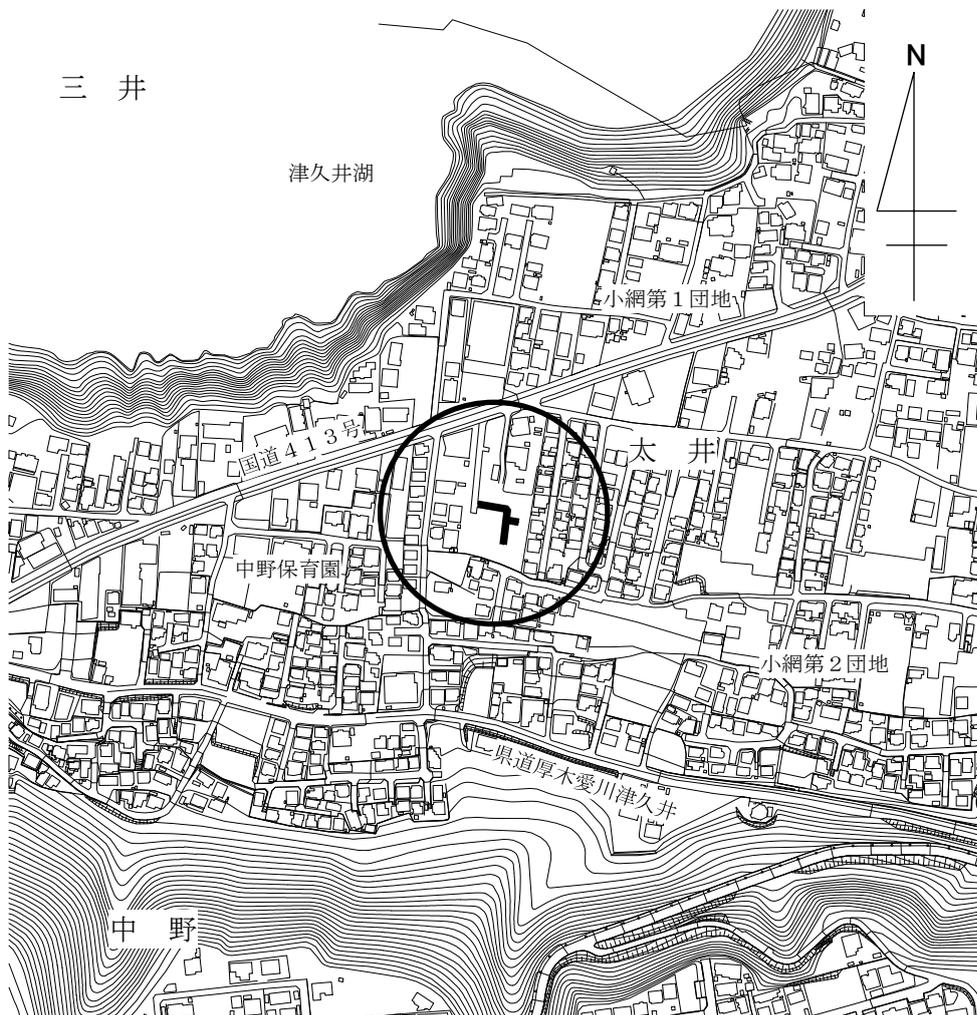
上鶴間本町 41号	南区上鶴間本町8丁目 426番3地先	南区上鶴間本町8丁目 426番7地先	4.0 ～5.0	40	別図12
下溝 539号	南区下溝 1998番20地先	南区下溝 1998番41地先	4.5 ～5.0	70	別図13
大野台 250号	南区大野台7丁目 2581番23地先	南区大野台7丁目 2580番57地先	4.5	23	別図14
上鶴間 844号	南区上鶴間6丁目 1562番267地先	南区上鶴間6丁目 1562番101地先	4.2 ～5.0	44	別図15
下溝 540号	南区下溝 2074番3地先	南区下溝 2072番7地先	4.0 ～4.5	62	別図16

提案の理由

開発行為による帰属及び寄附受納に伴い市道の路線を認定いたしたく、道路法(昭和27年法律第180号)第8条第2項の規定により提案するものである。

別 図 1

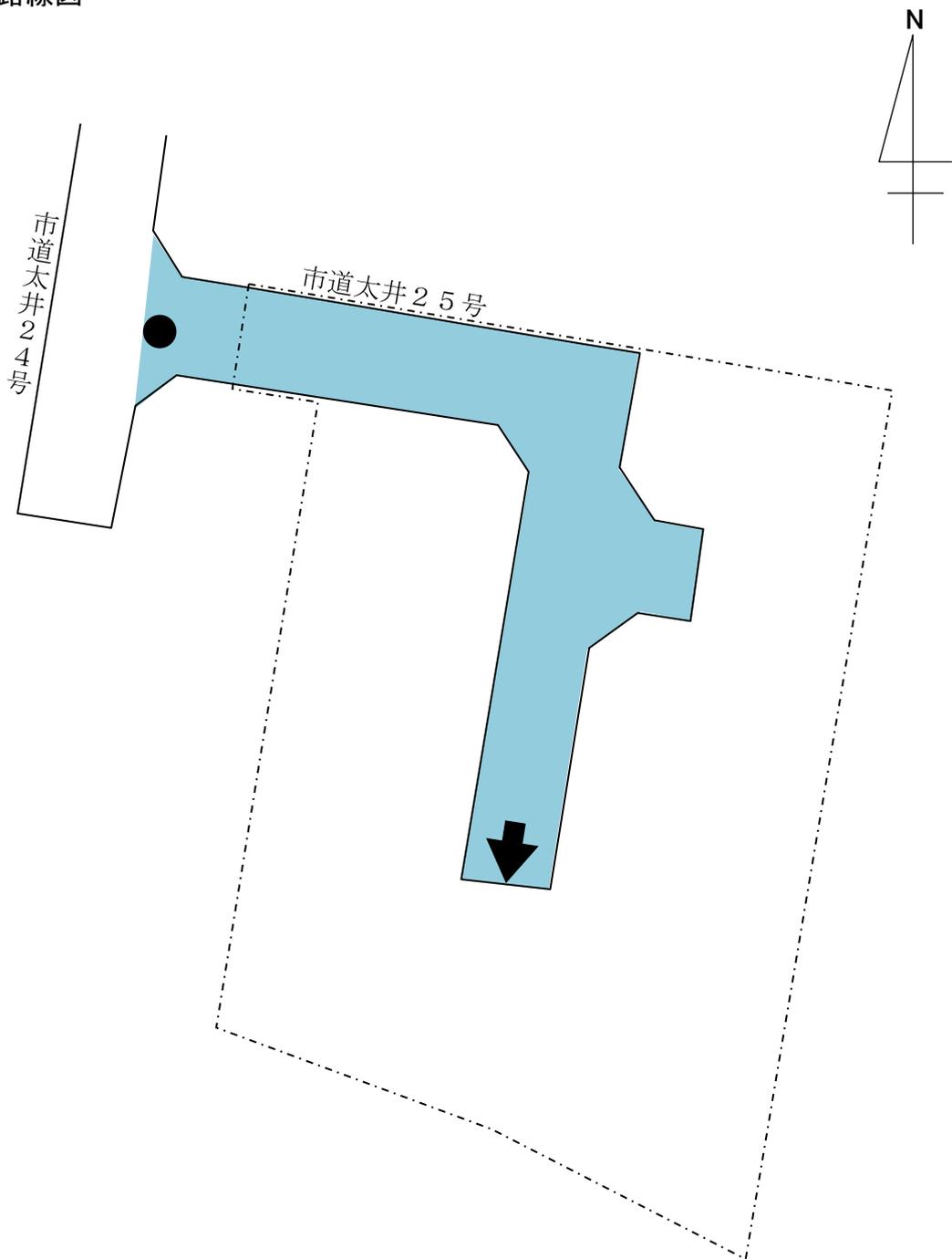
1 案内図



2 道路の概要

路線名	太井25号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	緑区太井199番17 外9筆
開発行為の面積	1,243.71㎡
予定建築物の用途等	専用住宅7宅地
区域区分等	非線引き都市計画区域 (第1種中高層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	車返しあり

3 路線図

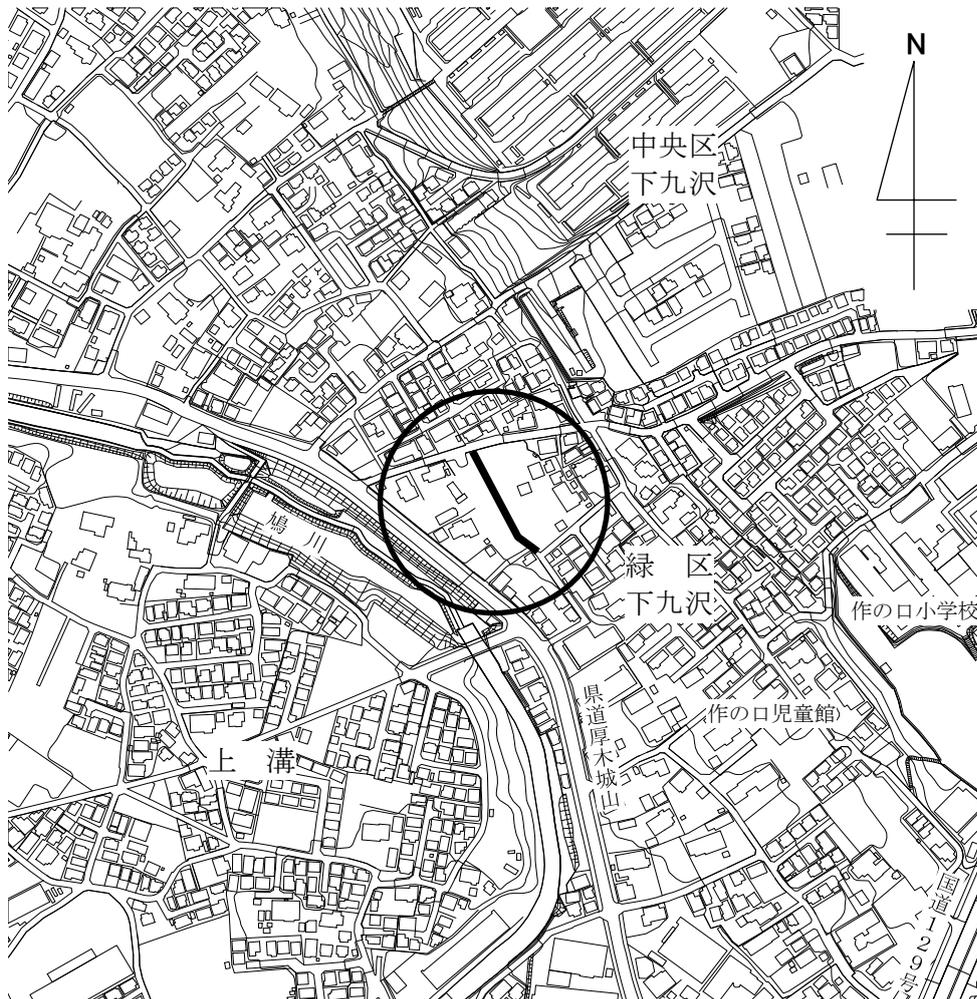


凡 例

- 開発区域
- 認定路線
- 幅員 5.0m
- 延長 54m

別 図 2

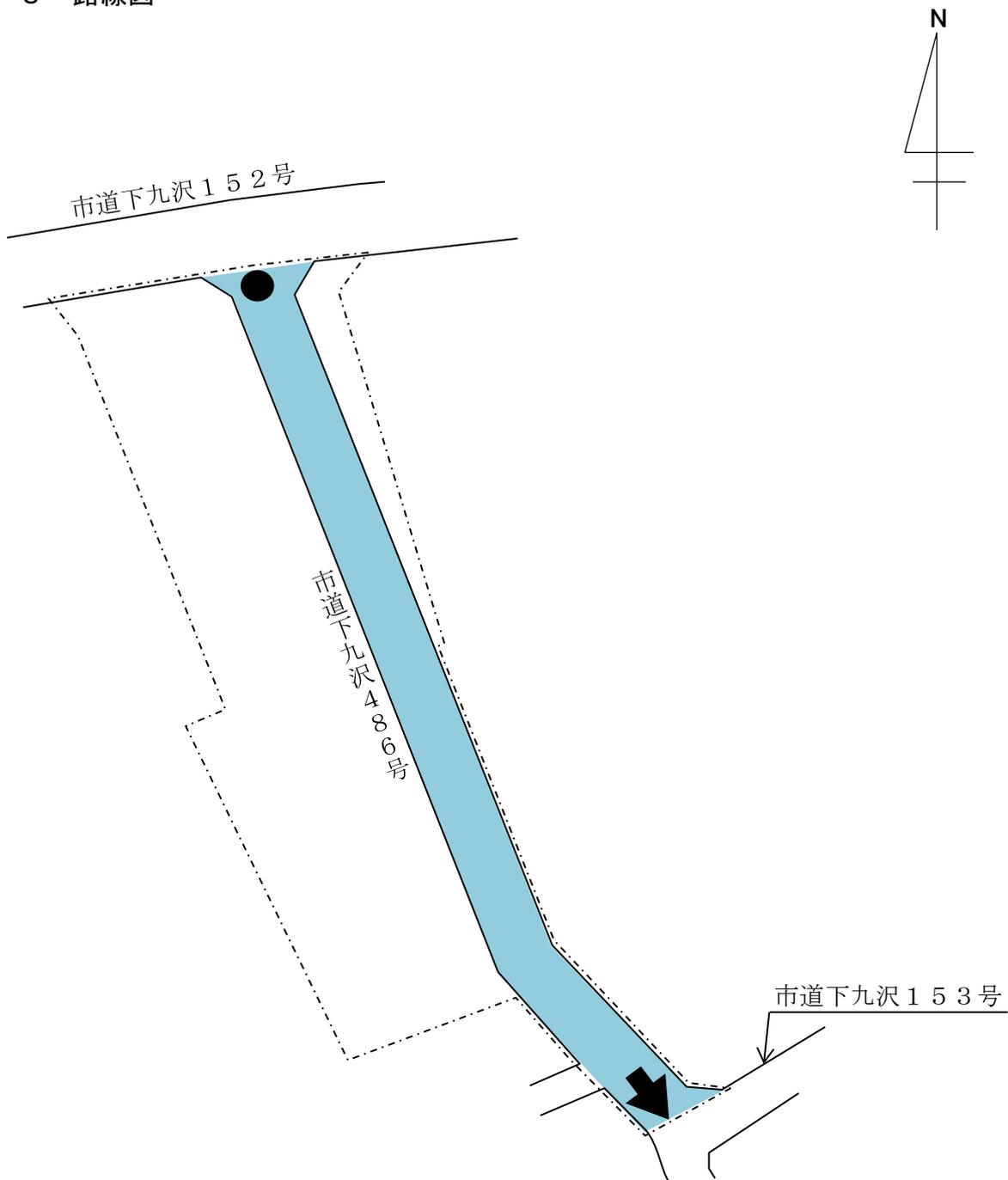
1 案内図



2 道路の概要

路線名	下九沢486号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	緑区下九沢545番5 外10筆
開発行為の面積	1,471.88㎡
予定建築物の用途等	専用住宅8宅地
区域区分等	市街化区域 (第1種中高層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	

3 路線図

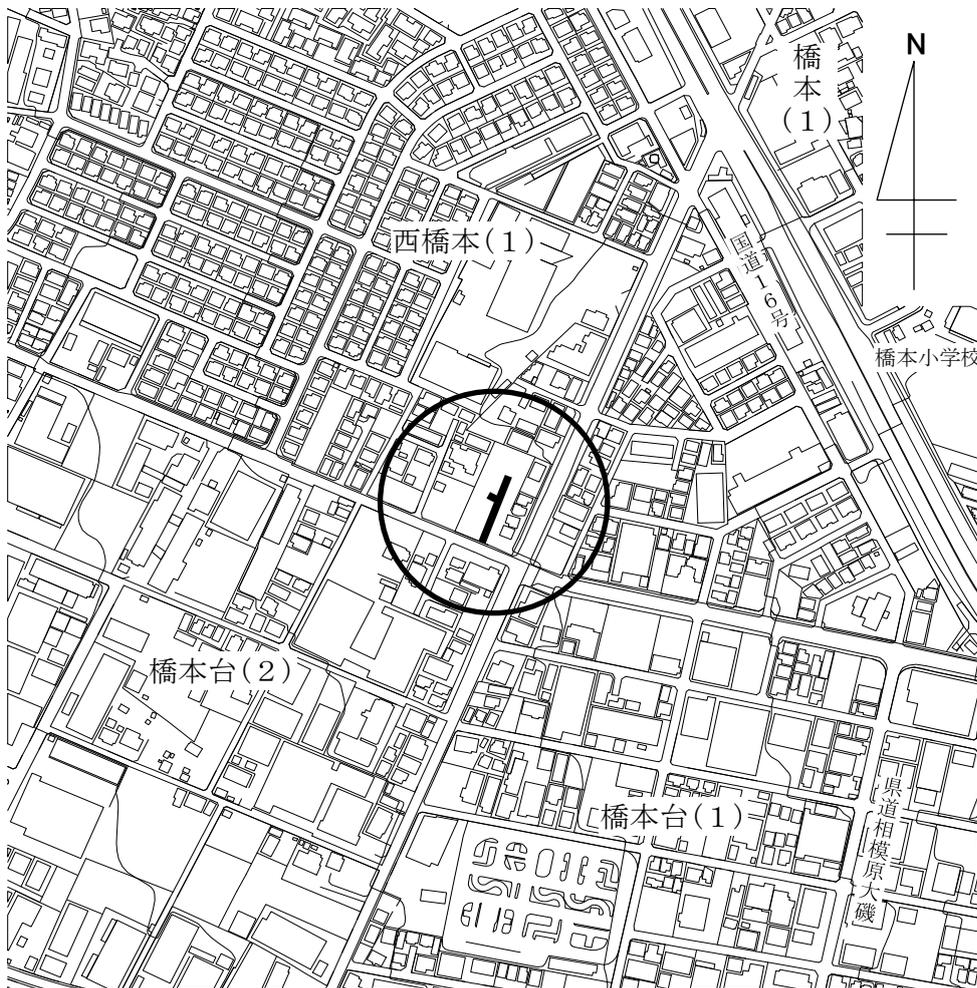


凡 例

-  開発区域
-  認定路線
- 幅員 5.0m
- 延長 84m

別 図 3

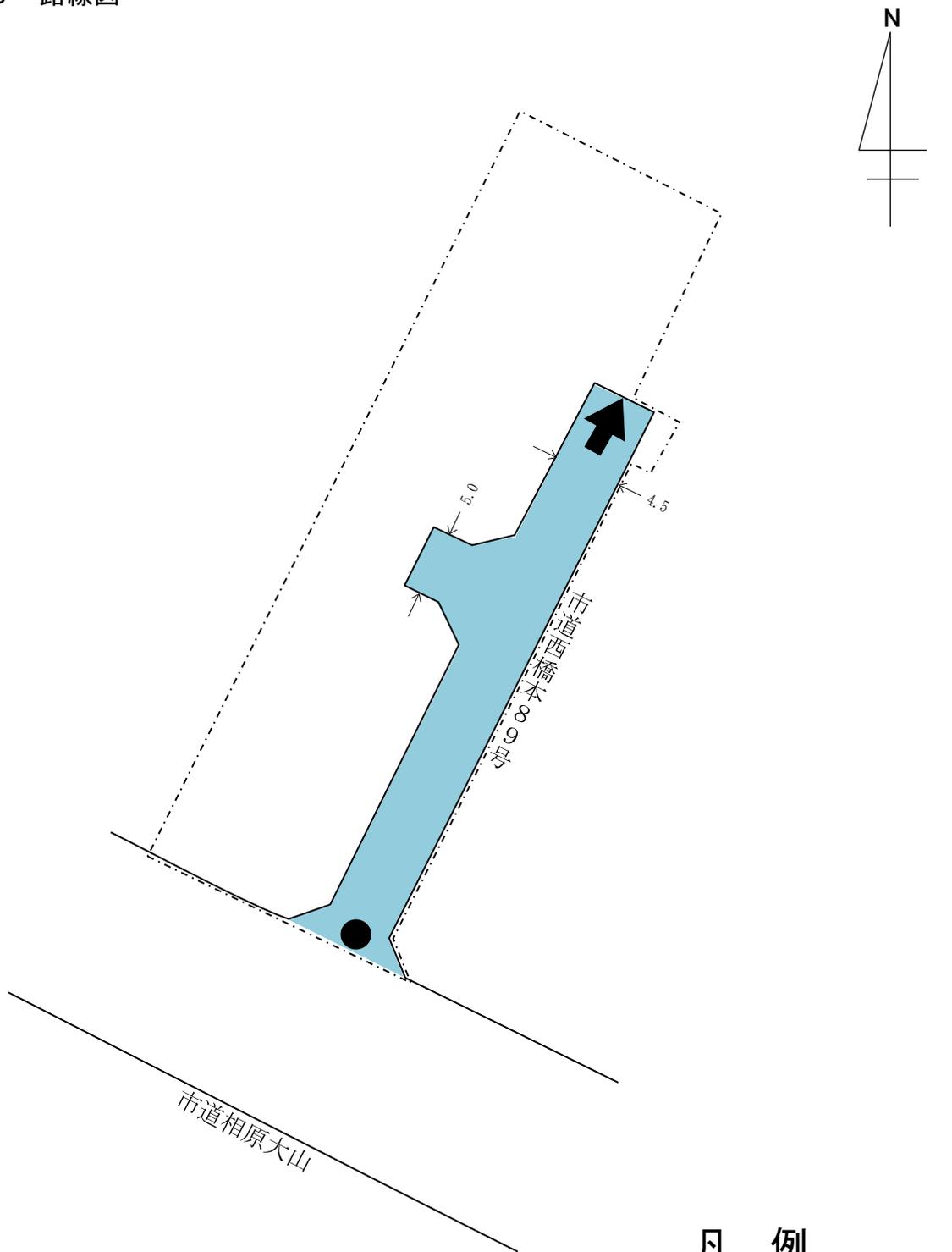
1 案内図



2 道路の概要

路線名	西橋本89号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	緑区西橋本1丁目1985番8の一部 外9筆
開発行為の面積	987.17㎡
予定建築物の用途等	専用住宅7宅地
区域区分等	市街化区域 (工業地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	車返しあり

3 路線図

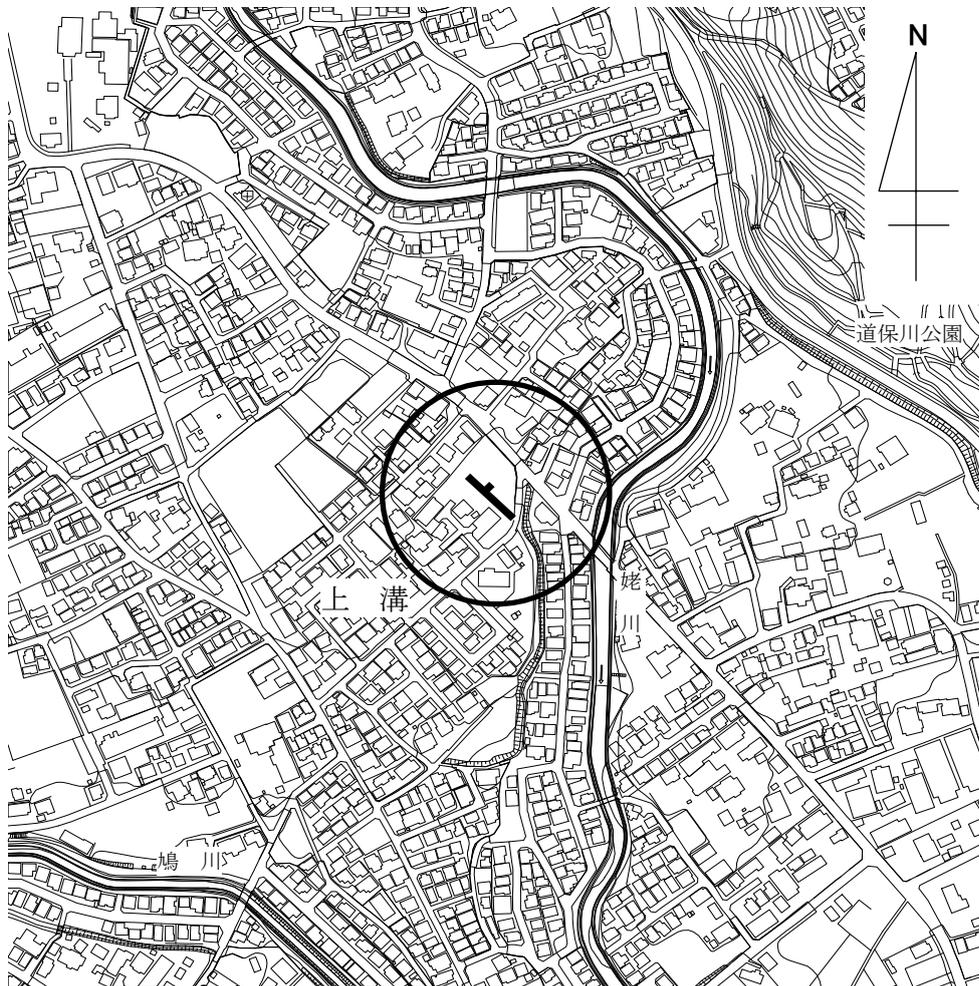


凡 例

- 開発区域
- 認定路線
- 幅員 4.5~5.0m
- 延長 50m

別 図 4

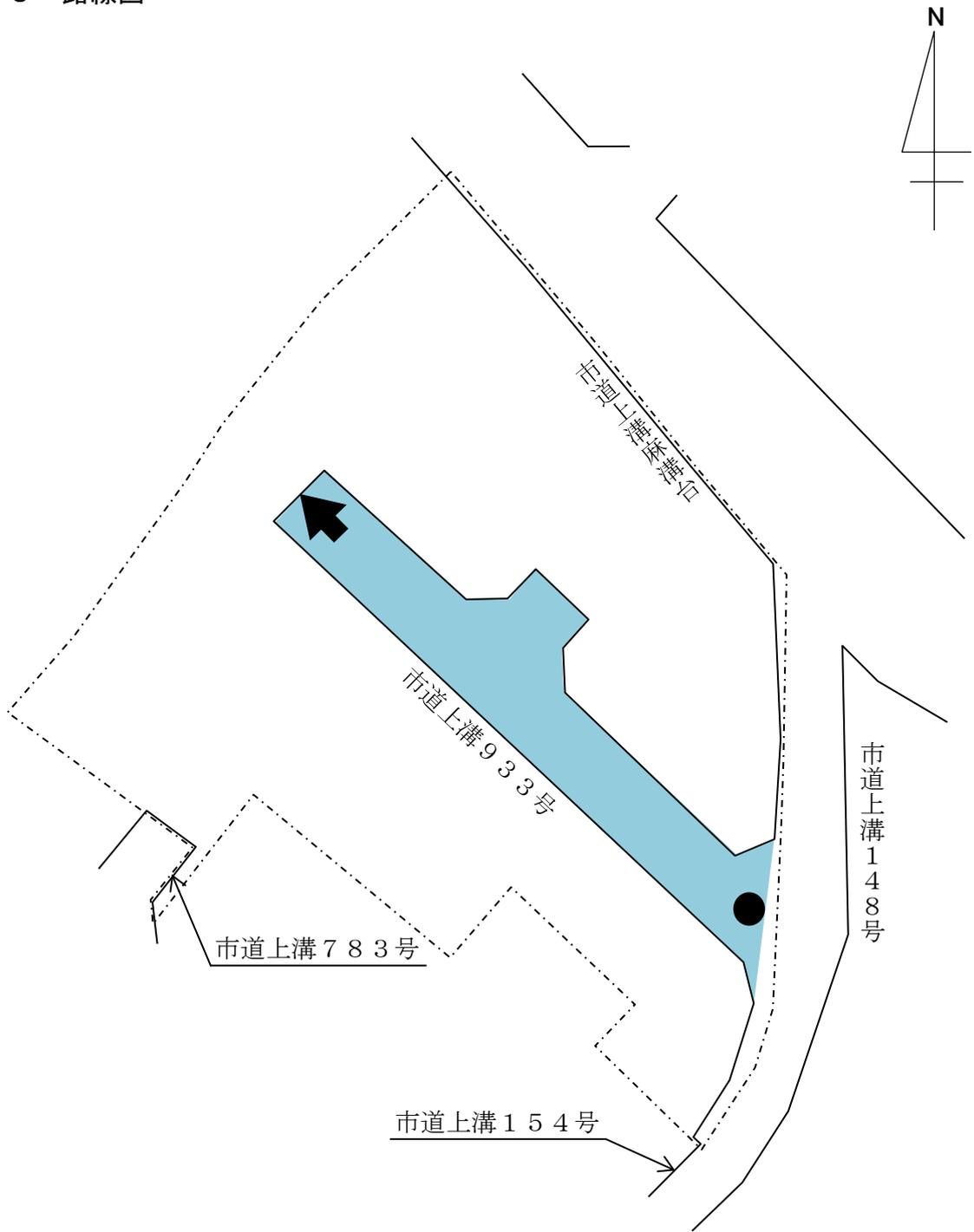
1 案内図



2 道路の概要

路線名	上溝933号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	中央区上溝1634番1 外27筆
開発行為の面積	1,788.99㎡
予定建築物の用途等	専用住宅12宅地
区域区分等	市街化区域 (準工業地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	車返しあり

3 路線図

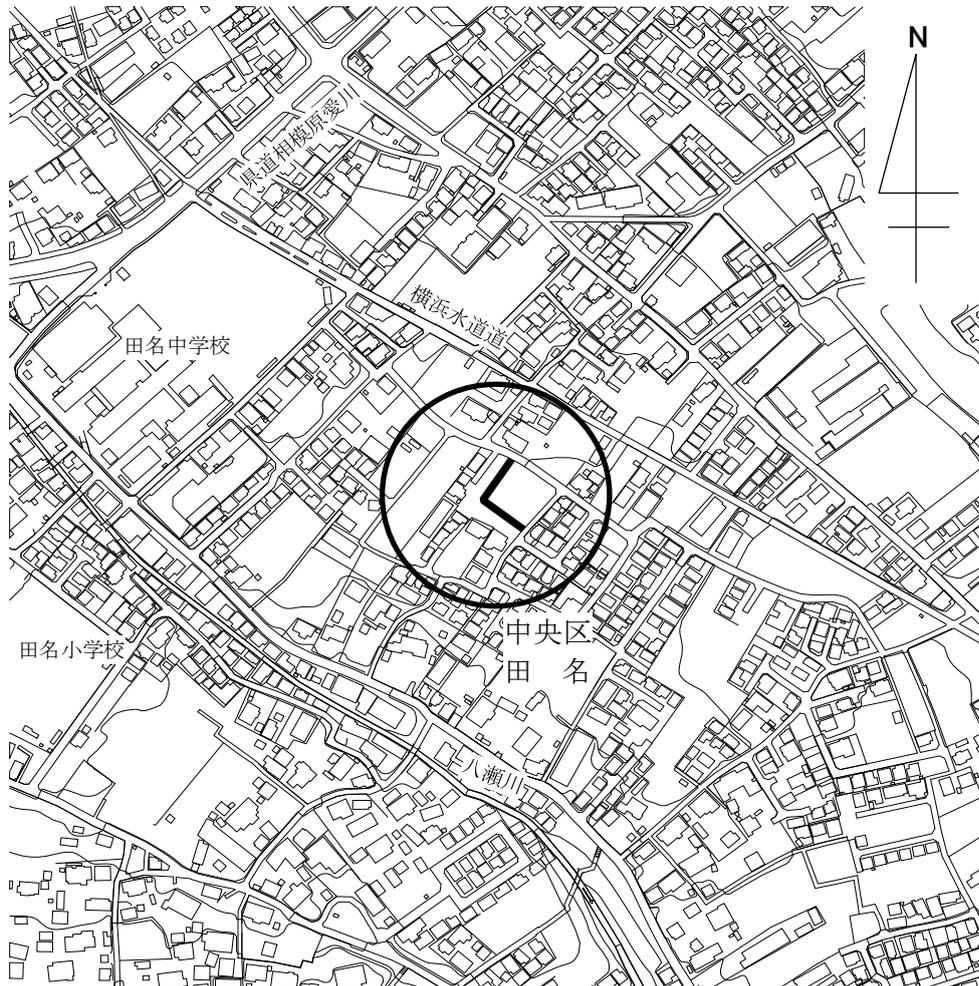


凡 例

-  開発区域
-  認定路線
- 幅員 5.0m
- 延長 47m

別 図 5

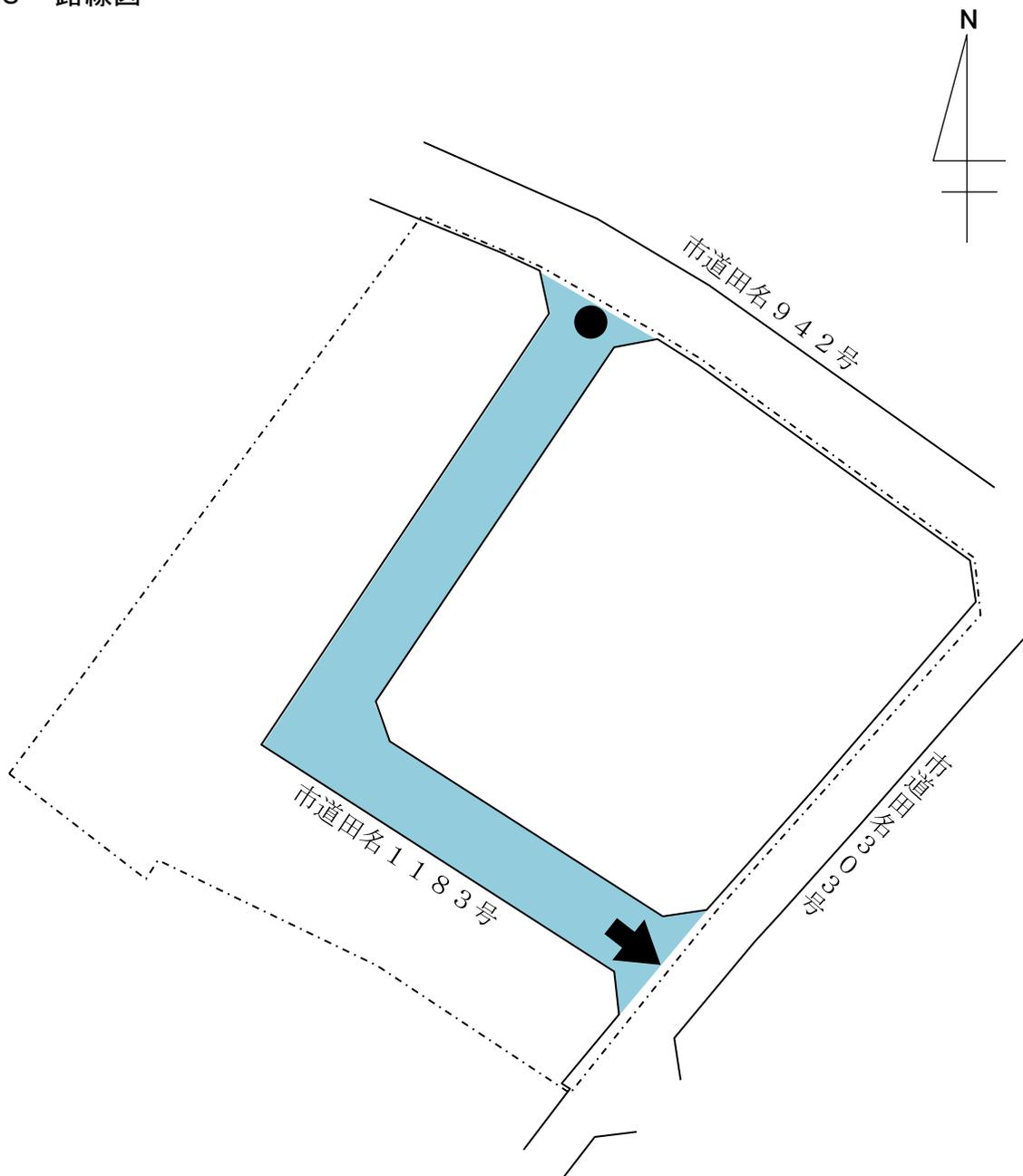
1 案内図



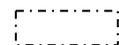
2 道路の概要

路線名	田名1183号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	中央区田名5296番1 外18筆
開発行為の面積	2,147.32㎡
予定建築物の用途等	専用住宅16宅地
区域区分等	市街化区域 (第1種中高層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	

3 路線図

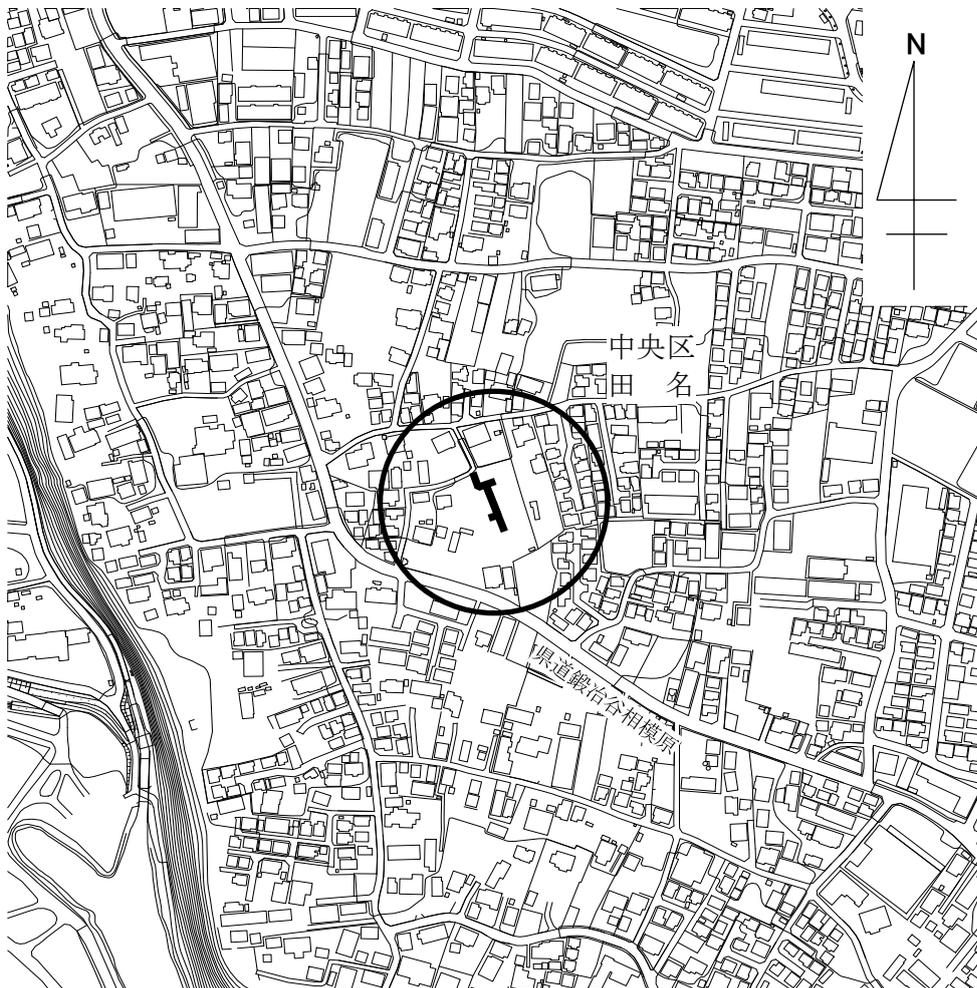


凡 例

-  開発区域
-  認定路線
- 幅員 5.0m
- 延長 64m

別 図 6

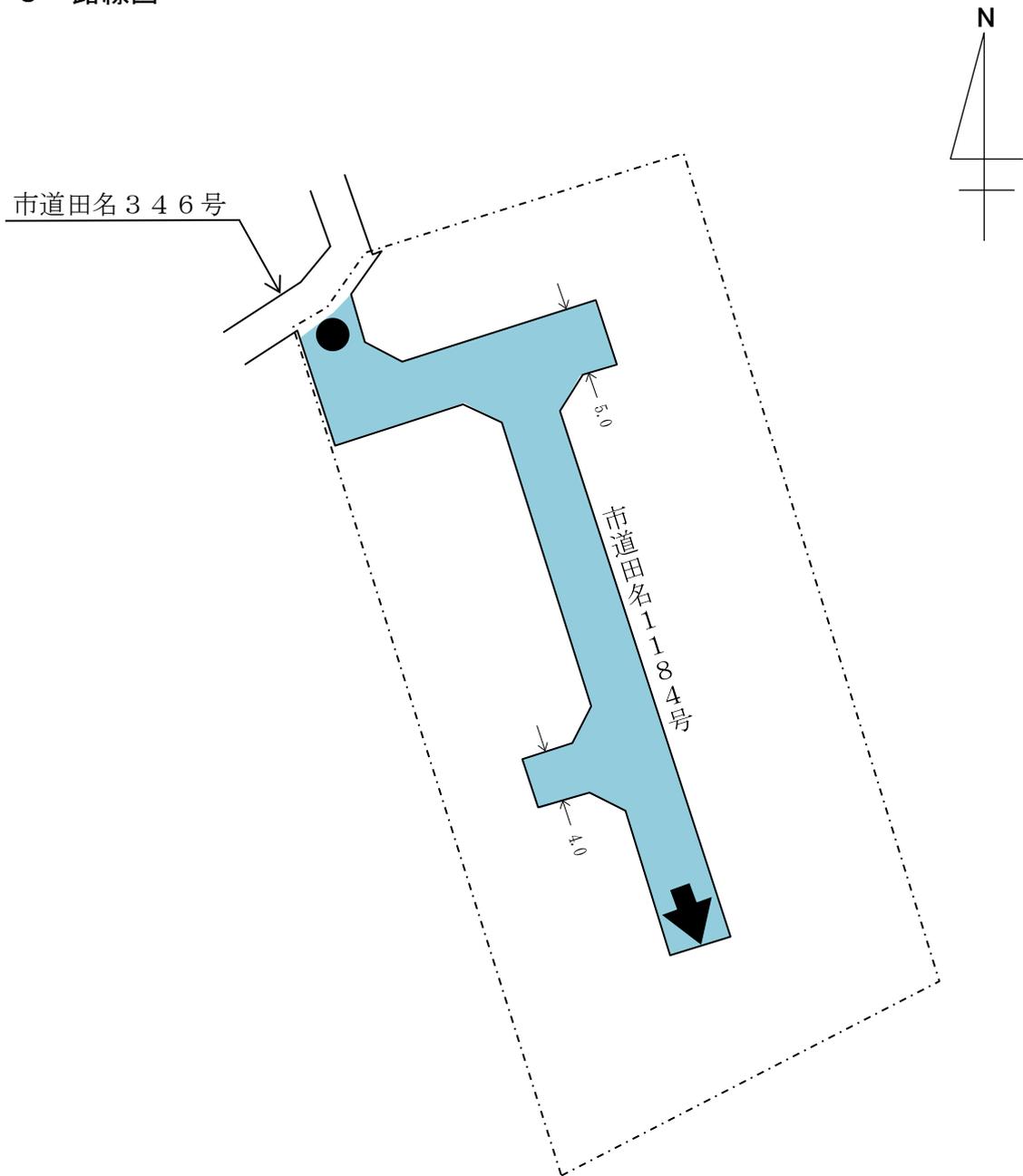
1 案内図



2 道路の概要

路線名	田名1184号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	中央区田名5998番1 外17筆
開発行為の面積	2,074.37㎡
予定建築物の用途等	専用住宅15宅地
区域区分等	市街化区域 (第1種中高層住居専用地域・第1 種住居地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	隅切なし、車返しあり

3 路線図

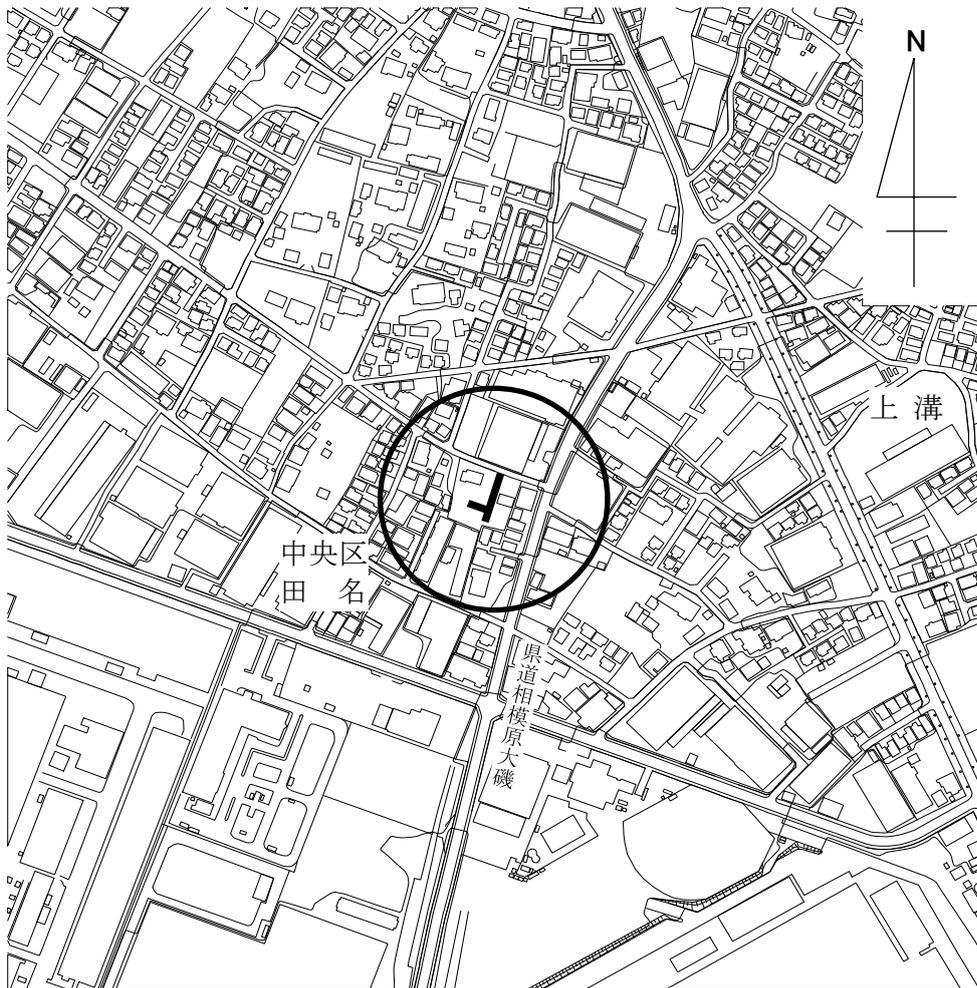


凡 例

-  開発区域
-  認定路線
- 幅員 4.0~5.0m
- 延長 76m

別 図 7

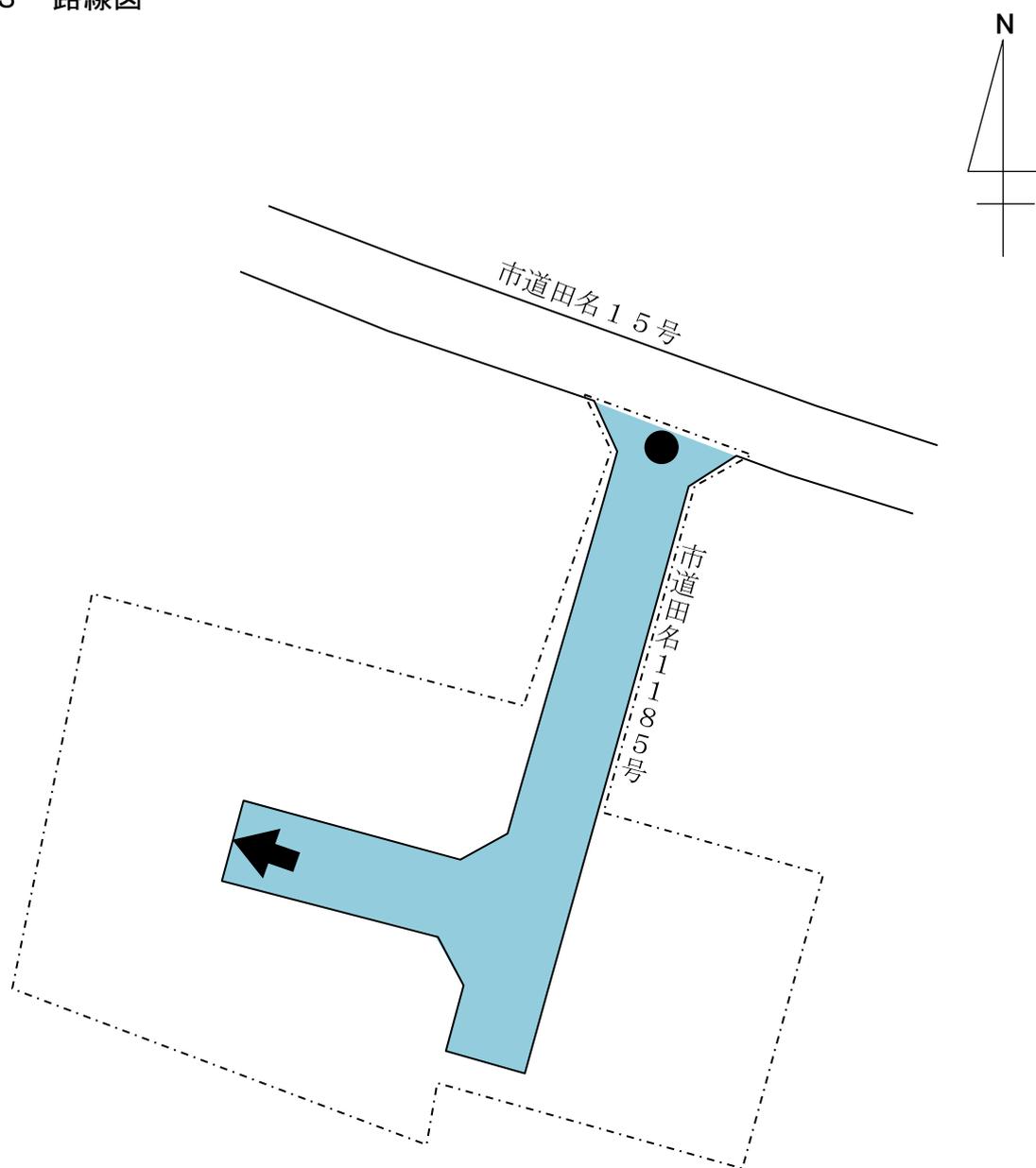
1 案内図



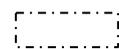
2 道路の概要

路線名	田名1185号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	中央区田名2843番1の一部 外8筆
開発行為の面積	962.77㎡
予定建築物の用途等	専用住宅6宅地
区域区分等	市街化区域 (準工業地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	車返しあり

3 路線図

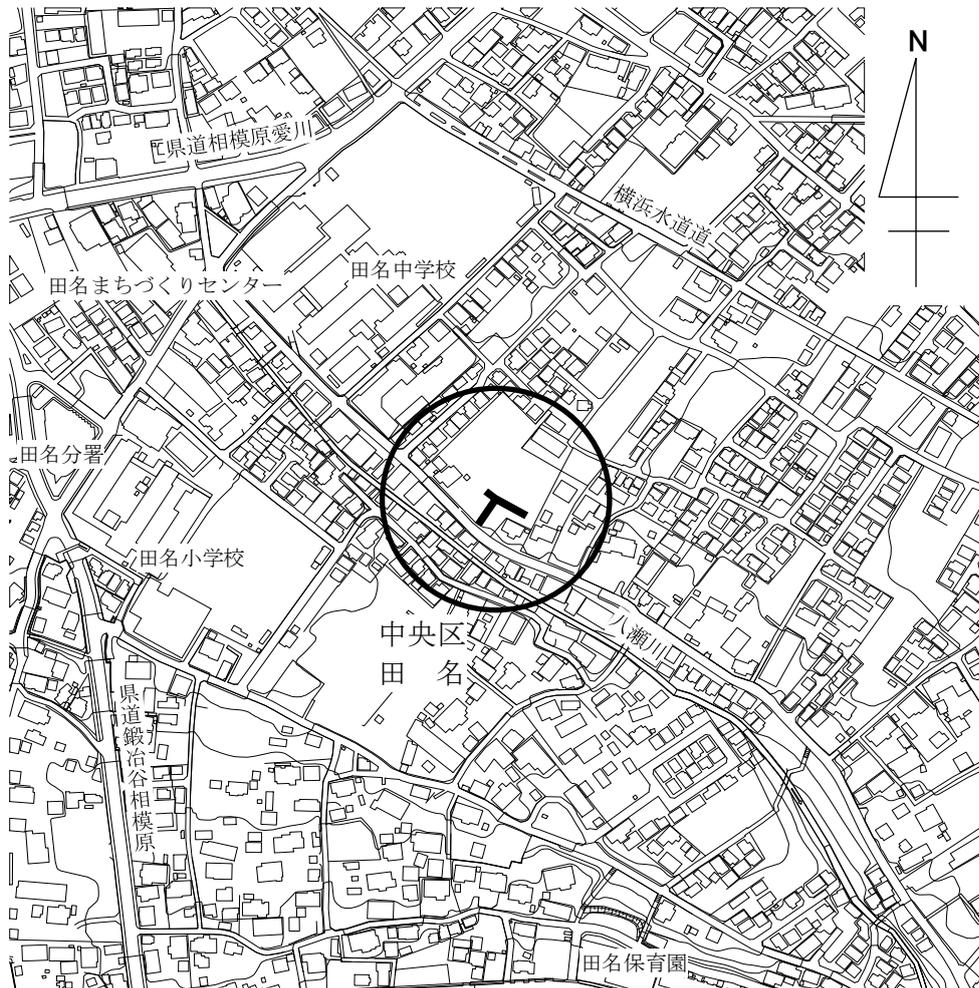


凡 例

-  開発区域
-  認定路線
- 幅員 4.5m
- 延長 50m

別 図 8

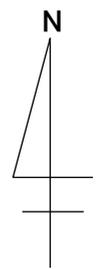
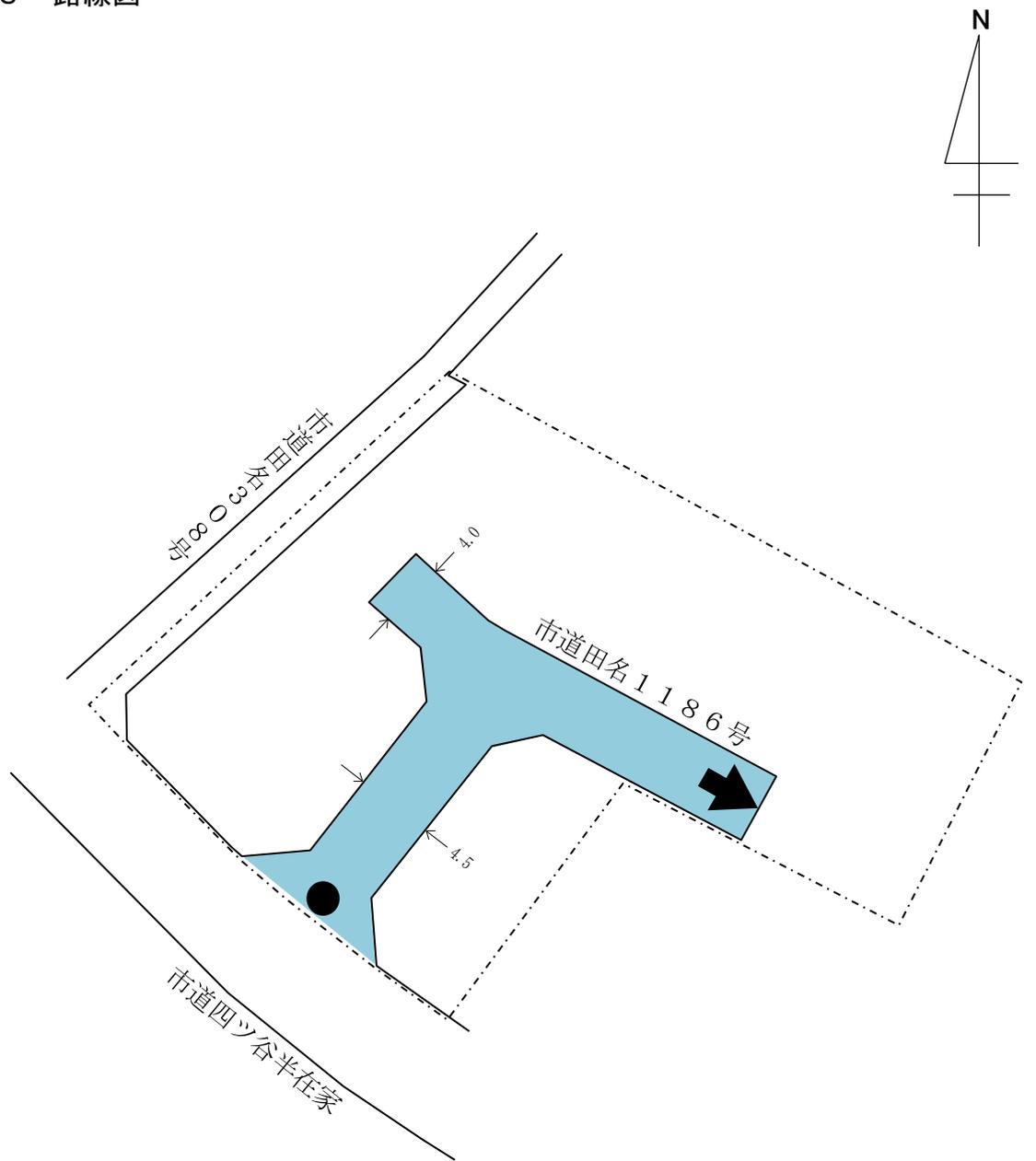
1 案内図



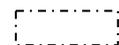
2 道路の概要

路線名	田名1186号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	中央区田名5279番1 外9筆
開発行為の面積	1,051.29㎡
予定建築物の用途等	専用住宅7宅地
区域区分等	市街化区域 (第1種中高層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	車返しあり

3 路線図

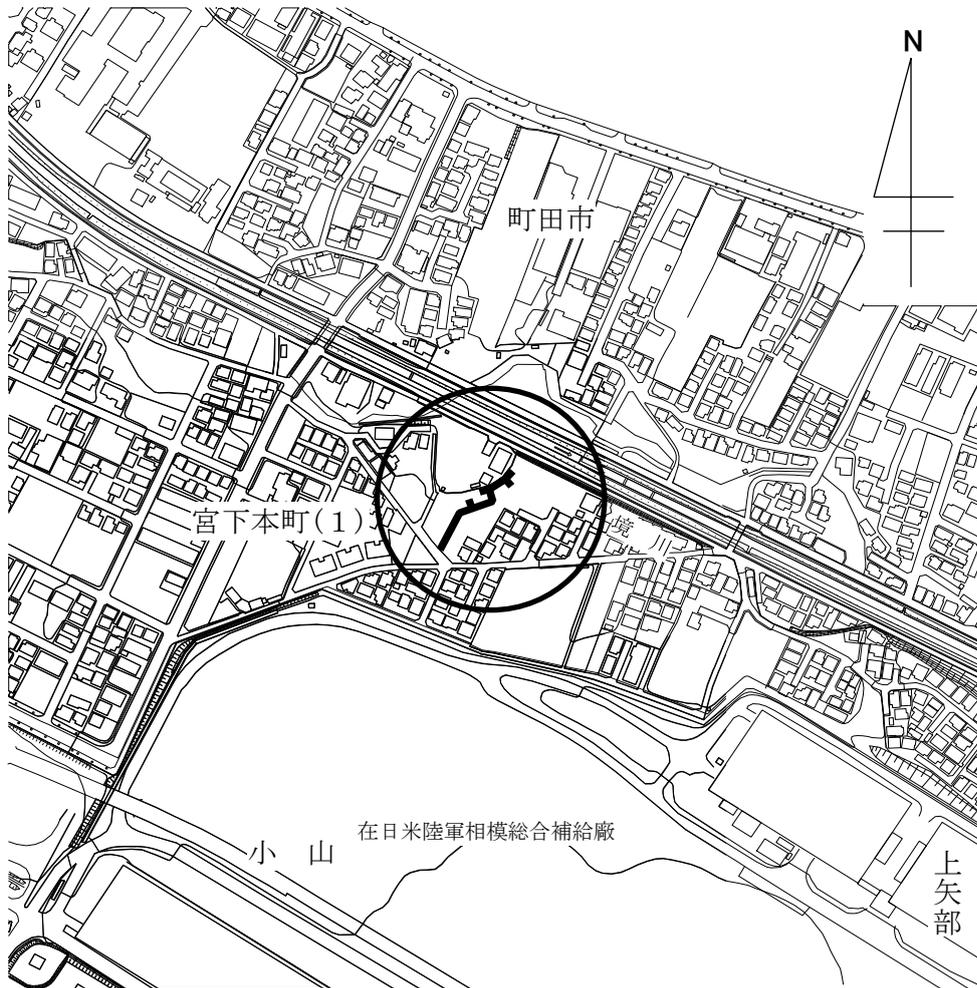


凡 例

-  開発区域
-  認定路線
- 幅員 4.0~4.5m
- 延長 41m

別 図 9

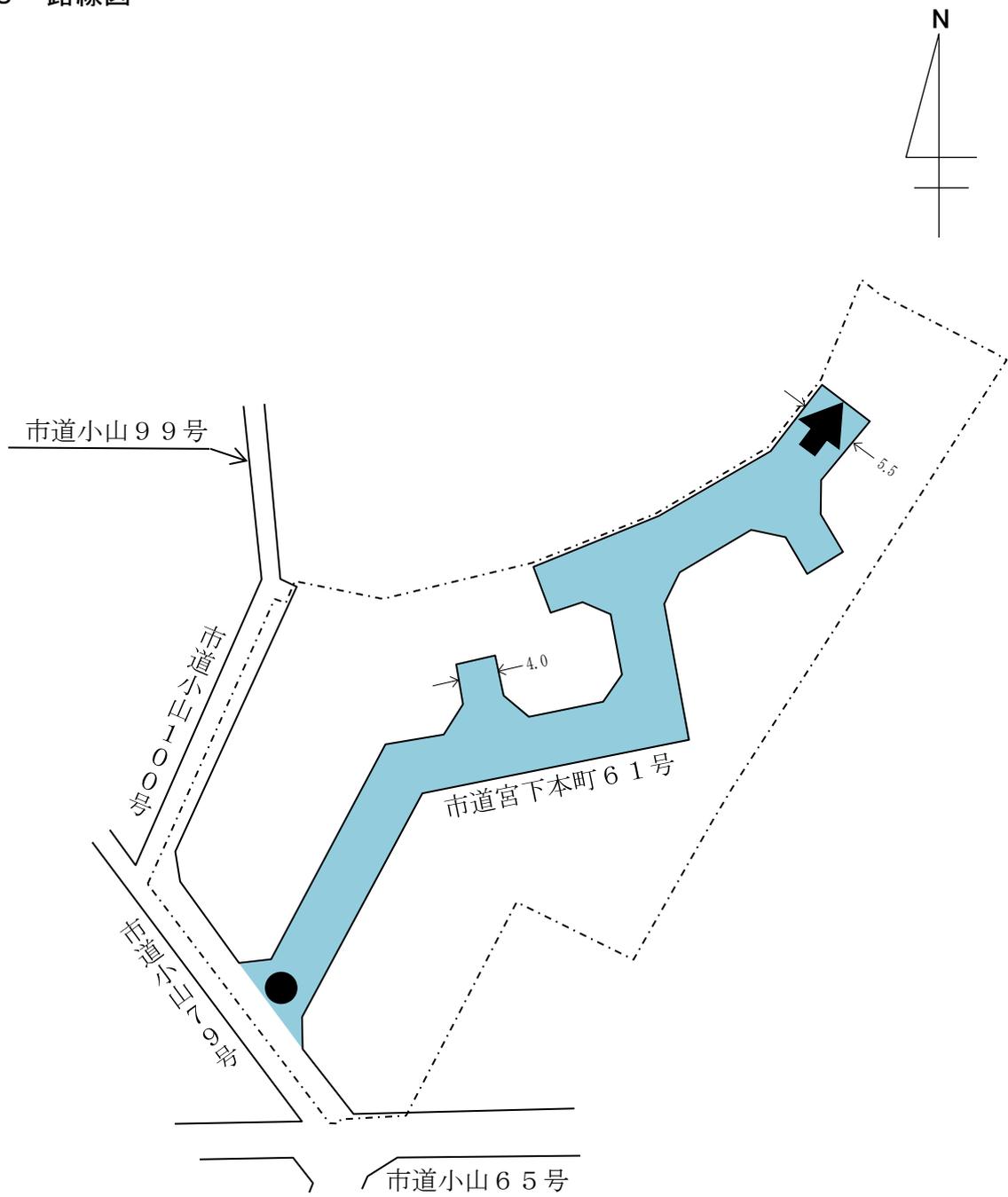
1 案内図



2 道路の概要

路線名	宮下本町61号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	中央区宮下本町1丁目3262番1 外22筆
開発行為の面積	2,342.69㎡
予定建築物の用途等	専用住宅14宅地
区域区分等	市街化区域 (第1種中高層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	車返しあり

3 路線図

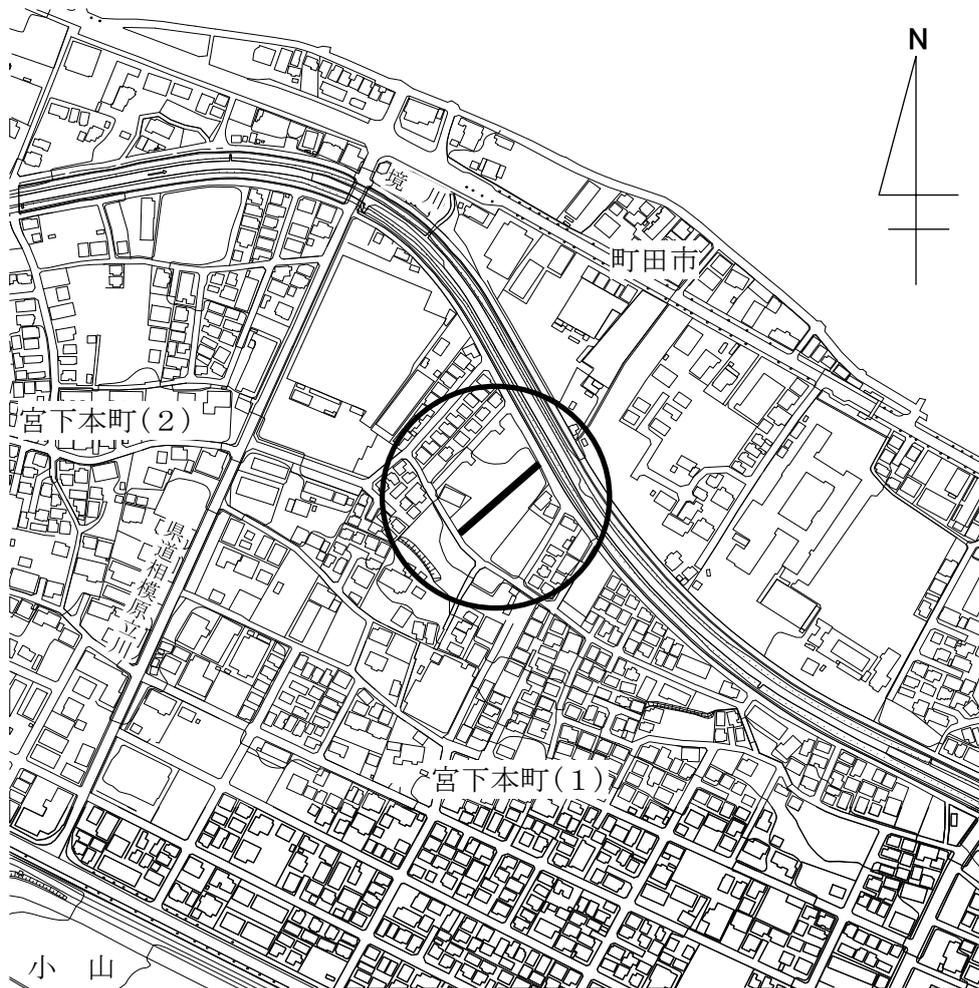


凡 例

- 開発区域
- 認定路線
- 幅員 4.0~5.5m
- 延長 104m

別 図 10

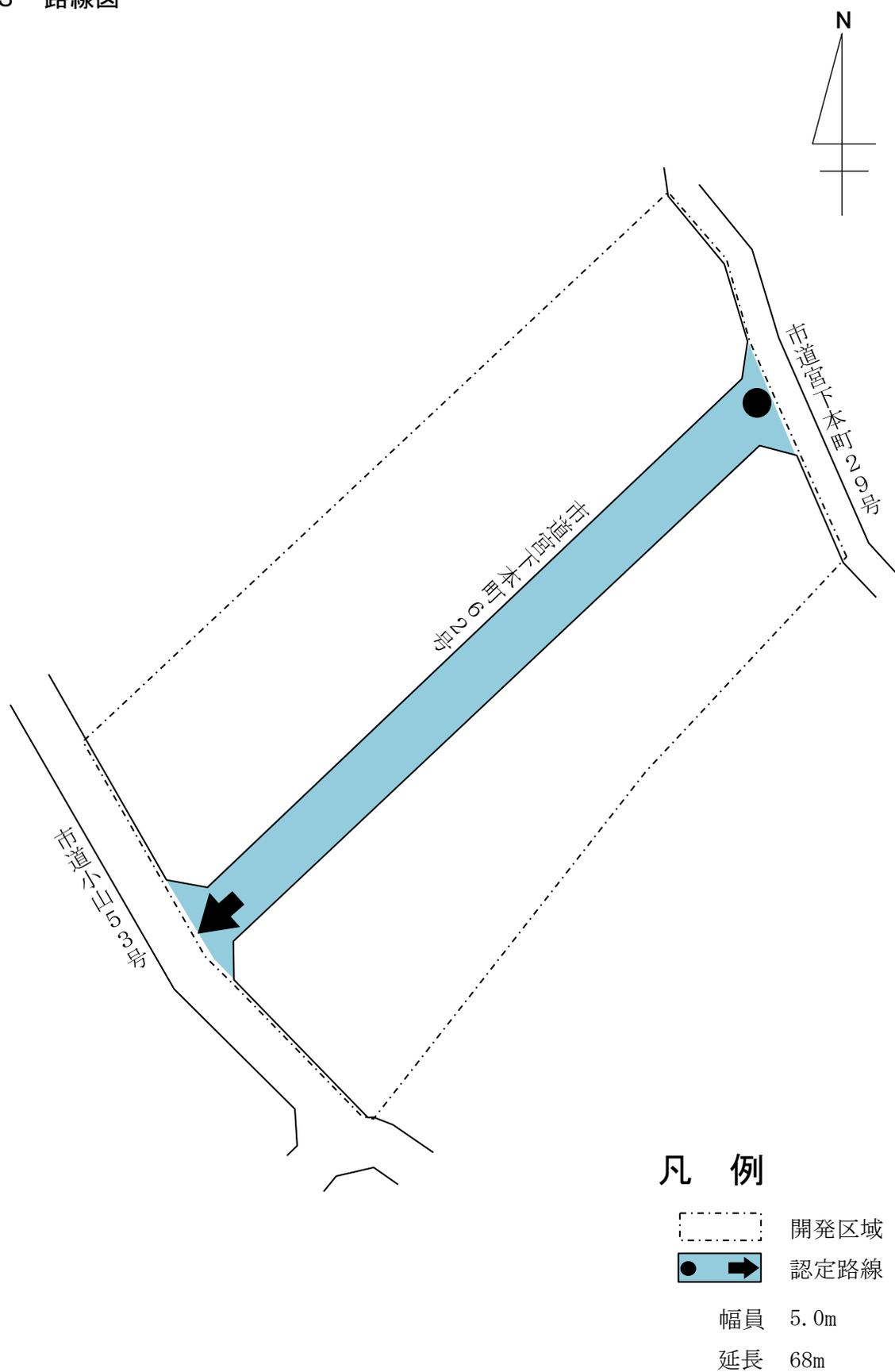
1 案内図



2 道路の概要

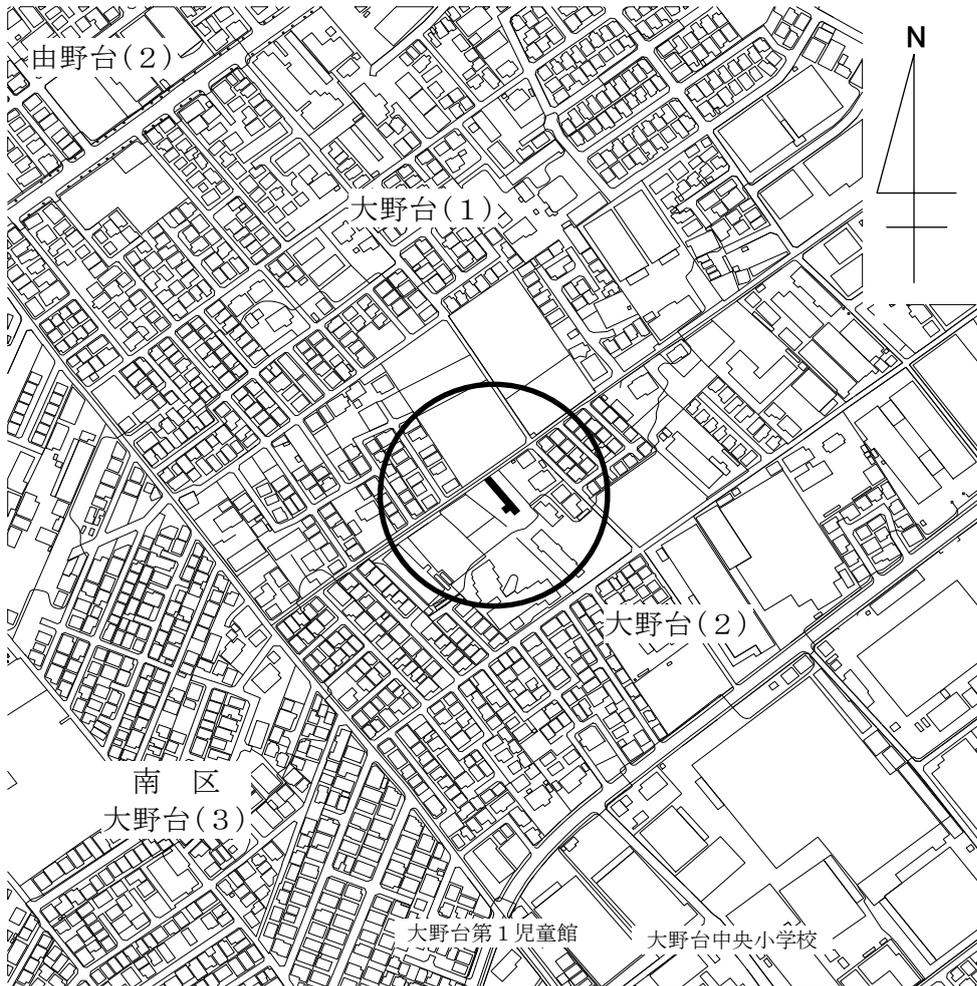
路線名	宮下本町62号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	中央区宮下本町1丁目2919番1 外26筆
開発行為の面積	2,284.83㎡
予定建築物の用途等	専用住宅15宅地
区域区分等	市街化区域 (第1種低層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	

3 路線図



別 図 1 1

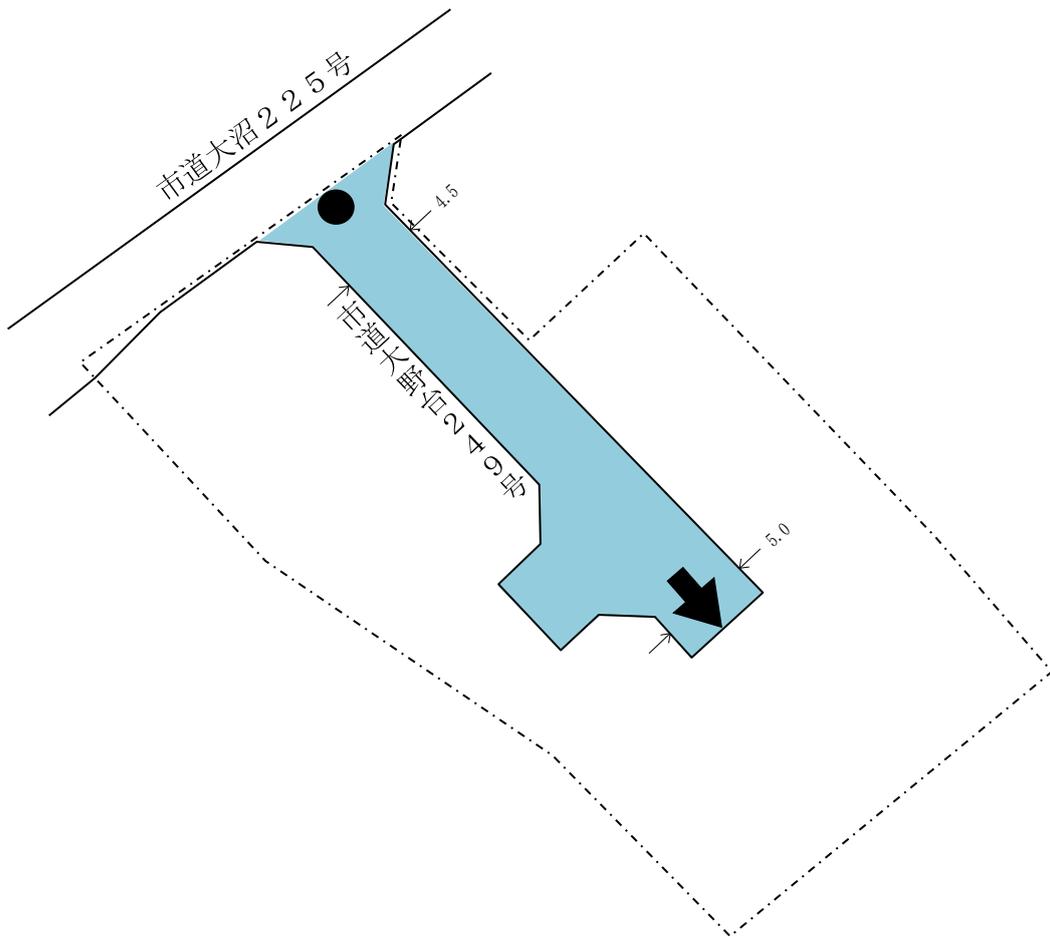
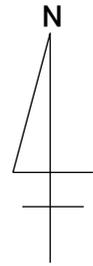
1 案内図



2 道路の概要

路線名	大野台249号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	南区大野台2丁目2435番8 外11筆
開発行為の面積	993.52㎡
予定建築物の用途等	専用住宅8宅地
区域区分等	市街化区域 (準工業地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	車返しあり

3 路線図

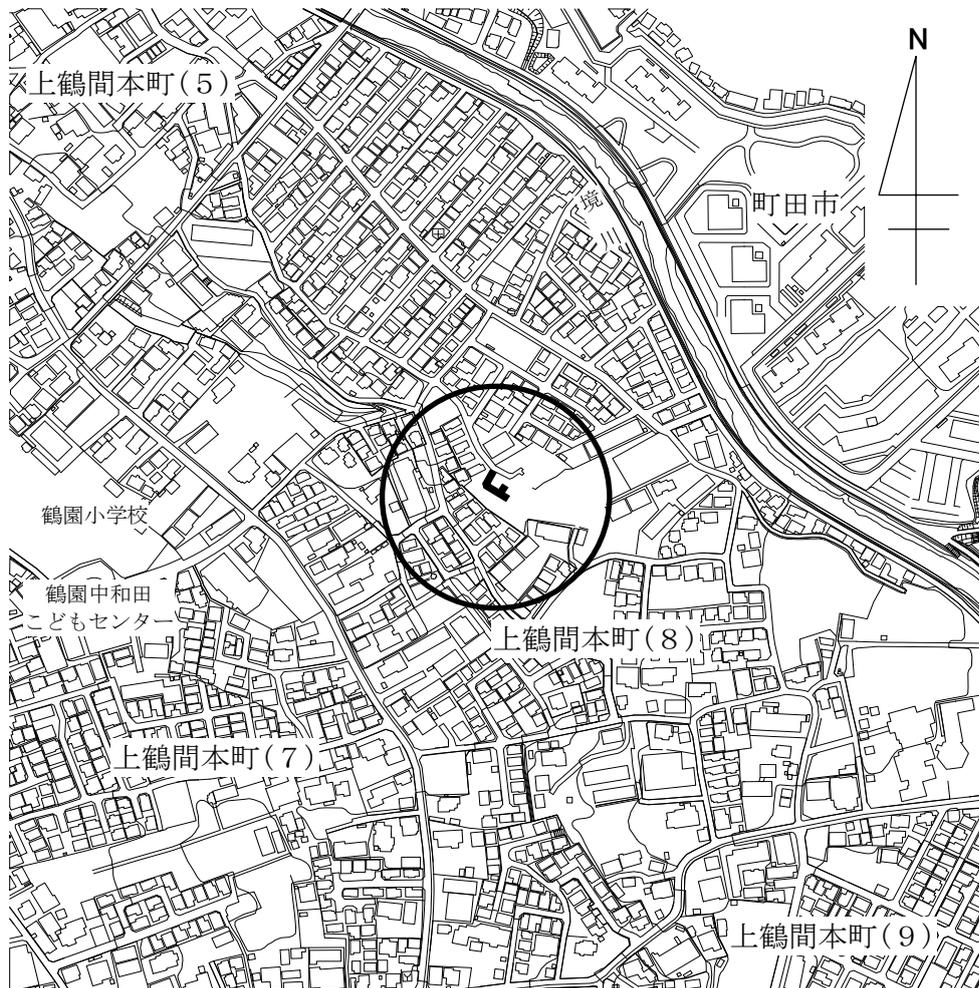


凡 例

-  開発区域
-  認定路線
- 幅員 4.5～5.0m
- 延長 36m

別 図 1 2

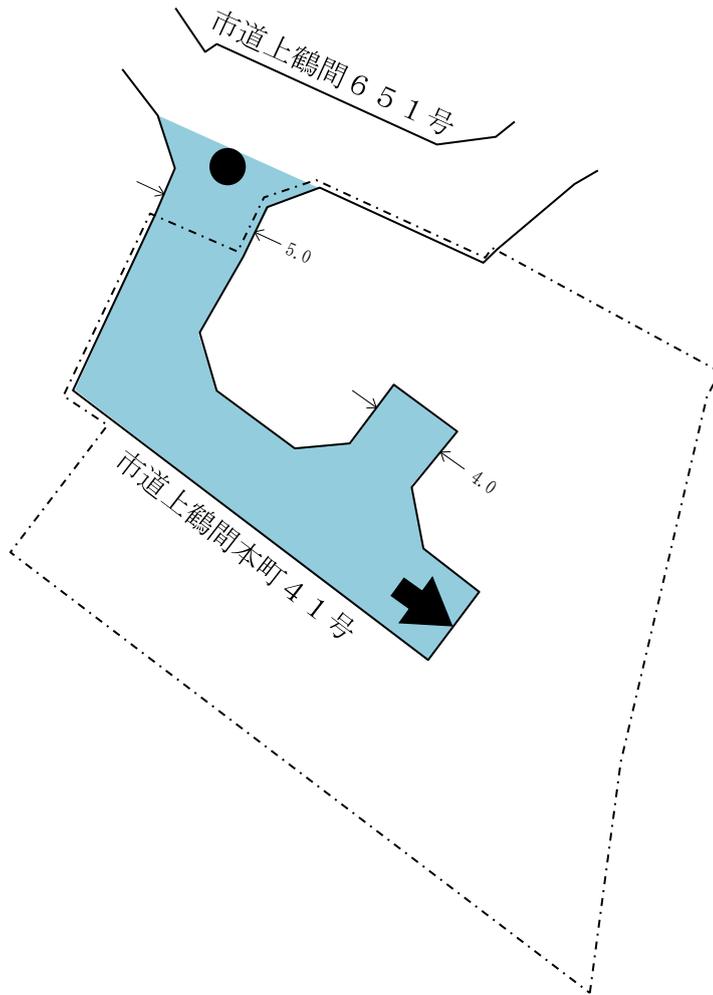
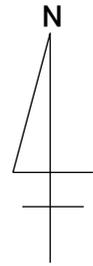
1 案内図



2 道路の概要

路線名	上鶴間本町41号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	南区上鶴間本町8丁目426番1外7筆
開発行為の面積	864.09㎡
予定建築物の用途等	専用住宅6宅地
区域区分等	市街化区域 (第1種中高層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	車返しあり

3 路線図

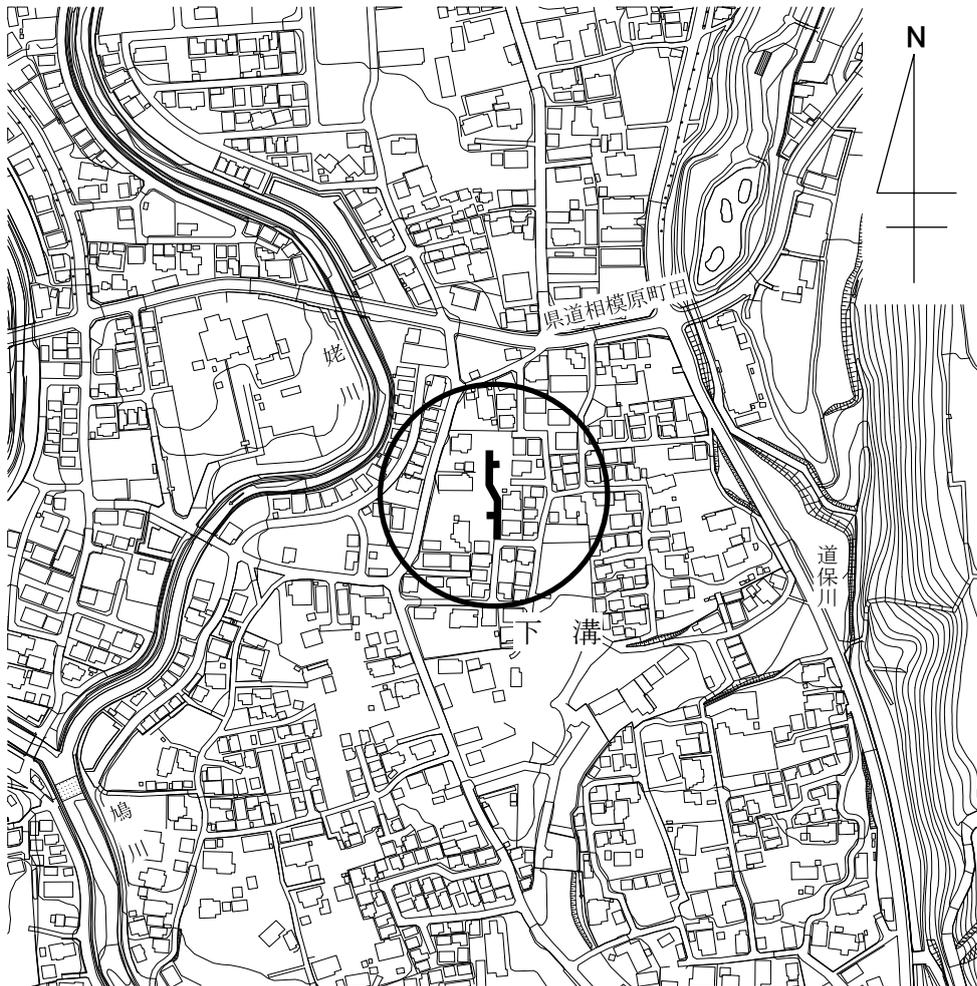


凡 例

-  開発区域
-  認定路線
- 幅員 4.0~5.0m
- 延長 40m

別 図 1 3

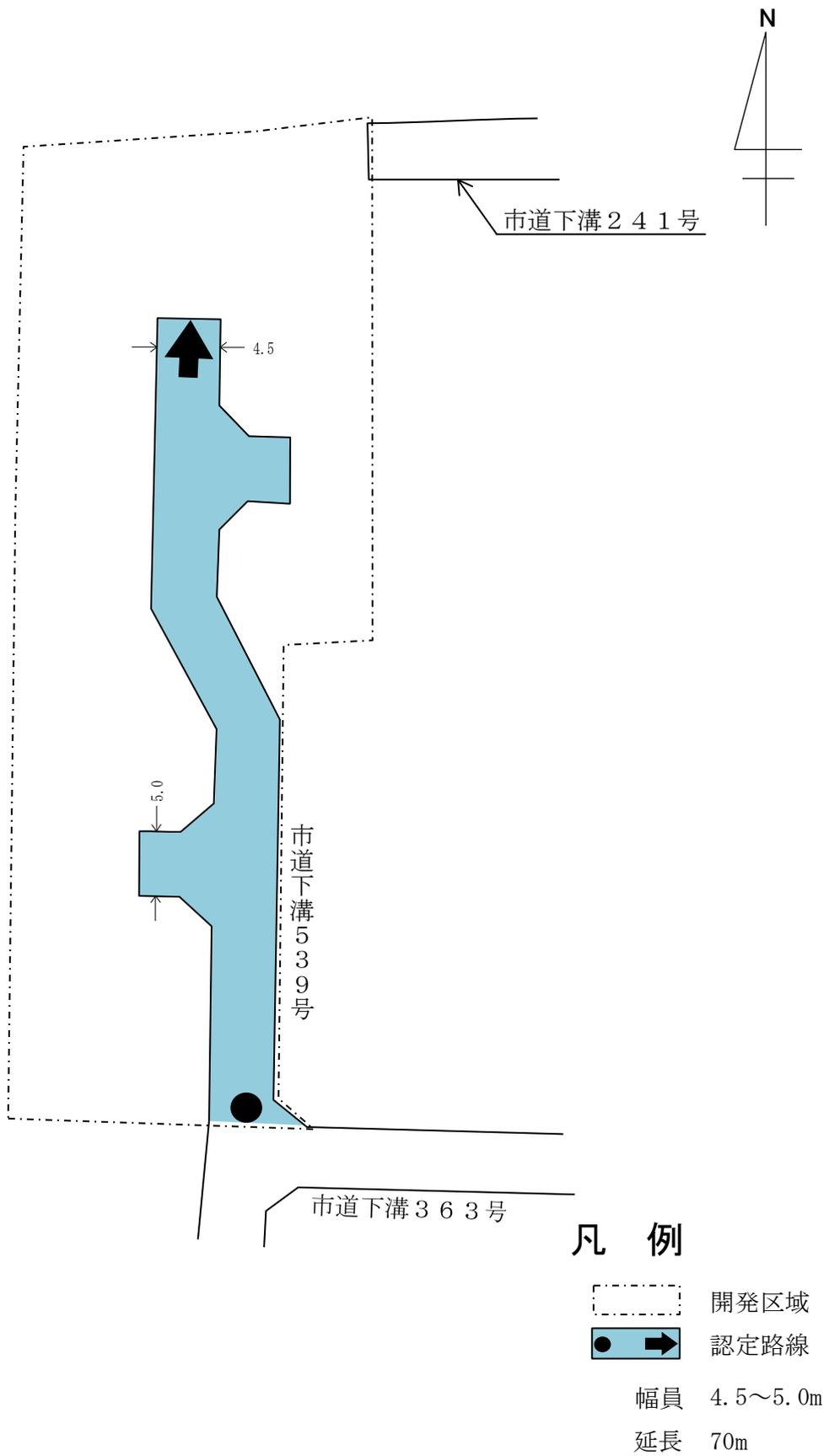
1 案内図



2 道路の概要

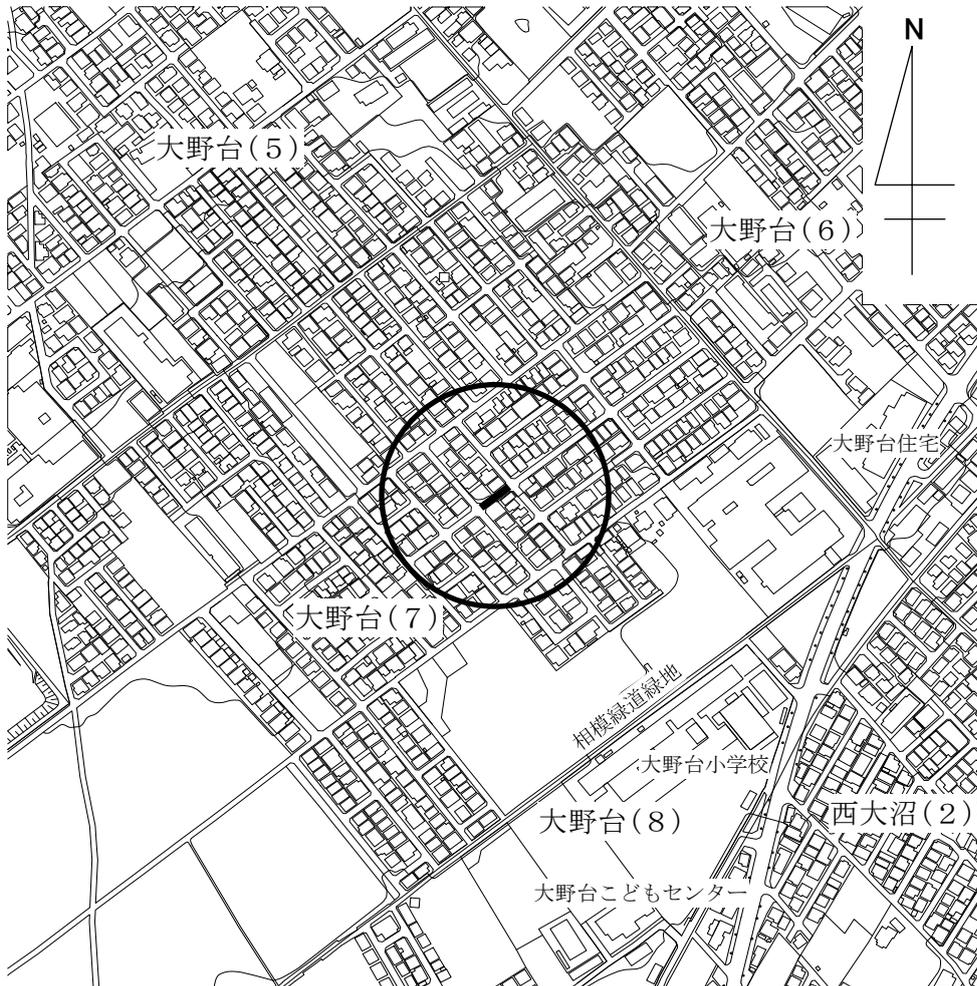
路線名	下溝539号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	南区下溝1998番1 外12筆
開発行為の面積	1,578.72㎡
予定建築物の用途等	専用住宅10宅地
区域区分等	市街化区域 (第1種低層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	車返しあり

3 路線図



別 図 1 4

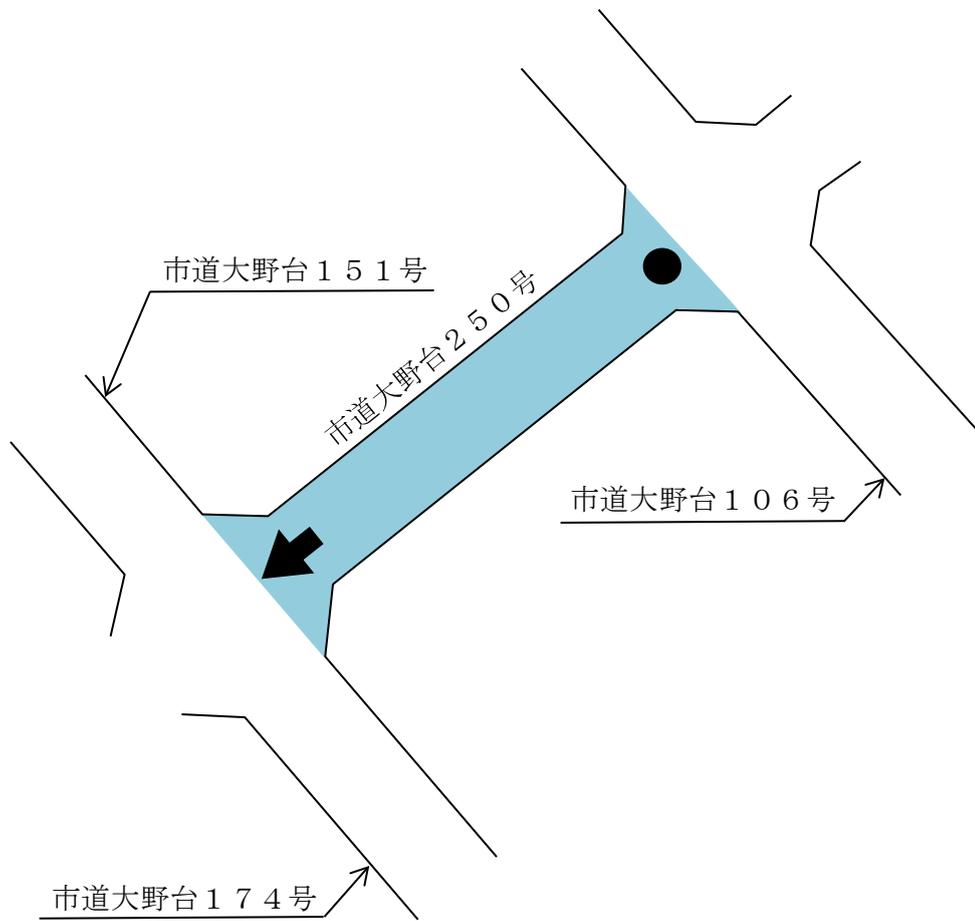
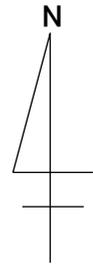
1 案内図



2 道路の概要

路線名	大野台250号
認定の理由	寄附受納
寄附の申請地	南区大野台7丁目2581番160 外1筆
受納面積	48.99㎡
区域区分等	市街化区域 (第1種低層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	

3 路線図



凡 例

 認定路線

幅員 4.5m

延長 23m

別 図 15

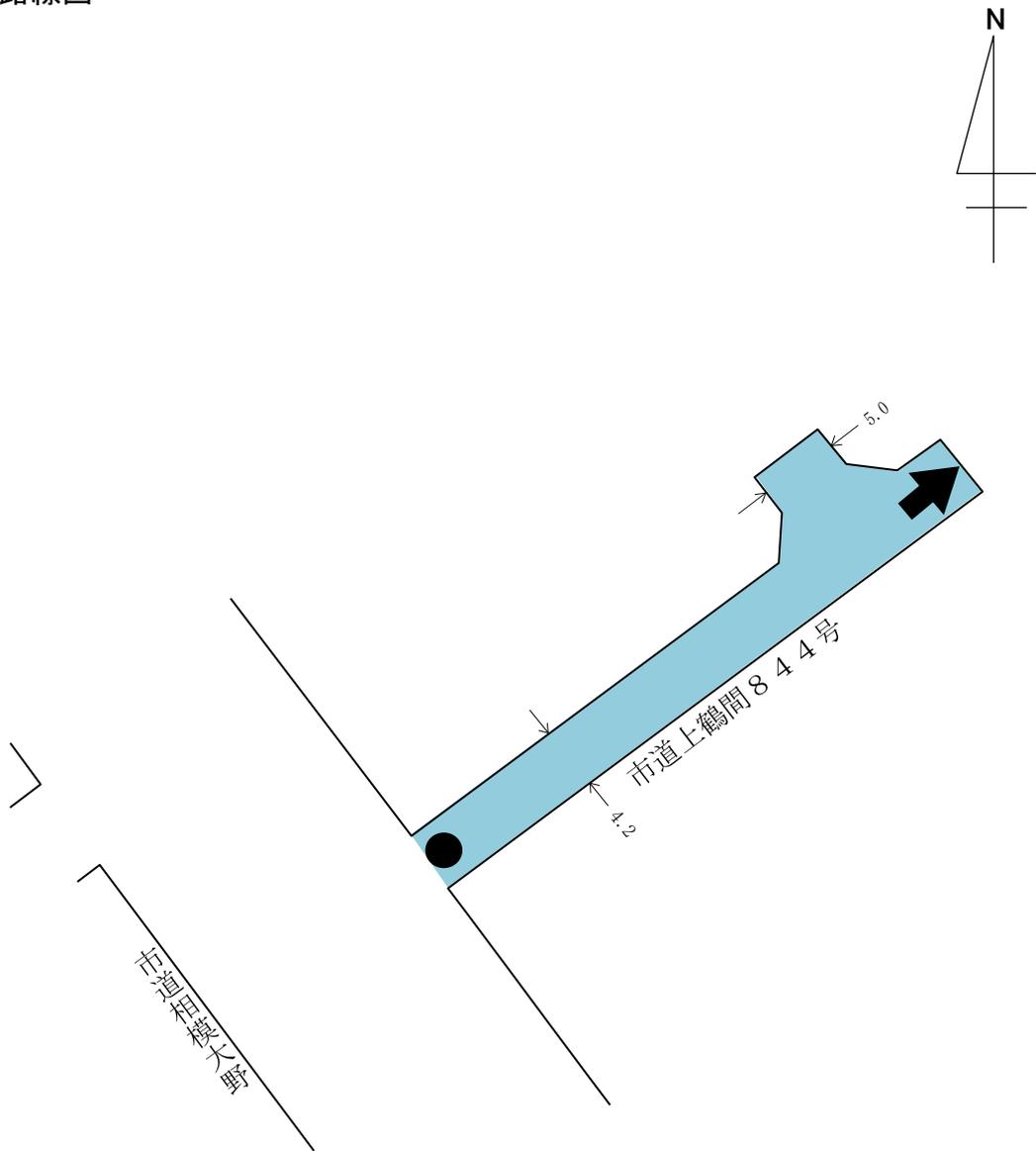
1 案内図



2 道路の概要

路線名	上鶴間844号
認定の理由	寄附受納
寄附の申請地	南区上鶴間6丁目1562番320 外4筆
受納面積	194.86㎡
区域区分等	市街化区域 (第1種住居地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	隅切なし、車返しあり

3 路線図

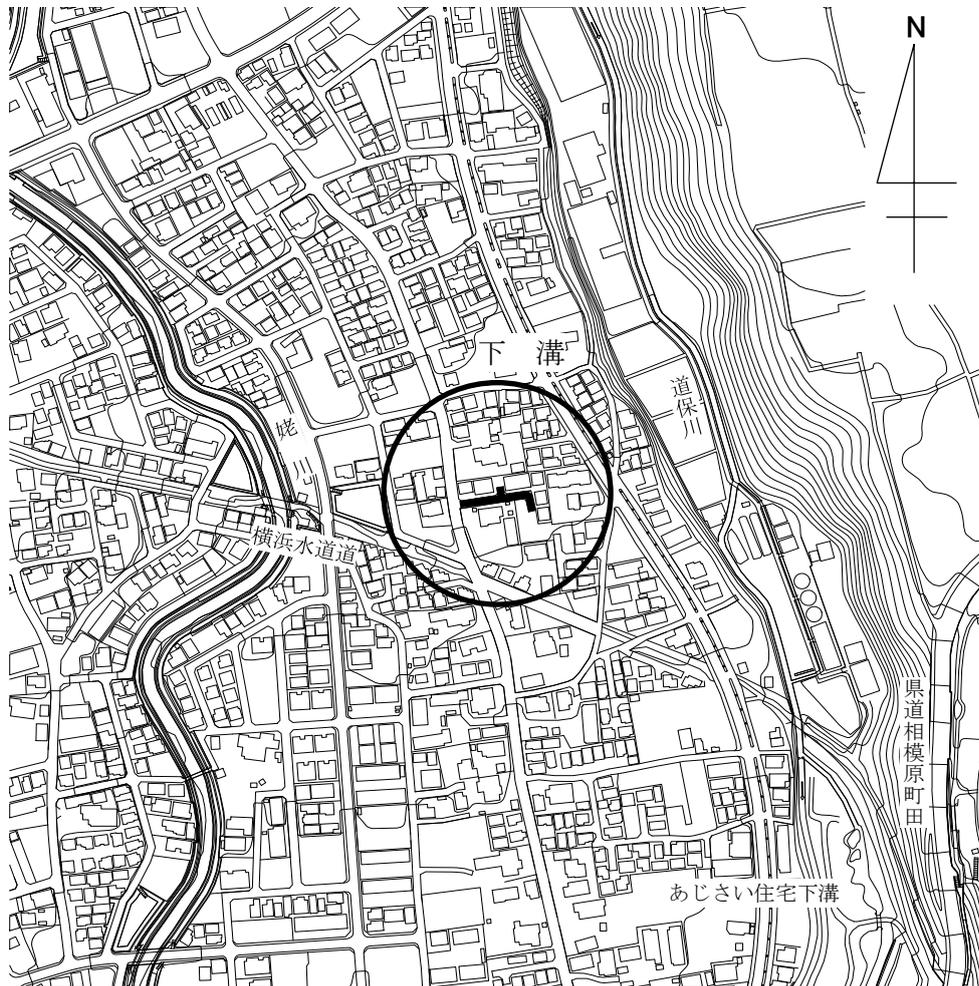


凡 例

- → 認定路線
- 幅員 4.2~5.0m
- 延長 44m

別 図 1 6

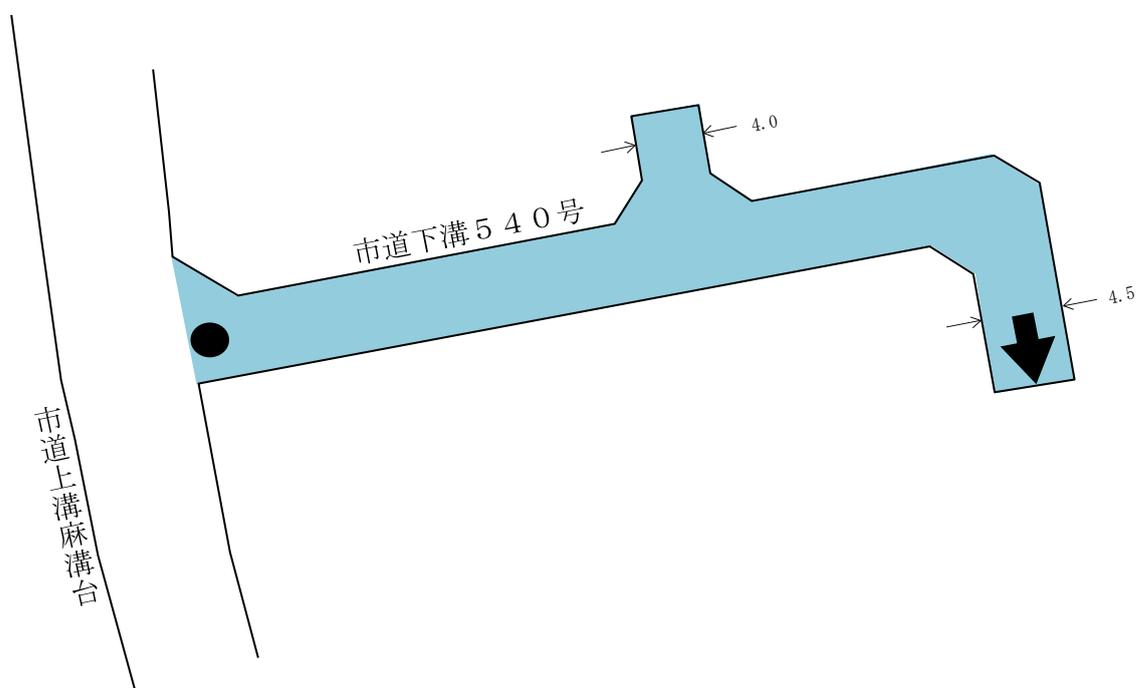
1 案内図



2 道路の概要

路線名	下溝540号
認定の理由	寄附受納
寄附の申請地	南区下溝2074番1 外2筆
受納面積	295.95㎡
区域区分等	市街化区域 (第1種低層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	片隅切、車返しあり

3 路線図



凡 例

-  認定路線
- 幅員 4.0~4.5m
- 延長 62m

市道の廃止について
次のとおり、市道の路線を廃止する。

令和2年8月26日提出

相模原市長 本村賢太郎

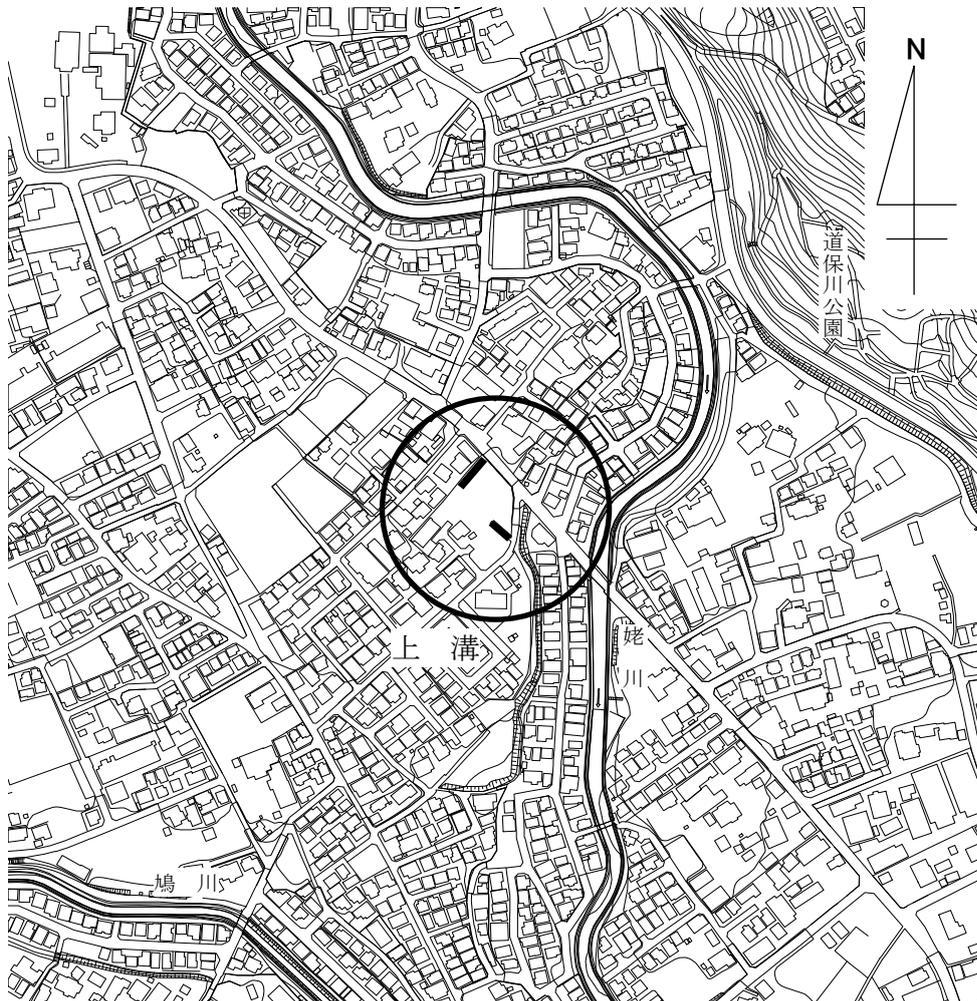
路線名	起 点	終 点	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
上溝 587号	中央区上溝 1637番8地先	中央区上溝 1637番7地先	1.5	22	別図
上溝 588号	中央区上溝 1634番1地先	中央区上溝 1634番7地先	1.8	17	

提案の理由

開発行為による付替に伴い市道の路線を廃止いたしたく、道路法(昭和27年法律第180号)第10条第3項の規定により提案するものである。

別 図

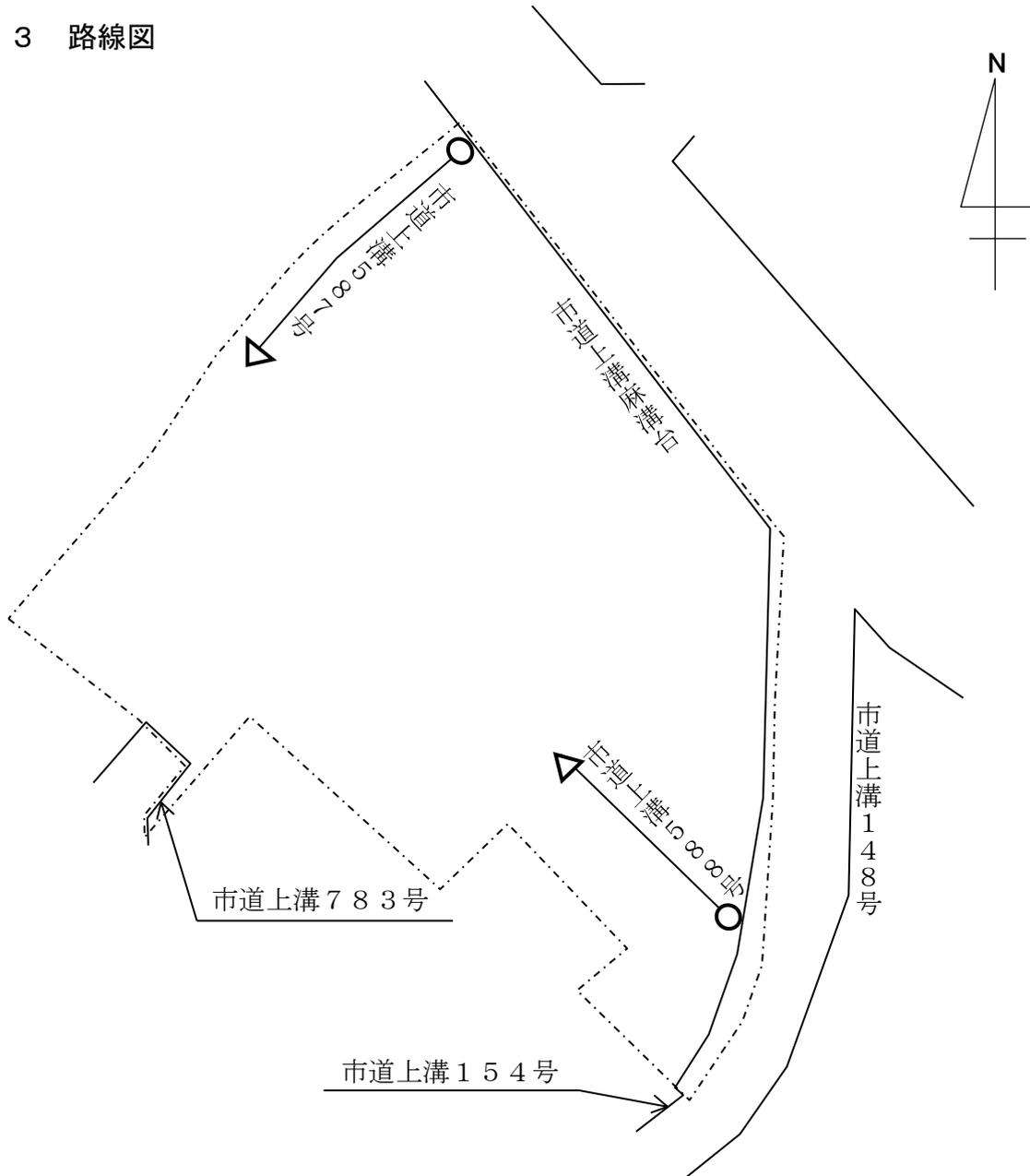
1 案内図



2 道路の概要

路線名	上溝587号	上溝588号
廃止の理由	開発行為による付替	
路線の所在	中央区上溝1637番8外地先	中央区上溝1634番1外地先

3 路線図



凡 例

- 開発区域
- 廃止路線

市道上溝587号

幅員 1.5m

延長 22m

市道上溝588号

幅員 1.8m

延長 17m

令和元年度相模原市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
令和元年度相模原市下水道事業会計未処分利益剰余金4,573,541,857
円のうち392,961,478円を資本金に組み入れ、146,488,079
円を減債積立金に積み立てる。

令和2年8月26日提出

相模原市長 本村賢太郎

提案の理由

令和元年度相模原市下水道事業会計における未処分利益剰余金の一部について、
資本金に組み入れ、及び減債積立金に積み立てる処分をいたしたく、地方公営企
業法(昭和27年法律第292号)第32条第2項の規定により提案するものであ
る。

令和2年度相模原市一般会計補正予算(第7号)

令和2年度相模原市の一般会計の補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第1条 歳入歳出予算の総額395,021,000千円に歳入歳出それぞれ539,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ395,560,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

(債務負担行為補正)

第3条 債務負担行為の補正は、「第3表債務負担行為補正」による。

(地方債補正)

第4条 地方債の補正は、「第4表地方債補正」による。

令和2年8月26日提出

相模原市長 本村賢太郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
55 国庫支出金		141,882,629	55,774	141,938,403
	10 国庫補助金	85,539,572	21,290	85,560,862
	15 国庫委託金	686,987	34,484	721,471
60 県支出金		17,958,521	△915	17,957,606
	10 県補助金	3,092,238	△915	3,091,323
70 寄附金		176,065	114,000	290,065
	5 寄附金	176,065	114,000	290,065
80 繰越金		3,556,655	278,206	3,834,861
	5 繰越金	3,556,655	278,206	3,834,861
85 諸収入		17,460,718	△1,065	17,459,653
	25 雑入	2,562,085	△1,065	2,561,020
90 市債		28,747,200	93,000	28,840,200
	5 市債	28,747,200	93,000	28,840,200
歳入	合計	395,021,000	539,000	395,560,000

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
10 総務費		25,293,077	450,806	25,743,883
	5 総務管理費	14,779,066	325,835	15,104,901
	13 市民生活費	7,208,638	124,971	7,333,609
15 民生費		133,457,460	28,100	133,485,560
	5 社会福祉費	50,187,401	△1,000	50,186,401
	10 児童福祉費	57,800,282	29,100	57,829,382
20 衛生費		28,657,870	△3	28,657,867
	15 環境保全費	630,465	△3	630,462
25 労働費		647,759	437	648,196
	5 労働諸費	647,759	437	648,196
35 商工費		89,668,646	△2,614	89,666,032
	5 商工費	89,668,646	△2,614	89,666,032
40 土木費		24,791,574	44,831	24,836,405
	10 河川費	512,070	46,871	558,941
	15 都市計画費	12,392,739	△961	12,391,778
	20 公園費	2,212,771	△1,079	2,211,692
50 教育費		52,165,380	△6,757	52,158,623
	25 市民体育費	1,881,679	△6,757	1,874,922
55 災害復旧費		3,136,563	24,200	3,160,763
	2 災害復旧費	3,136,563	24,200	3,160,763
歳 出	合 計	395,021,000	539,000	395,560,000

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
			千円
20 衛生費	5 保健衛生費	(仮称)新斎場整備事業	43,237
40 土木費	5 道路橋りょう費	橋りょう長寿命化事業(JR西跨線橋修繕工事負担金)	100,000
	15 都市計画費	広域交流拠点推進事業(相模原駅周辺まちづくり推進事業)	7,609
55 災害復旧費	2 災害復旧費	公共土木施設災害復旧費(市道奥牧野綱子ほか6)	788,469

第3表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
文化会館、南市民ホール、 小田急相模原駅文化交流プラザ 指 定 管 理 経 費	令和2年度から 令和5年度まで	千円 1,125,171
市民会館指定管理経費	令和2年度から 令和5年度まで	361,650
杜のホールはしもと、 城山文化ホール 指 定 管 理 経 費	令和2年度から 令和5年度まで	545,567
市民健康文化センター 指 定 管 理 経 費	令和2年度から 令和5年度まで	600,353
北市民健康文化センター 指 定 管 理 経 費	令和2年度から 令和5年度まで	678,697
市民・大学交流センター 指 定 管 理 経 費	令和2年度から 令和3年度まで	81,394
新磯ふれあいセンター、 相模の大風センター 指 定 管 理 経 費	令和2年度から 令和5年度まで	256,619
東林ふれあいセンター 指 定 管 理 経 費	令和2年度から 令和3年度まで	75,962
あじさい会館、 あじさい会館南分室、 あじさい会館緑分室 指 定 管 理 経 費	令和2年度から 令和5年度まで	371,973
障害者支援センター松が丘園、 けやき体育館 指 定 管 理 経 費	令和2年度から 令和5年度まで	1,175,551
環境情報センター 指 定 管 理 経 費	令和2年度から 令和3年度まで	50,555
勤労者総合福祉センター 指 定 管 理 経 費	令和2年度から 令和5年度まで	235,324

事 項	期 間	限 度 額
		千円
産業会館指定管理経費	令和2年度から 令和5年度まで	272,099
相模川ふれあい科学館 指定管理経費	令和2年度から 令和5年度まで	335,573
横山公園、鹿沼公園、小山公園 指定管理経費	令和2年度から 令和5年度まで	801,344
淵野辺公園、相模原球場、 相模台公園、古淵鵜野森公園、 大野台南テニスコート 指定管理経費	令和2年度から 令和5年度まで	1,521,531
相模原麻溝公園動物広場 指定管理経費	令和2年度から 令和5年度まで	340,452
津久井又野公園、 相模湖林間公園、 小倉テニスコート、 小倉プール、 名倉グラウンド、 ふじのマレットゴルフ場 指定管理経費	令和2年度から 令和3年度まで	338,899
相模原麻溝公園競技場、 相模原麻溝公園第2競技場、 相模原麻溝公園スポーツ広場、 相模原麻溝公園グラウンド 指定管理経費	令和2年度から 令和3年度まで	252,125
総合体育館、北総合体育館、 相模原北公園スポーツ広場、 市体育館指定管理経費	令和2年度から 令和5年度まで	825,170
総合水泳場指定管理経費	令和2年度から 令和5年度まで	1,108,942

第4表 地方債補正

変更

起債の目的	限度額		
	補正前	補正	補正後
	千円	千円	千円
(総務債) まちづくりセンター等整備費	12,400	22,100	34,500
(土木債) 河川整備費	122,700	46,700	169,400
(災害復旧債) 災害復旧費	1,904,800	24,200	1,929,000
計	28,747,200	93,000	28,840,200

令和2年度相模原市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

令和2年度相模原市介護保険事業特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第1条 歳入歳出予算の総額57,382,000千円に歳入歳出それぞれ3,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57,385,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年8月26日提出

相模原市長 本村賢太郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
15 国庫支出金		11,973,682	4,000	11,977,682
	10 国庫補助金	2,417,363	4,000	2,421,363
40 繰入金		9,865,000	△1,000	9,864,000
	5 一般会計繰入金	8,665,000	△1,000	8,664,000
歳入	合計	57,382,000	3,000	57,385,000

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
35 諸支出金		千円 19,085	千円 3,000	千円 22,085
	5 償還金及び還付加算金	19,085	3,000	22,085
歳 出 合 計		57,382,000	3,000	57,385,000

令和2年度相模原市麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)

令和2年度相模原市麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業特別会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第1条 歳入歳出予算の総額620,000千円に歳入歳出それぞれ230,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ850,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年8月26日提出

相模原市長 本村賢太郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
15 繰越金		千円 28,000	千円 230,000	千円 258,000
	5 繰越金	28,000	230,000	258,000
歳入合計		620,000	230,000	850,000

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業費		千円 500,980	千円 230,000	千円 730,980
	5 麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業費	500,980	230,000	730,980
歳 出	合 計	620,000	230,000	850,000

令和2年度相模原市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和2年度相模原市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（継続費）

第2条 継続費の総額及び年割額を次のとおり改める。

変 更

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年割額	総 額	年 度	年割額
公共下水道 資本的支出	公共下水道 建設改良費	上鶴間地区 雨水幹線 整備事業	千円		千円	千円		千円
			325,000	2 3	18,900 306,100	474,200	2 3	18,900 455,300

令和2年8月26日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

教育委員会の委員の選任について
次の者を、本市教育委員会の委員に任命したいので同意されたい。

令和 2 年 9 月 1 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

住 所	氏 名	生 年 月 日
████████████████████ ██████████	白 石 卓 之	██████████

提案の理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号)第 4 条
第 2 項の規定により、議会の同意を得る必要による。

人権擁護委員の候補者の推薦について
次の者を、人権擁護委員の候補者に推薦したいので意見を求める。

令和 2 年 9 月 1 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

住 所	氏 名	生 年 月 日	職 業
████████████████████ ████████	島 崎 能 充	██████████████	████████

提案の理由

人権擁護委員法(昭和 2 4 年法律第 1 3 9 号)第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を聞く必要による。

